

令和7年度

税務統計

尼崎市資産統括局税務管理部

目 次

I	市税及び一般会計	7
	(1) 人口・世帯数等に関する調	8
	(2) 市税負担額等に関する調	8
	(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較	10
	[図表1] 令和6年度一般会計歳入歳出決算額（構成割合）	12
	[図表2] 令和6年度市税決算額の税目別構成比	13
	[図表3] 令和7年度市税当初予算額の税目別構成比	13
	(4) 令和6年度市税税目別決算状況	14
	(5) 令和6年度市税決算の概要	16
	(6) 当初及び最終予算額累年比較	22
	(7) 市税予算額・決算額の推移	24
	[図表4] 市税決算額の推移	25
	(8) 市税決算状況の推移	26
	(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較	28
	[図表5] 市税収入率の推移	30
II	市民税	31
1	個人	34
	(1) 納税義務者数の推移	34
	(2) 所得控除額等の推移	36
	(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移	42
	(4) 所得区分別納税義務者の推移（所得割）	42
	(5) 所得区分別所得金額の推移（所得割）	42
	(6) 所得区分別税額の推移（所得割）	42
	(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数	44
	(8) 扶養控除人員	46
	(9) 給与所得の収入金額等の推移	47
	(10) 青色申告者及び事業専従者の推移	47
	(11) 個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額	48
	(12) 令和3年度以降住民税に係る給与所得控除額及び公的年金等控除額	49
2	法人	50
	(1) 法人税割産業分類別調定額の推移	50
	(2) 法人税割月別調定額の推移	52
	(3) 資本金段階別法人数の推移	52
3	県民税払込案分率	54

III	固定資産税・都市計画税	55
1	固定資産税	57
	(1) 納税義務者数の推移	58
	(2) 地目別総地積の推移	58
	(3) 地目別総筆数の推移	58
	(4) 地目別決定価格の推移	58
	(5) 地目別課税標準額の推移	60
	(6) 地目別平均価格の推移 (㎡単位当たり価格)	60
	(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移	60
	(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移	60
	(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移	62
	(10) 償却資産に係る決定価格の推移	62
	(11) 償却資産に係る課税標準額の推移	62
2	国有資産等所在市町村交付金に関する調	62
3	都市計画税	64
	(1) 納税義務者数の推移	64
	(2) 課税標準額等の推移	64
IV	軽自動車税	65
	(1) 課税台数の推移	68
	(2) 調定額の推移	68
V	市たばこ税	71
	(1) 年度別調定状況	72
	(2) 年度別月別調定状況	73
VI	特別土地保有税	75
	(1) 納税義務者数の推移	77
	(2) 地積の推移	77
	(3) 調定額の推移	77
	(4) 特別土地保有税の推移	78
VII	入湯税	79
	年度別調定状況	80
VIII	事業所税	81
	調定額等に関する調	84
IX	滞納処分	87
	(1) 滞納処分の停止額税目別明細	88
	(2) 不納欠損額税目別明細	88
	(3) 財産差押状況の推移	88
X	口座振替	91
	口座振替加入率等の推移	92

XI	税外収入（税務関係分）	93
	（1） 税外収入決算状況の推移（税務関係分）	94
	（2） 自動車重量譲与税に関する調	96
	（3） 特別とん譲与税に関する調	96
	（4） 地方揮発油譲与税に関する調	96
	（5） 地方道路譲与税に関する調	96
	（6） 森林環境譲与税に関する調	96
	（7） 利子割交付金に関する調	96
	（8） 配当割交付金に関する調	96
	（9） 株式等譲渡所得割交付金に関する調	96
	（10） 法人事業税交付金に関する調	97
	（11） 地方消費税交付金に関する調	97
	（12） 自動車取得税交付金に関する調	97
	（13） 環境性能割交付金に関する調	97
	（14） 地方特例交付金に関する調	97
	（15） 交通安全対策特別交付金に関する調	97
	（16） 県税徴収交付金に関する調	97
	（17） 税務関係証明書の発行等に関する調	98
XII	徴収経費	99
	徴収経費決算状況の推移	100
XIII	税務機構	103
	（1） 税務機構の変遷	104
	（2） 現在の税務機構及び事務分掌	117
	（3） 税務管理部職員の課・係別人員内訳の推移	118
XIV	参 考	119
	（1） 全国市町村税の税目別収入額推移	120
	（2） 全国と尼崎市の市税収入率比較（決算）	124
	（3） 租税体系	125
	（4） 地方税制の変遷（市町村税関係）	126
	（5） 住民税及び所得税の諸控除一覧	128
	ア 所得控除	128
	イ 税額控除	130
	（6） 市税税率の変遷	132
	（7） 尼崎市の税制	134
	（8） 譲与税・交付金要領	136
XV	税データ分析	145
	（1） [図表6] 令和6年度市税決算額（現年分）の個人・法人別構成比	146
	（2） [図表7] 固定資産税（土地・家屋）個人・法人別課税標準額の推移	147

I 市 税 及 び 計
一 般 会 計



I 市税及び一般会計

(1) 人口・世帯数等に関する調

区 分	人 口	世 帯 数	面 積	一世帯当たり 人 口
平成28年度	451,915人	211,178世帯	50.72km ²	2.14人
29	450,765人	212,950世帯	50.72km ²	2.12人
30	450,721人	214,858世帯	50.72km ²	2.10人
令和元年度	451,179人	217,387世帯	50.72km ²	2.08人
2	451,481人	219,735世帯	50.72km ²	2.05人
3	458,686人	222,032世帯	50.72km ²	2.07人
4	455,835人	222,605世帯	50.71km ²	2.05人
5	454,887人	224,672世帯	50.71km ²	2.02人
6	453,811人	226,702世帯	50.71km ²	2.00人
7	453,646人	229,320世帯	50.70km ²	1.98人

(注) 人口・世帯数：各年の4月1日現在の推計人口による。

(2) 市税負担額等に関する調

区 分	一 般 会 計 歳 入 総 額 (ア)	市 税 歳 入 総 額 (イ)	一般会計に 占める割合 (イ)/(ア)	人口一人当たり 市税負担額
平成27年度	206,535,275千円	77,459,503千円	37.5%	173,627円
28	205,175,362千円	77,659,392千円	37.9%	171,845円
29	200,813,369千円	78,767,750千円	39.2%	174,742円
30	205,885,923千円	79,238,902千円	38.5%	175,805円
令和元年度	205,121,933千円	80,591,085千円	39.3%	178,623円
2	264,031,807千円	79,557,367千円	30.1%	176,214円
3	232,308,042千円	80,110,628千円	34.5%	174,652円
4	227,245,745千円	82,597,797千円	36.3%	181,201円
5	227,235,805千円	83,346,114千円	36.7%	183,224円
6	240,079,769千円	84,538,405千円	35.2%	186,285円

一平方キロメートル当たり		税務職員数	税務職員一人当たり		
人口	世帯数		人口	世帯数	面積
8,910人	4,164世帯	115人	3,930人	1,836世帯	0.4410km ²
8,887人	4,199世帯	118人	3,820人	1,805世帯	0.4298km ²
8,886人	4,236世帯	120人	3,756人	1,790世帯	0.4227km ²
8,895人	4,286世帯	125人	3,609人	1,739世帯	0.4058km ²
8,901人	4,332世帯	125人	3,612人	1,758世帯	0.4058km ²
9,043人	4,378世帯	117人	3,920人	1,898世帯	0.4335km ²
8,989人	4,390世帯	113人	4,034人	1,970世帯	0.4488km ²
8,970人	4,431世帯	114人	3,990人	1,971世帯	0.4448km ²
8,949人	4,471世帯	123人	3,690人	1,843世帯	0.4123km ²
8,948人	4,523世帯	123人	3,688人	1,864世帯	0.4122km ²

一世帯当たり 市税負担額	基準財政 収入額(ウ)	基準財政 需要額(エ)	前年比			
			(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
364,061円	60,130,138千円	73,001,496千円	104.2%	99.4%	104.2%	102.3%
367,744円	60,155,905千円	73,392,838千円	99.3%	100.3%	100.0%	100.5%
369,888円	61,906,769千円	73,963,980千円	97.9%	101.4%	102.9%	100.8%
368,797円	62,174,711千円	73,872,070千円	102.5%	100.6%	100.4%	99.9%
370,726円	62,928,021千円	75,354,939千円	99.6%	101.7%	101.2%	102.0%
362,061円	64,864,886千円	76,922,544千円	128.7%	98.7%	103.1%	102.1%
360,807円	63,981,151千円	79,798,472千円	88.0%	100.7%	98.6%	103.7%
371,051円	66,911,831千円	82,404,716千円	97.8%	103.1%	104.6%	103.3%
370,968円	68,907,403千円	85,365,022千円	100.0%	100.9%	103.0%	103.6%
372,905円	70,648,049千円	88,733,508千円	105.7%	101.4%	102.5%	103.9%

(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較

区 分	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
歳 入 総 額	264,031,807	100.0%	232,308,042	100.0%
市 税	79,557,367	30.1%	80,110,628	34.5%
地 方 譲 与 税	795,041	0.3%	808,861	0.3%
利 子 割 交 付 金	73,373	0.0%	59,288	0.0%
配 当 割 交 付 金	411,788	0.2%	602,326	0.3%
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	478,104	0.2%	713,224	0.3%
法 人 事 業 税 交 付 金	654,466	0.2%	1,101,489	0.5%
地 方 消 費 税 交 付 金	9,427,900	3.6%	10,313,226	4.4%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	48	0.0%	-	-
環 境 性 能 割 交 付 金	91,334	0.0%	115,442	0.1%
地 方 特 例 交 付 金	459,443	0.2%	1,263,150	0.5%
地 方 交 付 税	12,499,119	4.7%	16,376,225	7.1%
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	70,292	0.0%	64,969	0.0%
分 担 金 及 び 負 担 金	697,767	0.3%	809,600	0.3%
使 用 料 及 び 手 数 料	6,342,945	2.4%	6,420,788	2.8%
国 庫 支 出 金	104,475,676	39.6%	71,066,543	30.6%
県 支 出 金	13,344,304	5.0%	14,162,685	6.1%
財 産 収 入	2,409,494	0.9%	1,770,491	0.8%
寄 付 金	216,234	0.1%	308,364	0.1%
繰 入 金	224,220	0.1%	1,969,748	0.8%
繰 越 金	751,533	0.3%	1,773,441	0.8%
諸 収 入	9,399,630	3.6%	7,839,147	3.4%
市 債	21,651,729	8.2%	14,658,407	6.3%

歳 出 総 額	262,258,366	100.0%	228,813,019	100.0%
議 会 費	774,682	0.3%	782,992	0.3%
総 務 費	67,785,167	25.8%	18,879,319	8.2%
民 生 費	103,073,681	39.3%	116,595,481	51.0%
衛 生 費	14,212,722	5.4%	18,726,176	8.2%
労 働 費	167,715	0.1%	350,558	0.2%
農 林 水 産 業 費	145,143	0.1%	140,912	0.1%
商 工 費	3,247,894	1.2%	3,073,385	1.3%
土 木 費	20,387,733	7.8%	15,736,402	6.9%
消 防 費	6,191,448	2.4%	5,034,116	2.2%
教 育 費	17,143,759	6.5%	19,736,390	8.6%
災 害 復 旧 費	-	-	-	-
公 債 費	29,107,852	11.1%	29,747,017	13.0%
諸 支 出 金	20,570	0.0%	10,271	0.0%

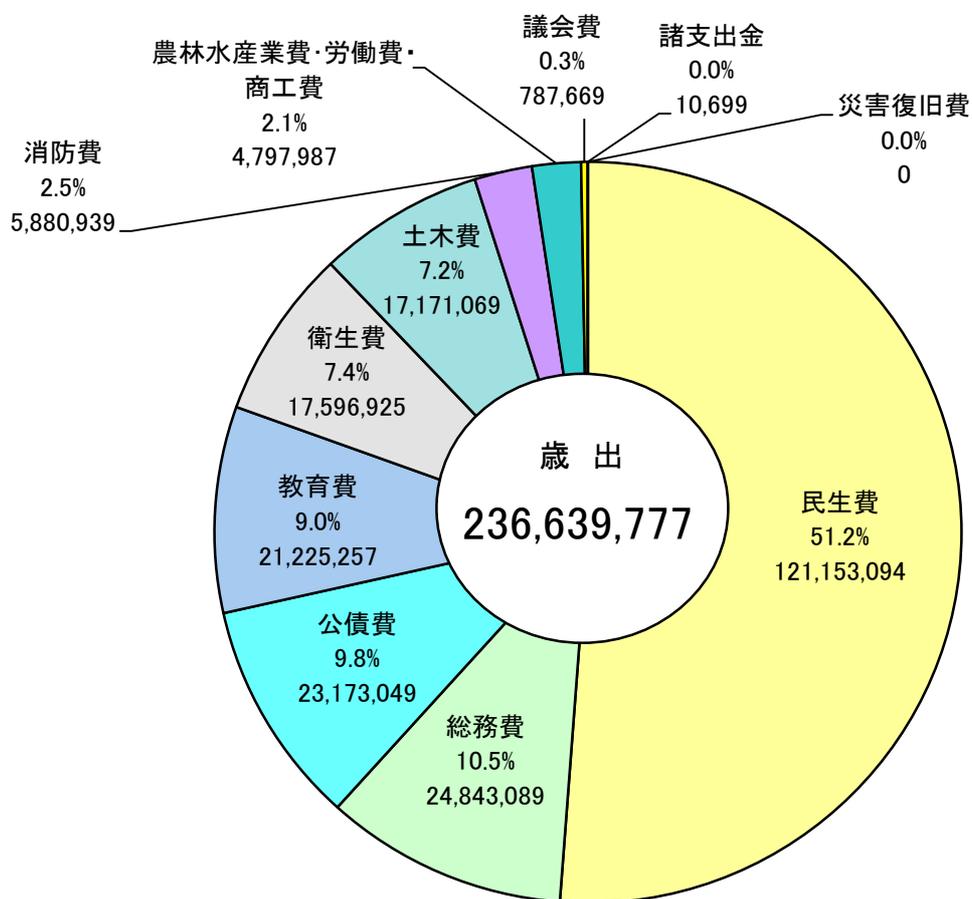
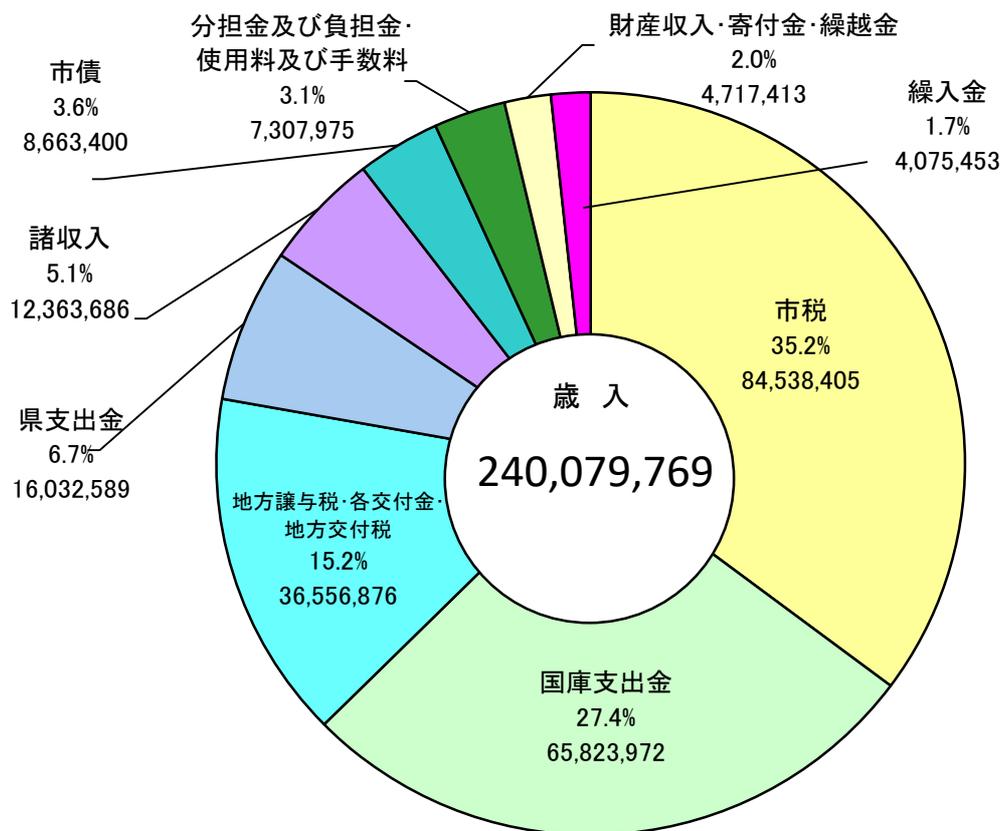
(単位：千円)

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
227,245,745	100.0%	227,235,805	100.0%	240,079,769	100.0%
82,597,797	36.3%	83,346,114	36.7%	84,538,405	35.2%
809,866	0.4%	818,505	0.4%	818,496	0.3%
38,635	0.0%	36,251	0.0%	50,372	0.0%
573,449	0.3%	664,698	0.3%	898,371	0.4%
410,977	0.2%	710,505	0.3%	1,185,641	0.5%
1,177,451	0.5%	1,114,776	0.5%	1,127,386	0.5%
10,911,528	4.8%	10,837,434	4.8%	11,390,754	4.7%
2,168	0.0%	7,976	0.0%	-	-
139,120	0.1%	145,209	0.1%	178,737	0.1%
525,275	0.2%	498,987	0.2%	2,450,496	1.0%
15,658,743	6.9%	16,790,463	7.4%	18,410,555	7.7%
56,935	0.0%	49,342	0.0%	46,068	0.0%
839,287	0.4%	943,920	0.4%	941,080	0.4%
6,325,770	2.8%	6,277,596	2.8%	6,366,895	2.7%
63,688,169	28.0%	61,579,428	27.1%	65,823,972	27.4%
14,921,718	6.6%	15,195,107	6.7%	16,032,589	6.7%
3,288,088	1.4%	2,420,578	1.1%	1,293,149	0.5%
564,554	0.2%	714,425	0.3%	376,219	0.2%
4,094,825	1.8%	3,177,811	1.4%	4,075,453	1.7%
3,495,023	1.5%	3,036,134	1.3%	3,048,045	1.3%
9,925,590	4.4%	12,401,146	5.4%	12,363,686	5.1%
7,200,777	3.2%	6,469,400	2.8%	8,663,400	3.6%

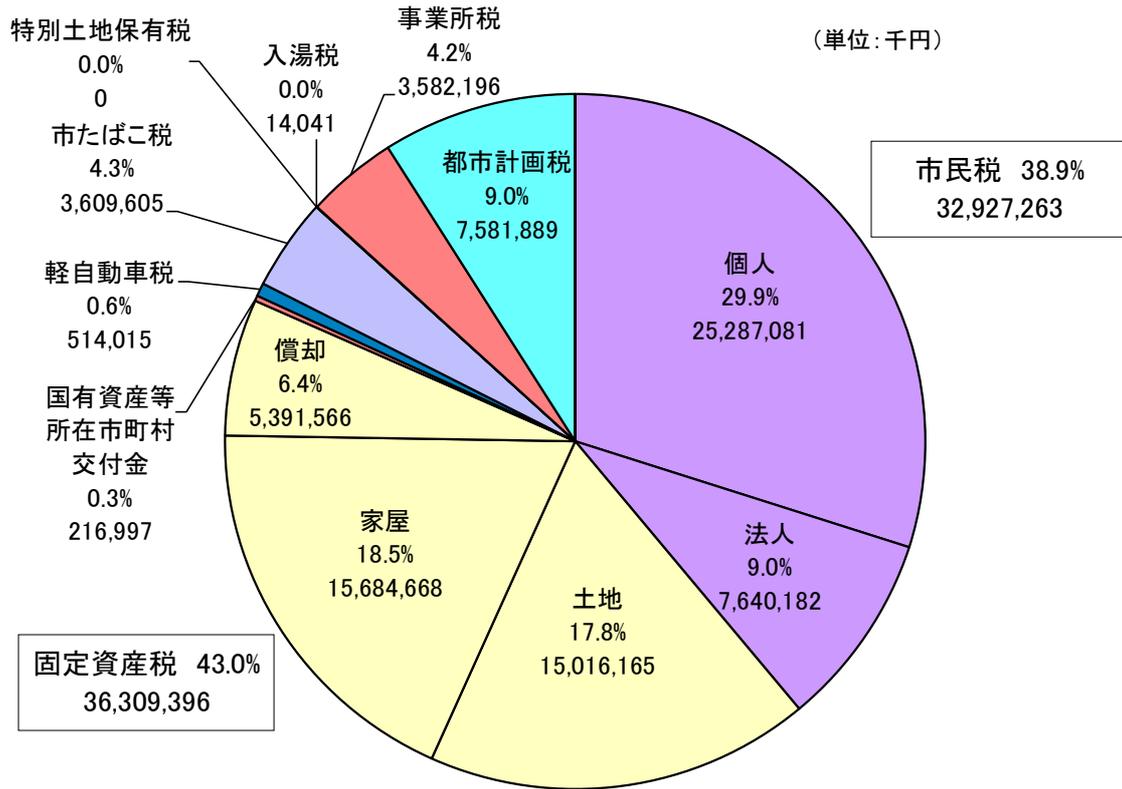
224,209,611	100.0%	224,187,760	100.0%	236,639,777	100.0%
801,319	0.3%	797,936	0.4%	787,669	0.3%
25,410,143	11.3%	23,587,248	10.5%	24,843,089	10.5%
112,925,266	50.4%	119,295,918	53.2%	121,153,094	51.2%
18,934,426	8.4%	15,749,103	7.0%	17,596,925	7.4%
165,951	0.1%	151,175	0.1%	162,003	0.1%
133,711	0.1%	137,574	0.1%	151,317	0.1%
1,506,682	0.7%	3,569,289	1.6%	4,484,667	1.9%
16,259,389	7.2%	15,020,900	6.7%	17,171,069	7.2%
5,068,065	2.3%	5,142,978	2.3%	5,880,939	2.5%
18,604,291	8.3%	17,350,829	7.7%	21,225,257	9.0%
-	-	-	-	-	-
23,698,538	10.6%	23,375,107	10.4%	23,173,049	9.8%
701,830	0.3%	9,703	0.0%	10,699	0.0%

[図表1] 令和6年度 一般会計歳入歳出決算額(構成割合)

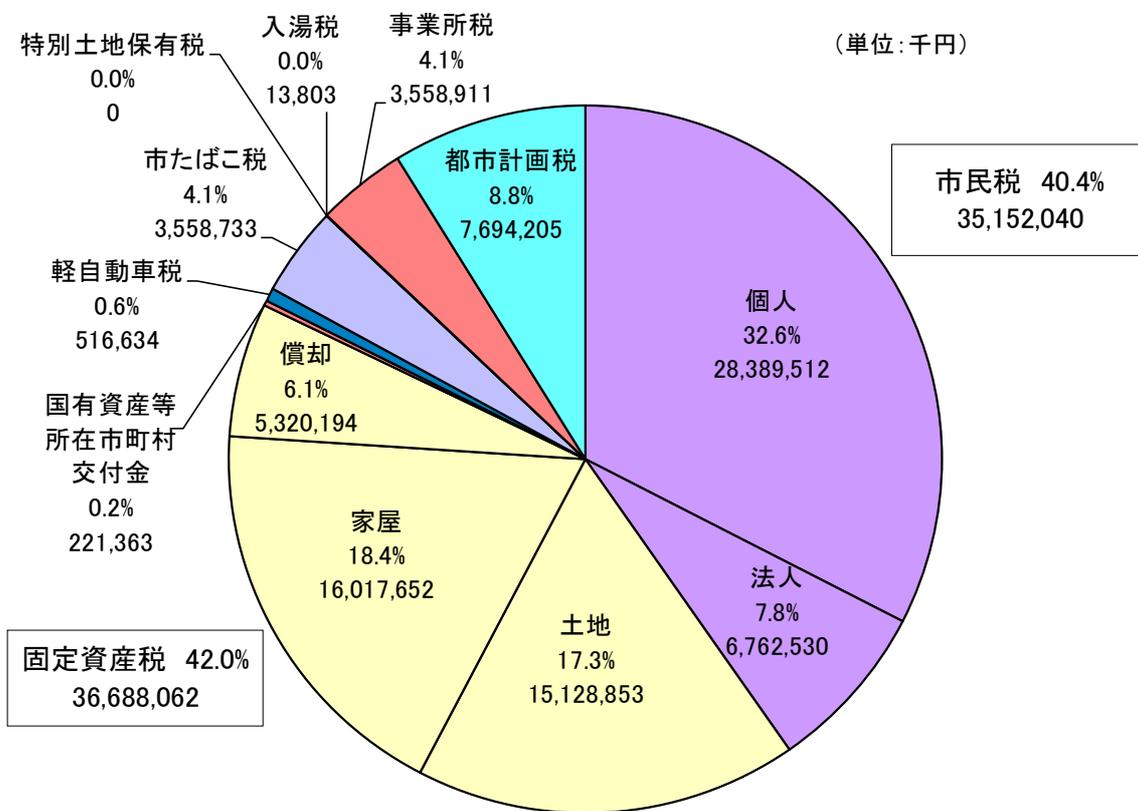
(単位:千円)



[図表2] 令和6年度市税決算額の税目別構成比



[図表3] 令和7年度市税当初予算額の税目別構成比



(4) 令和6年度 市税税目別決算状況 No.1

(単位: 円)

	最終予算額 O	調定額 A	決算額 B = C + D	純収入済額 C	調定外過誤納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F = A - C - E	収入率 B/A	前年度 前年度	対 予 算 B - O	B/O
市 税 合 計	84,214,663,000	86,058,408,305	84,538,405,181	84,526,370,881	12,034,300	101,869,963	1,430,167,461	98.2%	98.0%	323,742,181	100.4%
現年課税分	83,630,633,000	84,440,984,613	83,974,138,524	83,962,444,944	11,693,580	727,228	477,812,441	99.4%	99.3%	343,505,524	100.4%
現年度分	83,208,211,000	83,858,472,771	83,418,368,816	83,406,915,126	11,453,690	727,228	450,830,417	99.5%	99.4%	210,157,816	100.3%
過年度分	422,422,000	582,511,842	555,769,708	555,529,818	239,890	0	26,982,024	95.4%	93.5%	133,347,708	131.6%
滞納繰越分	584,030,000	1,617,423,692	564,266,657	563,925,937	340,720	101,142,735	952,355,020	34.9%	35.2%	△ 19,763,343	96.6%
1 市民税	32,808,010,000	33,926,613,015	32,927,263,323	32,920,729,423	6,533,900	69,004,306	936,879,286	97.1%	96.8%	119,253,323	100.4%
(1) 個人市民税	25,638,978,000	26,235,456,914	25,287,080,625	25,287,080,625	0	66,019,399	882,356,890	96.4%	96.2%	△ 351,897,375	98.6%
現年課税分	25,306,407,000	25,264,074,310	24,966,545,428	24,966,545,428	0	494,428	297,034,454	98.8%	98.7%	△ 339,861,572	98.7%
均等割	679,751,000	697,167,220	689,527,980	689,527,980	0	13,680	7,625,560	98.9%	98.8%	9,776,980	101.4%
所得割	24,626,656,000	24,566,907,090	24,277,017,448	24,277,017,448	0	480,748	289,408,894	98.8%	98.7%	△ 349,638,552	98.6%
現年度分	25,186,182,000	25,125,014,068	24,848,923,535	24,848,923,535	0	494,428	275,596,105	98.9%	98.8%	△ 337,258,465	98.7%
均等割	677,546,000	694,617,000	687,370,920	687,370,920	0	13,680	7,232,400	99.0%	98.8%	9,824,920	101.5%
所得割	24,508,636,000	24,430,397,068	24,161,552,615	24,161,552,615	0	480,748	268,363,705	98.9%	98.8%	△ 347,083,385	98.6%
普徴徴収	4,748,549,000	5,364,537,972	5,112,402,896	5,112,402,896	0	183,991	251,951,085	95.3%	94.8%	363,853,896	107.7%
給与特徴	19,803,959,000	19,132,514,121	19,108,558,664	19,108,558,664	0	310,437	23,645,020	99.9%	99.8%	△ 695,400,336	96.5%
年金特徴	633,674,000	627,961,975	627,961,975	627,961,975	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 5,712,025	99.1%
過年度分	120,225,000	139,060,242	117,621,893	117,621,893	0	0	21,438,349	84.6%	78.7%	△ 2,603,107	97.8%
均等割	2,205,000	2,550,220	2,157,060	2,157,060	0	0	393,160	84.6%	78.7%	△ 47,940	97.8%
所得割	118,020,000	136,510,022	115,464,833	115,464,833	0	0	21,045,189	84.6%	78.7%	△ 2,555,167	97.8%
滞納繰越分	332,571,000	971,382,604	320,535,197	320,535,197	0	65,524,971	585,322,436	33.0%	34.2%	△ 12,035,803	96.4%
均等割	10,421,000	30,034,170	9,910,620	9,910,620	0	2,025,960	18,097,590	33.0%	34.2%	△ 510,380	95.1%
所得割	322,150,000	941,348,434	310,624,577	310,624,577	0	63,499,011	567,224,846	33.0%	34.2%	△ 11,525,423	96.4%
(2) 法人市民税	7,169,032,000	7,691,156,101	7,640,182,698	7,633,648,798	6,533,900	2,984,907	54,522,396	99.3%	99.4%	471,150,698	106.6%
現年課税分	7,156,106,000	7,637,203,900	7,627,091,767	7,620,649,377	6,442,390	0	16,554,523	99.9%	100.0%	470,985,767	106.6%
均等割	1,617,255,000	1,632,698,000	1,630,537,740	1,629,159,210	1,378,530	0	3,538,790	99.9%	100.0%	13,282,740	100.8%
税割	5,538,851,000	6,004,505,900	5,996,554,027	5,991,490,167	5,063,860	0	13,015,733	99.9%	100.0%	457,703,027	108.3%
現年度分	6,917,658,000	7,348,764,300	7,339,031,765	7,332,807,775	6,223,990	0	15,956,525	99.9%	100.0%	421,373,765	106.1%
均等割	1,574,807,000	1,585,112,000	1,583,014,470	1,581,671,970	1,342,500	0	3,440,030	99.9%	100.0%	8,207,470	100.5%
税割	5,342,851,000	5,763,652,300	5,756,017,295	5,751,135,805	4,881,490	0	12,516,495	99.9%	100.0%	413,166,295	107.7%
過年度分	238,448,000	288,439,600	288,060,002	287,841,602	218,400	0	597,998	99.9%	100.0%	49,612,002	120.8%
均等割	42,448,000	47,586,000	47,523,270	47,487,240	36,030	0	98,760	99.9%	100.0%	5,075,270	112.0%
税割	196,000,000	240,853,600	240,536,732	240,354,362	182,370	0	499,238	99.9%	100.0%	44,536,732	122.7%
滞納繰越分	12,926,000	53,952,201	13,090,931	12,999,421	91,510	2,984,907	37,967,873	24.3%	22.4%	164,931	101.3%
均等割	3,105,000	14,124,680	3,427,190	3,403,240	23,950	781,440	9,940,000	24.3%	22.4%	322,190	110.4%
税割	9,821,000	39,827,521	9,663,741	9,596,181	67,560	2,203,467	28,027,873	24.3%	22.4%	△ 157,259	98.4%
2 固定資産税	36,211,418,000	36,691,653,090	36,309,396,114	36,304,819,184	4,576,930	23,417,532	363,416,374	99.0%	98.7%	97,978,114	100.3%
(1) 純固定資産税	35,994,421,000	36,474,655,690	36,092,398,714	36,087,821,784	4,576,930	23,417,532	363,416,374	99.0%	98.7%	97,977,714	100.3%
現年課税分	35,823,871,000	36,038,570,011	35,918,698,273	35,914,322,913	4,375,360	191,700	124,055,398	99.7%	99.6%	94,827,273	100.3%
土地	14,848,337,000	14,990,105,167	14,933,017,113	14,931,542,223	1,474,890	44,170	58,518,774	99.6%	99.5%	84,680,113	100.6%
家屋	15,751,938,000	15,660,232,944	15,599,366,060	15,597,817,990	1,548,070	97,930	62,317,024	99.6%	99.5%	△ 152,571,940	99.0%
償却	5,223,936,000	5,388,231,900	5,386,315,100	5,384,962,700	1,352,400	49,600	3,219,600	100.0%	99.9%	162,719,100	103.1%
現年度分	35,778,176,000	35,920,020,011	35,804,353,753	35,799,995,583	4,358,170	191,700	119,832,728	99.7%	99.6%	26,177,753	100.1%
土地	14,845,718,000	14,986,959,767	14,930,615,803	14,929,145,513	1,470,290	44,170	57,770,084	99.6%	99.5%	84,897,803	100.6%
家屋	15,747,208,000	15,651,619,844	15,592,790,550	15,591,255,070	1,535,480	97,930	60,266,844	99.6%	99.5%	△ 154,417,450	99.0%
償却	5,185,250,000	5,281,440,400	5,280,947,400	5,279,595,000	1,352,400	49,600	1,795,800	100.0%	100.0%	95,697,400	101.8%

(4) 令和6年度 市税税目別決算状況 No.2

(単位: 円)

		最終予算額 O	調定額 A	決算額 B = C + D	純収入済額 C	調定外過誤納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F = A - C - E	収入率 B/A	前年度 前年度	対 予 算 B - O	算 B / O
1	過年度分	45,695,000	118,550,000	114,344,520	114,327,330	17,190	0	4,222,670	96.5%	93.7%	68,649,520	250.2%
	土地	2,619,000	3,145,400	2,401,310	2,396,710	4,600	0	748,690	76.3%	92.3%	△ 217,690	91.7%
	家屋	4,730,000	8,613,100	6,575,510	6,562,920	12,590	0	2,050,180	76.3%	92.3%	1,845,510	139.0%
	償却	38,346,000	106,791,500	105,367,700	105,367,700	0	0	1,423,800	98.7%	94.2%	67,021,700	274.8%
	滞納繰越分	170,550,000	436,085,679	173,700,441	173,498,871	201,570	23,225,832	239,360,976	39.8%	37.0%	3,150,441	101.8%
	土地	84,123,000	211,734,689	83,148,341	83,067,101	81,240	11,409,762	117,257,826	39.3%	36.8%	△ 974,659	98.8%
	家屋	84,389,000	217,216,680	85,301,110	85,217,780	83,330	11,705,170	120,293,730	39.3%	36.8%	912,110	101.1%
	償却	2,038,000	7,134,310	5,250,990	5,213,990	37,000	110,900	1,809,420	73.6%	57.6%	3,212,990	257.7%
	(2) 交付金	216,997,000	216,997,400	216,997,400	216,997,400	0	0	0	100.0%	100.0%	400	100.0%
	3	軽自動車税	505,760,000	547,441,665	514,014,717	513,878,487	136,230	3,703,335	29,859,843	93.9%	93.3%	8,254,717
環境性能割	種別割	30,898,000	35,091,700	35,091,700	35,091,700	0	0	0	100.0%	100.0%	4,193,700	113.6%
	種別割	474,862,000	512,349,965	478,923,017	478,786,787	136,230	3,703,335	29,859,843	93.5%	92.2%	4,061,017	100.9%
現年課税分	現年度分	465,055,000	480,138,100	471,209,453	471,080,223	129,230	6,000	9,051,877	98.1%	97.9%	6,154,453	101.3%
	過年度分	464,836,000	479,940,000	471,020,953	470,891,723	129,230	6,000	9,042,277	98.1%	97.9%	6,184,953	101.3%
	過年度分	219,000	198,100	188,500	188,500	0	0	9,600	95.2%	97.2%	△ 30,500	86.1%
	滞納繰越分	9,807,000	32,211,865	7,713,564	7,706,564	7,000	3,697,335	20,807,966	23.9%	27.3%	△ 2,093,436	78.7%
4	市たばこ税	3,595,634,000	3,609,604,695	3,609,604,695	3,609,604,695	0	0	0	100.0%	100.0%	13,970,695	100.4%
現年課税分	現年度分	3,595,634,000	3,609,604,695	3,609,604,695	3,609,604,695	0	0	0	100.0%	100.0%	13,970,695	100.4%
	過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
	過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
5	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
6	入湯税	11,938,000	14,041,008	14,041,008	14,041,008	0	0	0	100.0%	100.0%	2,103,008	117.6%
現年課税分	現年度分	11,938,000	14,041,008	14,041,008	14,041,008	0	0	0	100.0%	100.0%	2,103,008	117.6%
	過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
	過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
7	事業所税	3,477,776,000	3,593,669,213	3,582,196,364	3,582,196,364	0	0	11,472,849	99.7%	99.6%	104,420,364	103.0%
現年課税分	現年度分	3,460,990,000	3,575,834,600	3,574,579,100	3,574,579,100	0	0	1,255,500	100.0%	99.7%	113,589,100	103.3%
	過年度分	3,444,030,000	3,542,518,500	3,541,274,747	3,541,274,747	0	0	1,243,753	100.0%	99.7%	97,244,747	102.8%
	過年度分	16,960,000	33,316,100	33,304,353	33,304,353	0	0	11,747	100.0%	99.7%	16,344,353	196.4%
	滞納繰越分	16,786,000	17,834,613	7,617,264	7,617,264	0	0	10,217,349	42.7%	80.8%	△ 9,168,736	45.4%
8	都市計画税	7,604,127,000	7,675,385,619	7,581,888,960	7,581,101,720	787,240	5,744,790	88,539,109	98.8%	98.5%	△ 22,238,040	99.7%
現年課税分	土地	7,562,737,000	7,569,428,889	7,540,279,700	7,539,533,100	746,600	35,100	29,860,689	99.6%	99.5%	△ 22,457,300	99.7%
	家屋	4,065,955,000	4,093,080,513	4,077,433,930	4,077,030,900	403,030	18,980	16,030,633	99.6%	99.5%	11,478,930	100.3%
	現年度分	3,496,782,000	3,476,348,376	3,462,845,770	3,462,502,200	343,570	16,120	13,830,056	99.6%	99.5%	△ 33,936,230	99.0%
	土地	7,561,862,000	7,566,481,089	7,538,029,260	7,537,286,960	742,300	35,100	29,159,029	99.6%	99.5%	△ 23,832,740	99.7%
	家屋	4,065,544,000	4,091,993,313	4,076,603,920	4,076,202,480	401,440	18,980	15,771,853	99.6%	99.5%	11,059,920	100.3%
	過年度分	3,496,318,000	3,474,487,776	3,461,425,340	3,461,084,480	340,860	16,120	13,387,176	99.6%	99.5%	△ 34,892,660	99.0%
	過年度分	875,000	2,947,800	2,250,440	2,246,140	4,300	0	701,660	76.3%	92.3%	1,375,440	257.2%
	土地	411,000	1,087,200	830,010	828,420	1,590	0	258,780	76.3%	92.3%	419,010	201.9%
	家屋	464,000	1,860,600	1,420,430	1,417,720	2,710	0	442,880	76.3%	92.3%	956,430	306.1%
	滞納繰越分	41,390,000	105,956,730	41,609,260	41,568,620	40,640	5,709,690	58,678,420	39.3%	36.8%	219,260	100.5%
土地	22,784,000	57,832,780	22,710,970	22,688,780	22,190	3,116,440	32,027,560	39.3%	36.8%	△ 73,030	99.7%	
家屋	18,606,000	48,123,950	18,898,290	18,879,840	18,450	2,593,250	26,650,860	39.3%	36.8%	292,290	101.6%	

(5) 令和6年度市税決算の概要

(単位:千円)

年度 税目	令和5年度 決算額	令和6年度 当初 予算額	令和6年度 4月補正後 予算額	令和6年度 2月補正後 予算額	令和6年度 決算額	差 引 き				増 減 率			
	①	②	③	④	⑤	⑤-①	⑤-②	⑤-③	⑤-④	⑤/①	⑤/②	⑤/③	⑤/④
市税合計	83,346,114	84,614,663	82,714,663	84,214,663	84,538,405	1,192,291	△ 76,258	1,823,742	323,742	101.4%	99.9%	102.2%	100.4%
市民税	32,553,389	33,208,010	31,308,010	32,808,010	32,927,263	373,874	△ 280,747	1,619,253	119,253	101.1%	99.2%	105.2%	100.4%
個人	26,149,256	27,038,978	25,138,978	25,638,978	25,287,081	△ 862,175	△ 1,751,897	148,103	△ 351,897	96.7%	93.5%	100.6%	98.6%
法人	6,404,133	6,169,032	6,169,032	7,169,032	7,640,182	1,236,049	1,471,150	1,471,150	471,150	119.3%	123.8%	123.8%	106.6%
固定資産税	35,637,485	36,211,418	36,211,418	36,211,418	36,309,396	671,911	97,978	97,978	97,978	101.9%	100.3%	100.3%	100.3%
土地	14,617,092	14,932,460	14,932,460	14,932,460	15,016,165	399,073	83,705	83,705	83,705	102.7%	100.6%	100.6%	100.6%
家屋	15,573,929	15,836,327	15,836,327	15,836,327	15,684,668	110,739	△ 151,659	△ 151,659	△ 151,659	100.7%	99.0%	99.0%	99.0%
償却	5,234,637	5,225,634	5,225,634	5,225,634	5,391,566	156,929	165,932	165,932	165,932	103.0%	103.2%	103.2%	103.2%
交付金	211,827	216,997	216,997	216,997	216,997	5,170	0	0	0	102.4%	100.0%	100.0%	100.0%
軽自動車税	499,896	505,760	505,760	505,760	514,015	14,119	8,255	8,255	8,255	102.8%	101.6%	101.6%	101.6%
環境性能割	29,666	30,898	30,898	30,898	35,092	5,426	4,194	4,194	4,194	118.3%	113.6%	113.6%	113.6%
種別割	470,230	474,862	474,862	474,862	478,923	8,693	4,061	4,061	4,061	101.8%	100.9%	100.9%	100.9%
市たばこ税	3,644,466	3,595,634	3,595,634	3,595,634	3,609,605	△ 34,861	13,971	13,971	13,971	99.0%	100.4%	100.4%	100.4%
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
入湯税	13,944	11,938	11,938	11,938	14,041	97	2,103	2,103	2,103	100.7%	117.6%	117.6%	117.6%
事業所税	3,537,251	3,477,776	3,477,776	3,477,776	3,582,196	44,945	104,420	104,420	104,420	101.3%	103.0%	103.0%	103.0%
都市計画税	7,459,683	7,604,127	7,604,127	7,604,127	7,581,889	122,206	△ 22,238	△ 22,238	△ 22,238	101.6%	99.7%	99.7%	99.7%
土地	3,998,920	4,088,739	4,088,739	4,088,739	4,100,145	101,225	11,406	11,406	11,406	102.5%	100.3%	100.3%	100.3%
家屋	3,460,763	3,515,388	3,515,388	3,515,388	3,481,744	20,981	△ 33,644	△ 33,644	△ 33,644	100.6%	99.0%	99.0%	99.0%

* 収入額ベース比較表

【市税決算額】

市税決算額は845億3,800万円と、前年度決算額と比較して、11億9,200万円、率にして1.4%の増となった。これは主に法人市民税および固定資産税の増によるものである。

(当初予算比: 7,600万円の減 最終予算比: 3億2,400万円の増)

【主な税目の対前年度決算増減理由】

- 個人市民税は、8億6,200万円(3.3%)の減少で、これは主に、定額減税の影響によるものである。

＜定額減税による影響額＞

定額減税額(調定ベース) : 1,886,706千円

＜個人市民税の納税義務者数＞

(参考)

R5決算 226,592人

R6当初予算 227,831人

R6決算 231,179人(+4,587人)

＜1人当りの給与収入額＞

(参考)

R5決算 456万4,264円

R6当初予算 466万4,678円

R6決算 477万9,692円(+21万5,428円)

- 法人市民税は、12億3,600万円(19.3%)の増加で、これは企業収益が増加したことによるものである。

＜業種ごとの税割額の増減＞

機械器具 +5億5,000万円

鉄鋼業・金属製品・非鉄金属 +1億800万円

- 固定資産税・都市計画税は、7億9,400万円(1.8%)の増加で、これは主に、土地の評価替えによる増などによるものである。

(土地)

評価替えによる増(路線価の増) 固定+3億5,300万円 都計+9,200万円

(家屋)

家屋の新增築等による増 固定 +3億900万円 都計+9,200万円

- 市たばこ税は、3,500万円(1.0%)の減少で、これは売渡し本数の減少によるものである。

＜たばこ売渡し本数＞

(参考)

R5決算 556,237千本

R6予算 548,784千本

R6決算 550,916千本(△5,321千本)

【その他事項】

- 収入率

現年課税分は前年度から0.1ポイント上昇の99.4%、滞納繰越分は前年度から

0.3ポイント減少の34.9%となり、全体では前年度から0.2ポイント上昇の98.2%となった。

- 実質収入未済額

翌年度へ繰越す実質収入未済額は、14億3,000万円と、前年度と比較して、1億9,300万円減少した。

- 不納欠損額

不納欠損額については、1億200万円と、前年度と比較して、400万円減少した。

〈市税収入率〉

令和6年度の市税収入率は98.2%と、前年度に比べ0.2ポイント上昇した。

内訳として、現年課税分は99.4%と、前年度に比べ0.1ポイント上昇、滞納繰越分は34.9%と、前年度に比べ0.3ポイント減少した。

また、個人市民税で96.4%と、前年度に比べ0.2ポイント上昇した。

そのほかの税目の収入は、「(8) 市税決算状況の推移」(26, 27 ページ)に掲載。

	令和5年度 決算①	令和6年度			増減 ②-①
		当初予算	最終予算	決算②	
市税全体	98.0%	98.3%	98.3%	98.2%	0.2%
現年課税分	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%	0.1%
滞納繰越分	35.2%	37.3%	37.3%	34.9%	-0.3%
個人市民税	96.2%	97.0%	96.9%	96.4%	0.2%
現年課税分	98.7%	99.0%	99.0%	98.8%	0.1%
滞納繰越分	34.2%	36.8%	36.8%	33.0%	-1.2%

〈実質収入未済額〉

実質収入未済額は市税合計で14億3,016万7千円となり、前年度に比べ1億9,341万4千円、率にして11.9ポイント減少となった。

各税目の内訳は下表のとおり。

(単位:千円)

年度 税目	令和5年度決算①			令和6年度決算②			増減(②-①)	
	滞納繰越額	構成比	前年比	滞納繰越額	構成比	前年比	滞納繰越額	前年比
市民税	1,028,273	63.3%	100.0%	936,880	65.5%	91.1%	△91,393	△8.9%
個人	974,263	60.0%	92.3%	882,357	61.7%	90.6%	△91,906	△9.4%
法人	54,010	3.3%	125.9%	54,523	3.8%	100.9%	513	0.9%
固定資産税	441,813	27.2%	90.4%	363,416	25.4%	82.3%	△78,397	△17.7%
軽自動車税	32,592	2.0%	90.3%	29,860	2.1%	91.6%	△2,732	△8.4%
市たばこ税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-
特別土地保有税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-
入湯税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-
事業所税	13,622	0.9%	76.6%	11,472	0.8%	84.2%	△2,150	△15.8%
都市計画税	107,281	6.6%	89.8%	88,539	6.2%	82.5%	△18,742	△17.5%
市税合計	1,623,581	100.0%	92.2%	1,430,167	100.0%	88.1%	△193,414	△11.9%

〈不納欠損額〉

不納欠損額は市税合計で1億187万円となり、前年度に比べ408万円、率にして3.9ポイント減となった。

詳細は、「(2) 不納欠損額税目別明細」(88, 89 ページ)に掲載。

〈市税収入確保に向けた取組総括〉

平成20年8月に設置した「納税催告センター」を発展解消し、平成23年4月から「納税推進センター」を開設して、引き続き現年課税分の市・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税について、督促状発送後になお納付のない滞納者を対象に電話・文書による納税勧奨を効果的に実施した。

平成23年度から特別処理担当（滞納額50万円以上の滞納整理を所管）に課長を配置するとともに平成25年度からは個人住民税整理担当（職員3名）を新設、平成26年度には特別処理担当に職員3名を増員、平成27年度には納税課及び特別処理担当に職員を4名増員し、徴収体制の強化を図ってきた。

さらに、平成30年度には納税課に職員5名を増員（特別処理担当は1名減員）し、納税第1担当に現年課税分滞納額50万円未満の差押等案件を追加、また、個人住民税整理担当案件を滞納額20万円以上50万円未満から、滞納繰越額・現年課税分滞納額10万円以上50万円未満に拡充し、現年課税分についても滞納整理の強化を図るとともに、徴収対策専門員の指導・助言なども得る中で、財産調査を充実させ、債権差押などの滞納処分による効果的・効率的な滞納整理を推進した。

令和元年度から、更なる収入率の向上及び収入未済額の縮減を図るため、納税課の徴収体制を、これまでの「機能分担制」から「地区担当制」に変更し、滞納整理部門の進捗管理の徹底等を図るため、納税課内に徴収管理担当係長（総括係長）を設置するとともに、効果的かつ効果的な滞納整理を行うため、滞納額のランク分類による取組優先順位の設定を実施した。

令和2年度からは長期にわたり滞納が続く困難事案に対して捜索を実施したことに加え、現徴収体制を積極的に運用した。

令和3年度は、個人市民税の滞納抑制及び収入率向上のため、個人住民税整理担当内「現年対策チーム」として2名を専任させ、現年課税分の徴収強化に取り組んだ。また、預貯金、生命保険、他都市照会を中心とした財産調査に、クレジットカード会社を追加するなど、財産調査の強化を図った。

令和4年度は個人住民税整理担当現年対策チームの取組み対象範囲を特別徴収義務者や、個人市民税に加え他の税目も滞納している重複滞納者にも拡大し、職員1名増の3名体制で、滞納案件への早期着手、差押等の滞納処分を行った。

令和5年度は新たに設置された「個人住民税等早期対策担当」（職員1名増の4名体制）が現年課税分（固定資産税・都市計画税、市民税・県民税及び軽自動車税）の未納者に対して、SMS（ショートメッセージサービス）・電話・文書による納税催告を実施するとともに、滞納後速やかに滞納整理に着手することで、滞納額の圧縮を強力に推し進め、滞納状態の早期解決を図った。

令和6年度は個人住民税等早期対策担当を中心にナッジ理論を活用した封筒デザインの変更及び効果的な取組を行った他、個人市民税の特別徴収分への架電による催告の実施や外国人滞納者に向けて外国語に対応した警告文を封入するなど、試行的に現年課税分の徴収強化を行った。

また、平成20年4月から実施したコンビニ収納については、利用件数が伸びており、収入率の向上に効果があった。平成24年度からは、口座振替推進事業として、「ペイジー口座振替受付サービス」を市役所や各サービスセンターで実施し、さらに、平成30年10月からインターネットで口座振替の申し込みができる「Web 口座振替受付サービス」の運用を開始した。令和3年1月から導入した「クレジット納付（Pay-easy 納付を含む）、LINE Pay、PayPay、モバイルレジ」に加え、令和4年4月からは「d払い、J-Coin、auPAY」、令和5年4月からは「楽天ペイ」を追加し、納税者の更なる利便性向上を図った。今後は利用拡大に向け、納税者への積極的な広報を実施していく。

〈令和7年度市税収入確保に向けた取組〉

令和7年度予算である871億8千万円以上の収入額を確保するとともに、収入未済額の一層の縮減を目指し、次の取組を実施する。

- (1) これまでの取組の評価を踏まえた具体的な取組目標を検討するとともに、税情報等を活用した滞納者の傾向等を分析し、滞納整理を強化する他、ナッジ理論を活用した封筒デザイン変更や警告文の送付、SMSの他、外国人滞納者に外国語の催告文を送付するなど、自主納付の促進を更に推進していく。
- (2) 詳細な年間スケジュール及び毎月の滞納整理業務指示書に基づき、より効率的な滞納整理を実施する。
- (3) これまで納税課が担当していた滞納額35万円以上50万円未満の事案を特別処理担当に移管するなど担当範囲の見直しを行い、より丁寧な滞納整理を実施する。
- (4) 令和6年度の滞納状況分析から増加傾向が判明した少額滞納者（特に若年層）に対する徴収・指導を強化する。
- (5) 滞納繰越分で長期にわたり滞納が続く困難事案に対して滞納者の自宅・事業所へ、納税課・特別処理担当両課でより多くの搜索や公売（動産・不動産）等の滞納処分を実施し、着実に事案の完結につなげる。

産業分類別法人税割調定額比較（現年度分）

（単位：千円、％）

区 分	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度				増 減	
	調 定 額 ①	構 成 比	調 定 額 ②	構 成 比	全 法 人 数	う ち 税 割 法 人 数	② - ①	② / ①
建 設 業	288,721	6.3	393,019	6.8	2,280	1,056	104,298	36.1
製 造 業	2,382,422	51.8	3,095,556	53.8	1,554	735	713,134	29.9
食 料 品	41,297	0.9	68,285	1.2	144	57	26,988	65.4
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	92,575	2.0	148,235	2.6	34	15	55,660	60.1
化 学 工 業	952,179	20.7	919,820	16.0	134	88	△ 32,359	△ 3.4
窯 業 ・ 土 石 製 品	75,664	1.6	73,930	1.3	45	32	△ 1,734	△ 2.3
鉄 鋼 業 ・ 金 属 製 品 ・ 非 鉄 金 属	440,955	9.6	549,189	9.5	389	182	108,234	24.5
機 械 器 具	735,491	16.0	1,291,707	22.4	523	248	556,216	75.6
そ の 他 の 製 造	44,261	1.0	44,390	0.8	285	113	129	0.3
そ の 他 の 業 種	1,923,782	41.9	2,275,077	39.4	8,458	3,743	351,295	18.3
卸 売 ・ 小 売 業	657,520	14.3	659,131	11.4	2,208	980	1,611	0.2
金 融 ・ 保 険 業	127,479	2.8	307,839	5.3	179	85	180,360	141.5
不 動 産 業	231,222	5.0	241,296	4.2	1,619	801	10,074	4.4
情 報 通 信 ・ 運 輸 業	332,796	7.3	347,385	6.0	757	371	14,589	4.4
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	18,416	0.4	116,384	2.0	23	11	97,968	532.0
サ ー ビ ス 業	556,349	12.1	603,042	10.5	3,672	1,495	46,693	8.4
合 計	4,594,925	100.0	5,763,652	100.0	12,292	5,534	1,168,727	25.4

(6) 当初及び最終予算額累年比較

区 分	令 和 2 年 度			令 和 3 年 度		
	当 初	補 正	最 終	当 初	補 正	最 終
市 税	79,411,977	△ 300,000	79,111,977	76,368,706	3,070,000	79,438,706
現年課税分	78,599,331	△ 300,000	78,299,331	75,154,098	3,070,000	78,224,098
滞納繰越分	812,646	0	812,646	1,214,608	0	1,214,608
市 民 税	31,280,302	30,000	31,310,302	28,280,675	2,500,000	30,780,675
個 人	25,100,004	300,000	25,400,004	23,818,568	1,300,000	25,118,568
現年課税分	24,647,536	300,000	24,947,536	23,386,554	1,300,000	24,686,554
滞納繰越分	452,468	0	452,468	432,014	0	432,014
法 人	6,180,298	△ 270,000	5,910,298	4,462,107	1,200,000	5,662,107
現年課税分	6,168,852	△ 270,000	5,898,852	4,394,074	1,200,000	5,594,074
滞納繰越分	11,446	0	11,446	68,033	0	68,033
固 定 資 産 税	34,003,441	△ 280,000	33,723,441	33,650,164	450,000	34,100,164
純固定資産税	33,784,076	△ 280,000	33,504,076	33,436,459	450,000	33,886,459
現年課税分	33,512,356	△ 280,000	33,232,356	32,872,132	450,000	33,322,132
土地・家屋	28,597,806	△ 170,000	28,427,806	28,397,698	110,000	28,507,698
償却資産	4,902,979	△ 110,000	4,792,979	4,452,080	310,000	4,762,080
過年度	11,571	0	11,571	22,354	30,000	52,354
滞納繰越分	271,720	0	271,720	564,327	0	564,327
交 付 金	219,365	0	219,365	213,705	0	213,705
軽自動車税	441,901	0	441,901	453,572	0	453,572
環境性能割	22,075	0	22,075	20,363	0	20,363
種別割	419,826	0	419,826	433,209	0	433,209
現年課税分	410,288	0	410,288	423,551	0	423,551
滞納繰越分	9,538	0	9,538	9,658	0	9,658
市たばこ税	3,195,555	0	3,195,555	3,444,770	0	3,444,770
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	19,522	0	19,522	14,205	0	14,205
現年課税分	19,522	0	19,522	14,205	0	14,205
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
事業所税	3,316,580	0	3,316,580	3,370,401	100,000	3,470,401
現年課税分	3,315,755	0	3,315,755	3,338,711	100,000	3,438,711
滞納繰越分	825	0	825	31,690	0	31,690
都市計画税	7,154,676	△ 50,000	7,104,676	7,154,919	20,000	7,174,919
現年課税分	7,088,027	△ 50,000	7,038,027	7,046,033	20,000	7,066,033
滞納繰越分	66,649	0	66,649	108,886	0	108,886

(単位：千円)

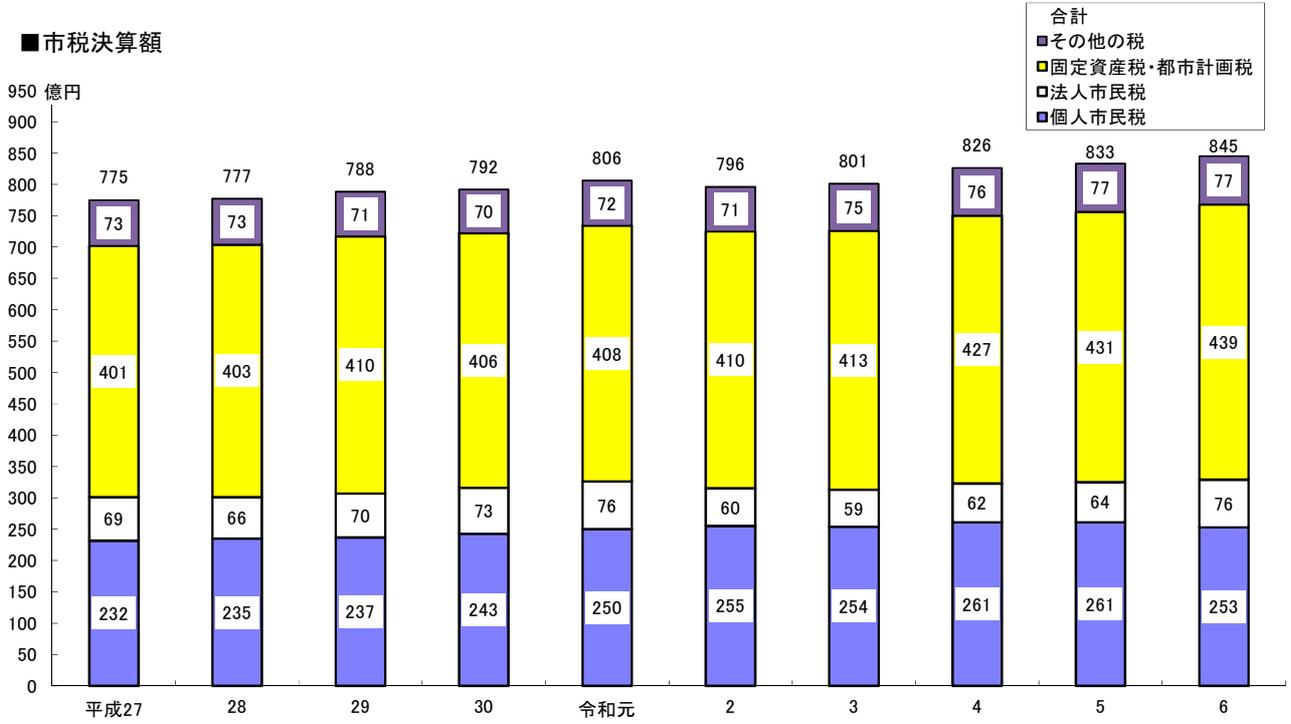
令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度
当初	補正	最終	当初	補正	最終	当初	補正	最終	当初
81,439,691	50,000	81,489,691	82,416,788	700,000	83,116,788	84,614,663	△400,000	84,214,663	87,182,390
80,716,831	50,000	80,766,831	81,784,310	700,000	82,484,310	84,030,633	△400,000	83,630,633	86,646,451
722,860	0	722,860	632,478	0	632,478	584,030	0	584,030	535,939
31,736,044	50,000	31,786,044	32,227,007	400,000	32,627,007	33,208,010	△400,000	32,808,010	35,152,042
25,447,206	550,000	25,997,206	26,410,613	△200,000	26,210,613	27,038,978	△1,400,000	25,638,978	28,389,512
25,052,071	550,000	25,602,071	26,067,150	△200,000	25,867,150	26,706,407	△1,400,000	25,306,407	28,083,528
395,135	0	395,135	343,463	0	343,463	332,571	0	332,571	305,984
6,288,838	△500,000	5,788,838	5,816,394	600,000	6,416,394	6,169,032	1,000,000	7,169,032	6,762,530
6,274,560	△500,000	5,774,560	5,804,568	600,000	6,404,568	6,156,106	1,000,000	7,156,106	6,749,770
14,278	0	14,278	11,826	0	11,826	12,926	0	12,926	12,760
35,032,202	0	35,032,202	35,370,797	130,000	35,500,797	36,211,418	0	36,211,418	36,688,062
34,820,864	0	34,820,864	35,158,995	130,000	35,288,995	35,994,421	0	35,994,421	36,466,699
34,583,023	0	34,583,023	34,949,559	130,000	35,079,559	35,823,871	0	35,823,871	36,302,763
29,543,706	0	29,543,706	29,878,122	0	29,878,122	30,592,926	0	30,592,926	30,972,353
5,007,240	0	5,007,240	5,028,724	130,000	5,158,724	5,185,250	0	5,185,250	5,305,464
32,077	0	32,077	42,713	0	42,713	45,695	0	45,695	24,946
237,841	0	237,841	209,436	0	209,436	170,550	0	170,550	163,936
211,338	0	211,338	211,802	0	211,802	216,997	0	216,997	221,363
492,490	0	492,490	493,272	0	493,272	505,760	0	505,760	516,634
41,526	0	41,526	31,232	0	31,232	30,898	0	30,898	33,515
450,964	0	450,964	462,040	0	462,040	474,862	0	474,862	483,119
441,170	0	441,170	453,064	0	453,064	465,055	0	465,055	476,084
9,794	0	9,794	8,976	0	8,976	9,807	0	9,807	7,035
3,439,852	0	3,439,852	3,473,968	100,000	3,573,968	3,595,634	0	3,595,634	3,558,733
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14,481	0	14,481	14,973	0	14,973	11,938	0	11,938	13,803
14,481	0	14,481	14,973	0	14,973	11,938	0	11,938	13,803
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,371,505	0	3,371,505	3,392,410	70,000	3,462,410	3,477,776	0	3,477,776	3,558,911
3,363,856	0	3,363,856	3,384,943	70,000	3,454,943	3,460,990	0	3,460,990	3,552,035
7,649	0	7,649	7,467	0	7,467	16,786	0	16,786	6,876
7,353,117	0	7,353,117	7,444,361	0	7,444,361	7,604,127	0	7,604,127	7,694,205
7,294,954	0	7,294,954	7,393,051	0	7,393,051	7,562,737	0	7,562,737	7,654,857
58,163	0	58,163	51,310	0	51,310	41,390	0	41,390	39,348

(7) 市税予算額・決算額の推移

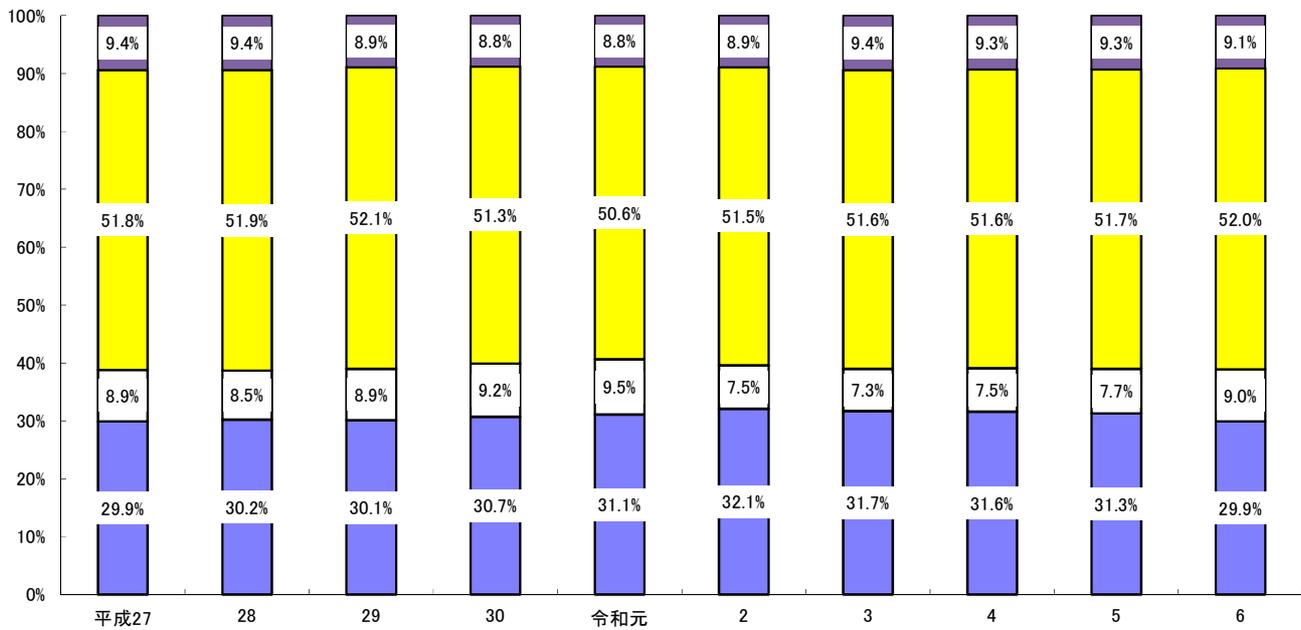
(単位：千円)

区分 年度	当初予算額		最終予算額		決算額		最終予算額と決算額比較	
	収入額	前年比	収入額①	前年比	収入額②	前年比	② - ①	② / ①
平成7	80,309,310	90.8%	80,013,245	96.0%	80,835,066	98.2%	821,821	101.0%
8	83,671,091	104.2%	86,840,587	108.5%	87,142,856	107.8%	302,269	100.3%
9	90,707,567	108.4%	90,983,448	104.8%	90,523,622	103.9%	△ 459,826	99.5%
10	91,179,899	100.5%	87,220,499	95.9%	86,915,745	96.0%	△ 304,754	99.7%
11	87,297,092	95.7%	84,665,092	97.1%	84,721,932	97.5%	56,840	100.1%
12	82,014,916	93.9%	82,014,916	96.9%	82,033,738	96.8%	18,822	100.0%
13	81,466,614	99.3%	81,466,614	99.3%	80,930,947	98.7%	△ 535,667	99.3%
14	75,799,783	93.0%	77,272,783	94.9%	77,680,707	96.0%	407,924	100.5%
15	71,986,162	95.0%	71,986,162	93.2%	72,298,758	93.1%	312,596	100.4%
16	69,802,555	97.0%	70,918,764	98.5%	71,112,899	98.4%	194,135	100.3%
17	70,084,696	100.4%	71,885,400	101.4%	72,234,403	101.6%	349,003	100.5%
18	73,056,776	104.2%	75,514,507	105.0%	75,770,073	104.9%	255,566	100.3%
19	80,761,324	110.5%	81,368,951	107.8%	81,512,835	107.6%	143,884	100.2%
20	82,762,455	102.5%	82,798,455	101.8%	82,597,270	101.3%	△ 201,185	99.8%
21	79,926,642	96.6%	77,713,642	93.9%	77,845,020	94.2%	131,378	100.2%
22	78,235,298	97.9%	78,090,298	100.5%	78,566,138	100.9%	475,840	100.6%
23	78,298,399	100.1%	78,298,399	100.3%	78,469,229	99.9%	170,830	100.2%
24	76,795,621	98.1%	77,232,621	98.6%	77,454,095	98.7%	221,474	100.3%
25	76,074,220	99.1%	76,674,220	99.3%	76,679,351	99.0%	5,131	100.0%
26	77,085,796	101.3%	77,492,796	101.1%	77,892,183	101.6%	399,387	100.5%
27	76,816,471	99.7%	76,990,471	99.4%	77,459,503	99.4%	469,032	100.6%
28	76,790,106	100.0%	77,534,106	100.7%	77,659,392	100.3%	125,286	100.2%
29	77,829,605	101.4%	78,281,605	101.0%	78,767,750	101.4%	486,145	100.6%
30	78,492,031	100.9%	79,269,031	101.3%	79,238,902	100.6%	△ 30,129	100.0%
令和元	79,803,695	101.7%	80,190,695	101.2%	80,591,085	101.7%	400,390	100.5%
2	79,411,977	99.5%	79,111,977	98.7%	79,557,367	98.7%	445,390	100.6%
3	76,368,706	96.2%	79,438,706	100.4%	80,110,628	100.7%	671,922	100.8%
4	81,439,691	106.6%	81,489,691	102.6%	82,597,797	103.1%	1,108,106	101.4%
5	82,416,788	101.2%	83,116,788	102.0%	83,346,114	100.9%	229,326	100.3%
6	84,614,663	102.7%	84,214,663	101.3%	84,538,405	101.4%	323,742	100.4%

[図表4] 市税決算額の推移



■市税決算額の割合



(8) 市税決算状況の推移

区 分	令 和 2 年 度			令 和 3 年 度		
	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
市 税 総 計	82,312,493	79,557,367	96.7%	82,141,221	80,110,628	97.5%
現年課税分	79,816,774	78,702,343	98.6%	79,513,326	78,928,119	99.3%
(現年度)	79,370,780	78,295,619	98.6%	79,078,797	78,513,994	99.3%
(過年度)	445,994	406,724	91.2%	434,529	414,125	95.3%
滞納繰越分	2,495,719	855,024	34.3%	2,627,895	1,182,509	45.0%
市 民 税	32,938,268	31,485,649	95.6%	32,462,538	31,261,812	96.3%
個 人	26,881,175	25,527,805	94.97%	26,560,022	25,404,015	95.6%
現年課税分	25,489,852	25,075,772	98.4%	25,271,680	24,951,344	98.7%
(現年度)	25,352,987	24,973,752	98.5%	25,157,646	24,854,343	98.8%
均等割	784,589	773,162	98.5%	786,173	776,947	98.8%
所得割	24,568,398	24,200,590	98.5%	24,371,473	24,077,396	98.8%
(過年度)	136,865	102,020	74.5%	114,034	97,001	85.1%
滞納繰越分	1,391,323	452,033	32.5%	1,288,342	452,671	35.1%
法 人	6,057,093	5,957,844	98.4%	5,902,516	5,857,797	99.2%
現年課税分	6,004,391	5,941,512	99.0%	5,810,136	5,801,867	99.9%
(現年度)	5,760,495	5,697,873	98.9%	5,616,727	5,608,723	99.9%
均等割	1,509,155	1,492,752	98.9%	1,500,267	1,498,130	99.9%
税 割	4,251,340	4,205,121	98.9%	4,116,460	4,110,593	99.9%
(過年度)	243,896	243,639	99.9%	193,409	193,144	99.9%
滞納繰越分	52,702	16,332	31.0%	92,380	55,930	60.5%
固 定 資 産 税	34,892,423	33,879,057	97.1%	34,820,543	34,186,963	98.2%
純 固 定 資 産 税	34,672,709	33,659,343	97.1%	34,606,838	33,973,258	98.2%
現年課税分	33,860,831	33,357,931	98.5%	33,637,327	33,440,543	99.4%
(現年度)	33,809,996	33,310,552	98.5%	33,556,442	33,362,212	99.4%
土 地	14,615,755	14,423,897	98.7%	14,565,621	14,468,049	99.3%
家 屋	14,265,597	14,078,335	98.7%	14,182,297	14,087,292	99.3%
償却資産	4,928,644	4,808,320	97.6%	4,808,524	4,806,871	100.0%
(過年度)	50,835	47,379	93.2%	80,885	78,331	96.8%
滞納繰越分	811,878	301,412	37.1%	969,511	532,715	54.9%
交 付 金	219,714	219,714	100.0%	213,705	213,705	100.0%
軽 自 動 車 税	489,677	449,478	91.8%	501,897	462,309	92.1%
環境性能割	17,919	17,919	100.0%	19,765	19,765	100.0%
種 別 割	471,758	431,559	91.5%	482,132	442,544	91.8%
現年課税分	432,898	420,993	97.2%	445,063	433,166	97.3%
(現年度)	432,568	420,692	97.3%	444,900	433,009	97.3%
(過年度)	330	301	91.2%	163	157	96.3%
滞納繰越分	38,860	10,566	27.2%	37,069	9,378	25.3%
市 た ば こ 税	3,265,033	3,265,015	100.0%	3,444,250	3,444,250	100.0%
現年課税分	3,265,033	3,265,015	100.0%	3,444,232	3,444,232	100.0%
(現年度)	3,265,033	3,265,015	100.0%	3,444,232	3,444,232	100.0%
(過年度)	0	0	-	0	0	-
滞納繰越分	0	0	-	18	18	100.0%
特 別 土 地 保 有 税	0	0	-	0	0	-
入 湯 税	12,626	12,626	100.0%	12,207	12,207	100.0%
現年課税分	12,626	12,626	100.0%	12,207	12,207	100.0%
(現年度)	12,626	12,626	100.0%	12,204	12,204	100.0%
(過年度)	0	0	-	3	3	100.0%
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-
事 業 所 税	3,362,346	3,333,808	99.2%	3,581,495	3,580,374	100.0%
現年課税分	3,361,237	3,333,100	99.2%	3,550,713	3,550,934	100.0%
(現年度)	3,348,247	3,320,148	99.2%	3,505,633	3,505,854	100.0%
(過年度)	12,990	12,952	99.7%	45,080	45,080	100.0%
滞納繰越分	1,109	708	63.8%	30,782	29,440	95.6%
都 市 計 画 税	7,352,120	7,131,734	97.0%	7,318,291	7,162,713	97.9%
現年課税分	7,152,273	7,057,761	98.7%	7,108,498	7,060,356	99.3%
(現年度)	7,151,195	7,057,328	98.7%	7,107,543	7,059,947	99.3%
(過年度)	1,078	433	40.2%	955	409	42.8%
滞納繰越分	199,847	73,973	37.0%	209,793	102,357	48.8%

(単位：千円)

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
84,445,326	82,597,797	97.8%	85,048,976	83,346,114	98.0%	86,058,408	84,538,405	98.2%
82,538,362	81,917,776	99.2%	83,287,796	82,726,218	99.3%	84,440,984	83,974,138	99.4%
81,843,791	81,290,726	99.3%	82,732,634	82,207,295	99.4%	83,858,472	83,418,369	99.5%
694,571	627,050	90.3%	555,162	518,923	93.5%	582,512	555,769	95.4%
1,906,964	680,021	35.7%	1,761,180	619,896	35.2%	1,617,424	564,267	34.9%
33,409,696	32,254,279	96.5%	33,624,076	32,553,389	96.8%	33,926,613	32,927,263	97.1%
27,208,830	26,088,741	95.9%	27,183,975	26,149,256	96.2%	26,235,457	25,287,081	96.4%
26,124,273	25,735,047	98.5%	26,133,679	25,789,850	98.7%	25,264,074	24,966,546	98.8%
25,962,881	25,619,055	98.7%	25,992,688	25,678,904	98.8%	25,125,014	24,848,924	98.9%
787,921	777,718	98.7%	790,113	780,844	98.8%	694,617	687,371	99.0%
25,174,960	24,841,337	98.7%	25,202,575	24,898,060	98.8%	24,430,397	24,161,553	98.9%
161,392	115,992	71.9%	140,991	110,946	78.7%	139,060	117,622	84.6%
1,084,557	353,694	32.6%	1,050,296	359,406	34.2%	971,383	320,535	33.0%
6,200,866	6,165,538	99.4%	6,440,101	6,404,133	99.4%	7,691,156	7,640,182	99.3%
6,153,079	6,152,991	100.0%	6,395,146	6,394,055	100.0%	7,637,204	7,627,091	99.9%
5,798,669	5,798,585	100.0%	6,146,595	6,145,544	100.0%	7,348,764	7,339,031	99.9%
1,545,787	1,545,764	100.0%	1,551,670	1,551,406	100.0%	1,585,112	1,583,015	99.9%
4,252,882	4,252,821	100.0%	4,594,925	4,594,138	100.0%	5,763,652	5,756,016	99.9%
354,410	354,406	100.0%	248,551	248,511	100.0%	288,440	288,060	99.9%
47,787	12,547	26.3%	44,955	10,078	22.4%	53,952	13,091	24.3%
35,792,706	35,281,918	98.6%	36,106,838	35,637,485	98.7%	36,691,653	36,309,396	99.0%
35,581,368	35,070,580	98.6%	35,895,011	35,425,658	98.7%	36,474,656	36,092,399	99.0%
34,990,051	34,826,498	99.5%	35,402,792	35,243,517	99.6%	36,038,570	35,918,698	99.7%
34,907,917	34,754,900	99.6%	35,314,202	35,160,481	99.6%	35,920,020	35,804,354	99.7%
14,607,157	14,532,841	99.5%	14,593,933	14,520,256	99.5%	14,986,960	14,930,616	99.6%
15,168,674	15,091,496	99.5%	15,548,945	15,470,419	99.5%	15,651,620	15,592,791	99.6%
5,132,086	5,130,563	100.0%	5,171,324	5,169,806	100.0%	5,281,440	5,280,947	100.0%
82,134	71,598	87.2%	88,590	83,036	93.7%	118,550	114,344	96.5%
591,317	244,082	41.3%	492,219	182,141	37.0%	436,086	173,701	39.8%
211,338	211,338	100.0%	211,827	211,827	100.0%	216,997	216,997	100.0%
525,081	485,560	92.5%	535,675	499,896	93.3%	547,442	514,015	93.9%
29,502	29,502	100.0%	29,666	29,666	100.0%	35,092	35,092	100.0%
495,579	456,058	92.0%	506,009	470,230	92.9%	512,350	478,923	93.5%
459,980	448,202	97.4%	470,242	460,462	97.9%	480,138	471,209	98.1%
459,766	448,005	97.4%	470,100	460,324	97.9%	479,940	471,021	98.1%
214	197	92.1%	142	138	97.2%	198	188	94.9%
35,599	7,856	22.1%	35,767	9,768	27.3%	32,212	7,714	23.9%
3,618,275	3,618,275	100.0%	3,644,466	3,644,466	100.0%	3,609,605	3,609,605	100.0%
3,618,275	3,618,275	100.0%	3,644,466	3,644,466	100.0%	3,609,605	3,609,605	100.0%
3,618,078	3,618,078	100.0%	3,644,466	3,644,466	100.0%	3,609,605	3,609,605	100.0%
197	197	100.0%	0	0	-	0	0	-
0	0	-	0	0	-	0	0	-
0	0	-	0	0	-	0	0	-
15,407	15,407	100.0%	13,944	13,944	100.0%	14,041	14,041	100.0%
15,407	15,407	100.0%	13,944	13,944	100.0%	14,041	14,041	100.0%
15,407	15,407	100.0%	13,944	13,944	100.0%	14,041	14,041	100.0%
0	0	-	0	0	-	0	0	-
0	0	-	0	0	-	0	0	-
3,589,029	3,572,228	99.5%	3,550,254	3,537,251	99.6%	3,593,668	3,582,196	99.7%
3,586,380	3,570,068	99.5%	3,532,527	3,522,934	99.7%	3,575,834	3,574,579	100.0%
3,494,263	3,487,275	99.8%	3,460,874	3,451,475	99.7%	3,542,518	3,541,275	100.0%
92,117	82,793	89.9%	71,653	71,459	99.7%	33,316	33,304	100.0%
2,649	2,160	81.5%	17,727	14,317	80.8%	17,834	7,617	42.7%
7,495,132	7,370,130	98.3%	7,573,723	7,459,683	98.5%	7,675,386	7,581,889	98.8%
7,350,077	7,310,448	99.5%	7,453,507	7,415,497	99.5%	7,569,429	7,540,280	99.6%
7,345,970	7,308,581	99.5%	7,448,272	7,410,664	99.5%	7,566,481	7,538,029	99.6%
4,107	1,867	45.5%	5,235	4,833	92.3%	2,948	2,251	76.4%
145,055	59,682	41.1%	120,216	44,186	36.8%	105,957	41,609	39.3%

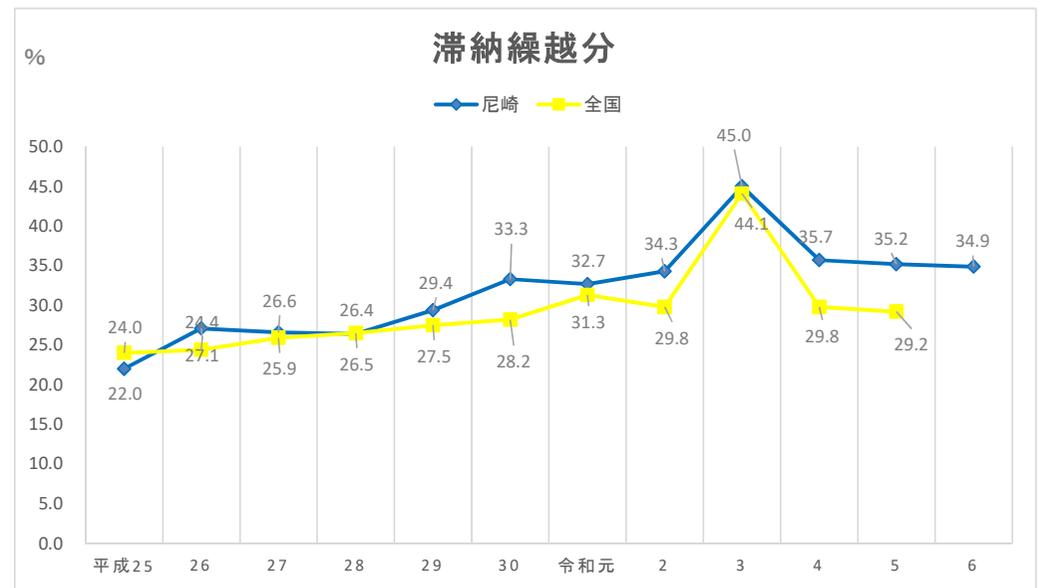
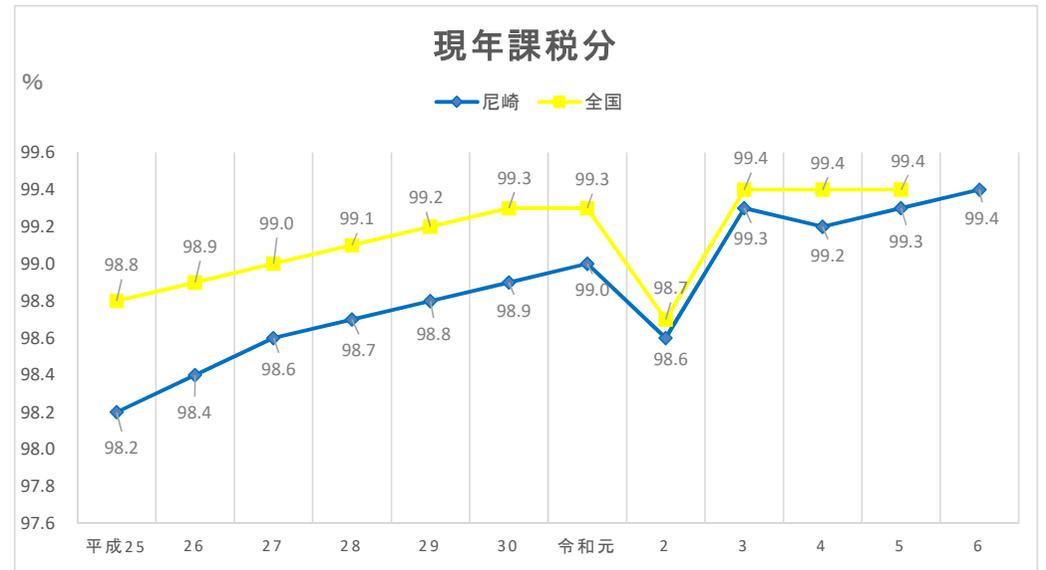
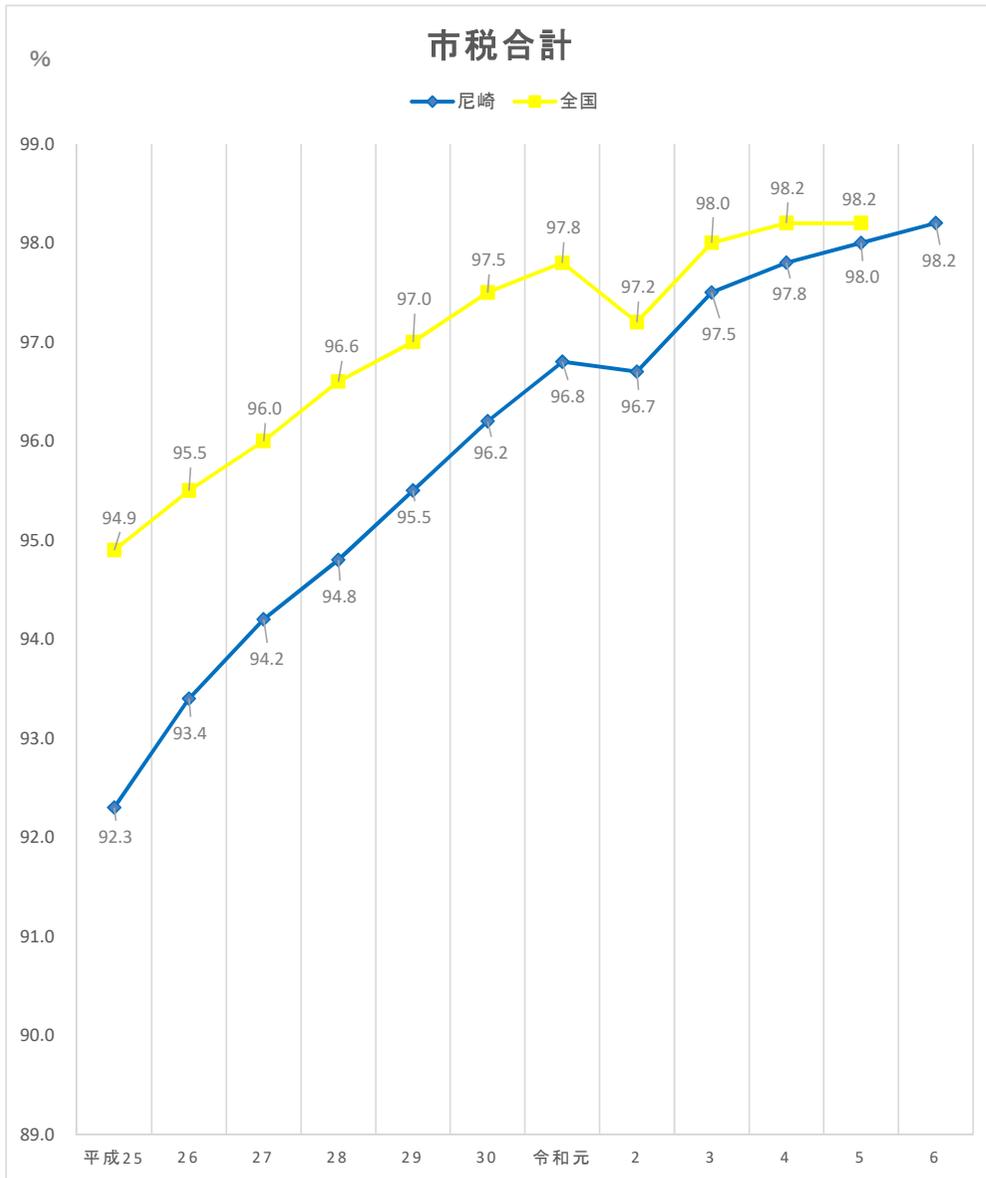
(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較

区 分	令 和 2 年 度			令 和 3 年 度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
市 税 総 計	79,557,367	100.0%	98.7%	80,110,628	100.0%	100.7%
市 民 税	31,485,649	39.6%	96.3%	31,261,812	39.0%	99.3%
個 人	25,527,805	32.1%	101.9%	25,404,015	31.7%	99.5%
均 等 割	788,461	1.0%	101.3%	792,924	1.0%	100.6%
所 得 割	24,739,344	31.1%	101.9%	24,611,091	30.7%	99.5%
法 人	5,957,844	7.5%	78.0%	5,857,797	7.3%	98.3%
均 等 割	1,527,838	1.9%	98.6%	1,548,059	1.9%	101.3%
税 割	4,430,006	5.6%	72.7%	4,309,738	5.4%	97.3%
固 定 資 産 税	33,879,057	42.6%	100.6%	34,186,963	42.7%	100.9%
土 地	14,577,201	18.3%	99.8%	14,679,694	18.3%	100.7%
家 屋	14,224,562	17.9%	101.8%	14,289,552	17.8%	100.5%
償 却 資 産	4,857,580	6.1%	99.6%	5,004,012	6.3%	103.0%
交 付 金	219,714	0.3%	97.1%	213,705	0.3%	97.3%
軽 自 動 車 税	449,478	0.5%	106.5%	462,309	0.6%	102.9%
環 境 性 能 割	17,919	0.0%	289.8%	19,765	0.0%	110.3%
種 別 割 (旧軽自動車税)	431,559	0.5%	103.8%	442,544	0.6%	102.5%
市 た ば こ 税	3,265,015	4.1%	98.9%	3,444,250	4.3%	105.5%
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0%	-	0	0.0%	-
入 湯 税	12,626	0.0%	65.6%	12,207	0.0%	96.7%
事 業 所 税	3,333,808	4.2%	98.8%	3,580,374	4.5%	107.4%
都 市 計 画 税	7,131,734	9.0%	100.5%	7,162,713	8.9%	100.4%

(単位：千円)

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
82,597,797	100.0%	103.1%	83,346,114	100.0%	100.9%	84,538,405	100.0%	101.4%
32,254,279	39.1%	103.2%	32,553,389	39.1%	100.9%	32,927,263	38.9%	101.1%
26,088,741	31.6%	102.7%	26,149,256	31.4%	100.2%	25,287,081	29.9%	96.7%
790,927	1.0%	99.7%	794,052	1.0%	100.4%	699,438	0.8%	88.1%
25,297,814	30.6%	102.8%	25,355,204	30.4%	100.2%	24,587,643	29.1%	97.0%
6,165,538	7.5%	105.3%	6,404,133	7.7%	103.9%	7,640,182	9.0%	119.3%
1,594,177	1.9%	103.0%	1,600,616	1.9%	100.4%	1,633,965	1.9%	102.1%
4,571,361	5.5%	106.1%	4,803,517	5.8%	105.1%	6,006,217	7.1%	125.0%
35,281,918	42.7%	103.2%	35,637,485	42.8%	101.0%	36,309,396	43.0%	101.9%
14,657,392	17.7%	99.8%	14,617,092	17.5%	99.7%	15,016,165	17.8%	102.7%
15,215,387	18.4%	106.5%	15,573,929	18.7%	102.4%	15,684,668	18.5%	100.7%
5,197,801	6.3%	103.9%	5,234,637	6.3%	100.7%	5,391,566	6.4%	103.0%
211,338	0.3%	98.9%	211,827	0.3%	100.2%	216,997	0.3%	102.4%
485,560	0.6%	105.0%	499,896	0.6%	103.0%	514,015	0.6%	102.8%
29,502	0.0%	149.3%	29,666	0.0%	100.6%	35,092	0.0%	118.3%
456,058	0.6%	103.1%	470,230	0.6%	103.1%	478,923	0.6%	101.8%
3,618,275	4.4%	105.1%	3,644,466	4.4%	100.7%	3,609,605	4.3%	99.0%
0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-
15,407	0.0%	126.2%	13,944	0.0%	90.5%	14,041	0.0%	100.7%
3,572,228	4.3%	99.8%	3,537,251	4.2%	99.0%	3,582,196	4.2%	101.3%
7,370,130	8.9%	102.9%	7,459,683	8.9%	101.2%	7,581,889	9.0%	101.6%

[図表5] 市税収入率の推移



II 市 民 税



Ⅱ 市 民 税

1 個人市民税

■ 納税義務者

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある人でその市内に住所がない人	○	

市内に住所があるかどうか、又、事業所等があるかどうかは、1月1日（賦課期日）現在の状況で判断する。

■ 市民税が課税されない人

★ 均等割も所得割もかからない人

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額では 2,044,000円未満）の人
- (3) 前年中の合計所得金額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人
 - * 扶養家族のない人は、45万円
 - * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋31万円

★ 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人

- * 扶養家族のない人は、45万円
- * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋42万円

■ 税額の計算方法

均等割額 3,000円（標準税率3,000円[※]）

（ほかに県民税1,800円

（標準税率1,000円＋県民緑税800円（平成18年度から加算））

（※）令和6年度以降、個人市民税均等割（3,000円）と併せて森林環境税（国税）を1人年額1,000円徴収する。

所得割額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

〔注〕 所得割額は、100円未満の端数を切り捨てる。

2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所等がある法人等に課される税で、個人市民税と同様に均等割と法人等の法人税額に応じて負担する法人税割がある。

■ 納税義務者

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人（※）	○	○
市内に寮等を有する法人（※）で市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの		○

（※）法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。

■ 税額の計算方法

均等割額（標準税率×1.2（制限税率））

	法人の区分	従業者数の合計数	税率（年額）
1	下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円
2	資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人以下	60,000円
		50人超	144,000円
3	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下	156,000円
		50人超	180,000円
4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	192,000円
		50人超	480,000円
5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	492,000円
		50人超	2,100,000円
6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	492,000円
		50人超	3,600,000円

〔注〕 1 従業者数の合計数…市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数

2 資本金等の額及び従業者数の合計数は、算定期間の末日で判定する。

法人税割額

課税標準となる法人税額×税率〔8.4/100〕

〔注〕 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が400万円以下の法人等は、上記により算定した法人税割額から、当該額の2.4/8.4相当額を控除した額（標準税率6.0/100相当額）となる。

★ 申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっている（これを申告納付という。）。

事業年度	申告の種類	申告納付期限等
6か月	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額
1年	中間（予定）申告	申告納付期限…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から原則として2か月以内 申告納付額 …(1)又は(2)の額 (1) 「均等割税率×当該事業年度において事務所等を有していた月数÷12」により求めた均等割額と、「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」により求めた法人税割額の合計額 (2) 均等割額(年額)の1/2の額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額（中間申告）
	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額 なお、該当事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額

Ⅱ 市 民 税

1 個 人

(1) 納税義務者数の推移

区 分	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの	
	人 員	前年比	人 員	前年比
令和元年度	11,614	98.2%	208,161	102.0%
2	11,499	99.0%	210,529	101.1%
3	10,894	94.7%	209,551	99.5%
4	11,500	105.6%	213,075	101.7%
5	11,780	102.4%	214,163	100.5%
6	25,338	215.1%	204,559	95.5%
7	11,681	46.1%	223,836	109.4%
給与所得者	4,592	37.3%	187,335	106.8%
営業等所得者	1,147	55.3%	8,364	118.5%
農業所得者	0	0.0%	12	171.4%
その他の所得者	5,471	52.5%	28,125	127.1%
(注1) 家屋敷等のみ	471	91.1%	—	—

(注1) 「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第 294条第 1 項第 2 号に該当する者に

課税状況調(表2) (単位:人)

均等割を納めるもの		所得割を納めるもの		納税義務者の計		区 分
人 員	前年比	人 員	前年比	人 員	前年比	
219,775	101.8%	208,161	102.0%	219,775	101.8%	令和元年度
222,028	101.0%	210,529	101.1%	222,028	101.0%	2
220,445	99.3%	209,551	99.5%	220,445	99.3%	3
224,575	101.9%	213,075	101.7%	224,575	101.9%	4
225,943	100.6%	214,163	100.5%	225,943	100.6%	5
229,897	101.7%	204,559	95.5%	229,897	101.7%	6
235,517	102.4%	223,836	109.4%	235,517	102.4%	7
191,927	102.3%	187,335	106.8%	191,927	102.3%	給与所得者
9,511	104.1%	8,364	118.5%	9,511	104.1%	営業等所得者
12	133.3%	12	171.4%	12	133.3%	農業所得者
33,596	103.2%	28,125	127.1%	33,596	103.2%	その他の所得者
471	91.1%	—	—	471	91.1%	家屋敷等のみ

係る数である。

(2) 所得控除額等の推移(その1)

区 分	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金				
	所得税の納税義務		計	総所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期譲渡所得金額	株式等に 係る譲渡 所得金額	上場株式 等に係る 配当所得 金額
	あり	なし						
令和元年度	190,058	18,103	208,161	649,614,129	13,244,832	133,932	8,153,309	227,530
2	193,148	17,381	210,529	661,628,118	12,764,657	99,733	2,578,889	153,872
3	192,530	17,021	209,551	673,321,833	8,890,023	61,018	3,973,147	196,112
4	195,678	17,397	213,075	703,931,773	13,014,295	90,299	3,973,147	316,451
5	196,977	17,186	214,163	714,252,384	12,701,363	87,521	3,013,284	351,944
6	195,480	9,079	204,559	726,169,258	17,754,266	134,743	5,268,538	548,441
7	156,514	67,322	223,836	777,724,370	20,314,184	337,707	6,391,132	805,624
10万円以下の金額	663	7,347	8,010	5,823,393	6,667,352	44,698	529,455	26,197
10万円を超え100万円以下	21,947	41,350	63,297	92,792,711	2,988,283	130,622	390,803	46,552
100万円 " 200万円 "	51,944	10,643	62,587	162,545,107	2,103,600	10,676	437,769	40,456
200万円 " 300万円 "	36,625	5,368	41,993	161,757,903	1,520,003	47,177	601,386	35,395
300万円 " 400万円 "	19,124	2,279	21,403	109,439,836	883,032	16,099	530,930	36,177
400万円 " 550万円 "	13,575	334	13,909	91,285,694	2,462,601	51,995	745,864	140,772
550万円 " 700万円 "	5,304	0	5,304	43,838,170	622,267	18,063	674,100	41,475
700万円 " 1,000万円 "	4,063	1	4,064	42,485,629	786,800	6,075	412,018	37,801
1,000万円を超える金額	3,269	0	3,269	67,755,927	2,280,246	12,302	2,068,807	400,799

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調 (表12・58) (単位:人・千円)

額	等	所得控除					額
		雑損	医療費	社会保険料	小規模 企業共済等 掛金	生命保険料	
先物取引 に係る雑 所得金額	計						
183,047	671,556,779	39,422	4,504,838	118,126,592	2,781,309	6,832,880	
152,285	677,377,554	23,910	4,305,915	120,839,865	3,037,581	6,918,052	
245,640	686,687,773	2,943	3,785,020	121,078,634	3,200,412	6,897,408	
318,117	721,644,082	2,919	4,660,444	123,689,186	3,910,273	7,084,978	
808,058	731,214,554	10,361	4,699,925	127,428,897	4,194,030	7,089,981	
1,920,027	751,795,273	4,344	4,482,643	130,597,444	4,449,078	6,884,453	
2,357,763	807,930,780	9,803	5,059,241	140,089,740	4,937,943	7,090,524	
116,306	13,207,401	0	157,745	1,112,329	58,669	119,259	
24,180	96,373,151	54	1,141,764	19,041,800	485,762	1,373,210	
54,593	165,192,201	6,604	973,700	33,229,083	794,952	1,834,773	
1,895,050	165,856,914	40	758,240	31,945,058	798,651	1,553,599	
71,717	110,977,791	0	529,951	20,817,845	651,201	928,316	
107,976	94,794,902	139	444,949	16,482,121	604,661	667,178	
22,516	45,216,591	0	256,540	6,947,656	403,566	259,116	
19,664	43,747,987	2,966	300,107	5,723,908	448,235	199,722	
45,761	72,563,842	0	496,245	4,789,940	692,246	155,351	

(2) 所得控除額等の推移(その2)

区 分	所 得					
	地震保険料	障 害 者	寡 婦	寡 夫	ひとり親	勤労学生
令和元年度	185,170	2,006,560	1,156,920	105,820	—	0
2	192,094	2,002,140	1,171,040	107,640	—	8,060
3	193,268	2,015,740	378,040	—	900,900	7,800
4	201,522	2,089,540	395,460	—	903,000	8,580
5	204,038	2,105,800	408,460	—	869,100	13,000
6	195,107	1,847,120	380,900	—	721,200	0
7	208,365	2,246,880	405,080	—	896,100	10,140
10万円以下の金額	3,637	105,320	7,540	—	39,300	10,140
10万円を超え 100万円以下	34,549	827,660	214,500	—	431,700	—
100万円を超え 200万円以下	40,383	524,800	126,360	—	307,500	—
200万円を超え 300万円以下	40,446	316,820	47,840	—	112,500	—
300万円を超え 400万円以下	30,078	196,660	8,840	—	5,100	—
400万円を超え 550万円以下	24,332	126,280	0	—	0	—
550万円を超え 700万円以下	11,682	51,820	—	—	—	—
700万円を超え 1,000万円以下	10,824	51,620	—	—	—	—
1,000万円を 超える金額	12,434	45,900	—	—	—	—

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表58・59）（単位：千円）

控		除			額	
配偶者	配偶者特別	扶養	特別障害者のうち同居特障加算分	基礎	計	
14,181,220	2,278,150	11,989,160	324,070	68,693,130	233,205,241	
13,825,730	2,380,620	11,851,290	317,170	69,474,570	236,455,677	
13,431,100	2,406,150	11,741,120	313,950	89,841,980	256,194,465	
13,132,630	2,377,780	11,904,470	324,760	91,288,140	261,973,682	
12,658,970	2,353,640	11,707,730	313,030	91,750,241	265,807,203	
10,763,530	2,230,440	10,476,650	252,080	87,585,850	260,870,839	
11,959,850	2,367,190	11,724,240	316,710	95,832,760	283,154,566	
301,320	57,670	256,320	15,180	3,411,490	5,655,919	
3,582,820	499,050	2,494,570	93,380	27,200,080	57,420,899	
2,575,920	581,170	2,477,270	72,910	26,892,790	70,438,215	
2,213,680	522,980	2,058,270	46,690	18,038,360	58,453,174	
1,510,600	349,440	1,594,360	39,100	9,192,840	35,854,331	
1,241,540	257,370	1,312,240	21,850	5,964,390	27,147,050	
475,050	87,830	576,510	11,270	2,273,840	11,354,880	
58,920	11,680	511,220	8,740	1,738,640	9,066,582	
—	—	443,480	7,590	1,120,330	7,763,516	

(2) 所得控除額等の推移(その3)

区 分	課 税 標 準 額							計	算出税額
	総所得金額に係るもの (注1)	分離長期譲渡所得金額に係るもの	分離短期譲渡所得金額に係るもの	株式等に係る譲渡所得金額に係るもの	上場株式等に係る配当所得金額に係るもの	先物取引に係る雑所得金額に係るもの			
令和元年度	416,598,090	13,086,791	132,004	8,132,487	227,404	174,762	438,351,538	25,640,334	
2	425,331,627	12,624,751	98,660	2,567,421	153,494	145,924	440,921,877	25,978,278	
3	417,257,954	8,783,140	59,317	3,956,843	195,414	240,640	430,493,308	25,423,407	
4	442,111,485	12,897,449	87,839	5,960,568	314,725	307,633	461,679,699	27,103,921	
5	448,633,686	12,558,490	84,472	2,990,802	350,607	789,294	465,407,351	27,411,473	
6	465,473,922	17,620,677	131,415	5,240,590	547,514	1,910,316	490,924,434	28,683,416	
7	494,784,142	20,159,854	328,985	6,349,477	804,388	2,349,368	524,776,214	30,581,306	
10万円以下の金額	380,242	6,513,309	35,996	488,497	25,436	108,002	7,551,482	237,503	
10万円を超え 100万円以下	35,372,049	2,988,214	130,619	390,712	46,488	24,170	38,952,252	2,229,039	
100万円を超え 200万円以下	92,107,151	2,103,542	10,674	437,661	40,378	54,580	94,753,986	5,602,865	
200万円を超え 300万円以下	103,304,993	1,519,960	47,173	601,259	35,322	1,895,033	107,403,740	6,320,196	
300万円を超え 400万円以下	73,585,703	883,001	16,097	530,832	36,126	71,701	75,123,460	4,460,400	
400万円を超え 550万円以下	64,138,873	2,462,574	51,990	745,755	140,699	107,961	67,647,852	3,954,031	
550万円を超え 700万円以下	32,483,394	622,254	18,061	674,055	41,437	22,510	33,861,711	1,990,374	
700万円を超え 1,000万円以下	33,419,151	786,784	6,074	411,972	37,765	19,659	34,681,405	2,042,972	
1,000万円を 超える金額	59,992,586	2,280,216	12,301	2,068,734	400,737	45,752	64,800,326	3,743,926	

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(注1) 「総所得金額」欄には、山林所得金額と退職所得金額を含む。

課税状況調（表12・59）（単位：千円）

税 額 控 除 額					税額 調整額	配当割額 及び株式 等譲渡所 得割額の 控除額	減免 税額	所 得 割 額		
調整控除	住宅借入 金等特別 税額控除	寄附金 税額控除	その他	計				所得税の納税義務		計
								あり	なし	
409,432	433,456	661,896	19,395	1,524,179	2,110	66,946	31,630	23,183,076	832,393	24,015,469
411,134	425,297	673,926	19,733	1,530,090	2,381	36,807	39,257	23,591,802	777,941	24,369,743
409,883	455,429	841,276	14,807	1,721,395	1,924	40,346	34,424	22,881,396	743,922	23,625,318
413,640	485,035	1,183,515	22,454	2,104,644	1,788	53,755	28,976	24,156,323	758,435	24,914,758
410,947	465,869	1,409,827	19,223	2,305,866	1,229	50,704	27,444	24,279,521	746,709	25,026,230
380,699	414,980	1,597,290	24,618	2,417,587	511	90,957	17,775	23,753,213	576,915	24,330,128
420,335	370,592	1,793,824	25,771	2,610,522	1,661	108,752	25,208	25,156,848	2,668,810	27,825,658
9,469	9	7,040	96	16,614	29	1,824	218	206,659	12,117	218,776
141,819	18,629	28,638	1,483	190,569	1,487	8,053	18,459	1,074,707	935,668	2,010,375
132,483	122,646	165,148	2,746	423,023	145	11,760	5,422	4,448,696	713,759	5,162,455
65,733	173,284	307,447	2,997	549,461	0	12,053	890	5,198,896	558,818	5,757,714
32,070	54,488	278,842	2,763	368,163	0	11,539	219	3,707,623	372,772	4,080,395
20,808	1,450	293,242	3,944	319,444	0	18,271	0	3,540,704	75,492	3,616,196
7,931	86	166,186	3,157	177,360	0	8,235	0	1,804,551	0	1,804,551
6,065	0	186,018	2,806	194,889	0	8,390	0	1,834,277	184	1,834,461
3,957	0	361,263	5,779	370,999	0	28,627	0	3,340,735	0	3,340,735

(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移

区分	所得控除又は税額控除を									
	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料	地震保険料	寄附金	障害者	寡婦	寡夫
令和元年度	113	21,656	201,055	9,077	143,617	39,496	17,273	6,911	4,076	407
令和2年度	44	19,990	203,492	10,582	144,668	41,168	17,061	6,918	4,130	414
令和3年度	15	17,638	203,198	11,894	143,905	42,426	23,086	6,932	1,454	-
令和4年度	13	20,907	206,417	14,121	148,228	45,189	31,837	7,193	1,521	-
令和5年度	16	21,387	207,449	15,797	148,747	46,601	37,764	7,249	1,571	-
令和6年度	8	20,071	199,726	17,039	143,869	46,047	42,255	6,428	1,465	-
令和7年度	11	22,479	215,471	19,023	151,469	49,078	44,822	7,780	1,558	-

(4) 所得区分別納税義務者の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比
令和元年度	171,264	82.3%	102.9%	8,106	3.9%	100.9%	10	0.0%	90.9%
令和2年度	174,511	82.9%	101.9%	7,943	3.8%	98.0%	9	0.0%	90.0%
令和3年度	175,347	83.7%	100.5%	6,365	3.0%	80.1%	9	0.0%	100.0%
令和4年度	176,164	82.6%	100.5%	8,874	4.2%	139.4%	10	0.0%	111.1%
令和5年度	178,716	83.5%	101.4%	7,814	3.6%	88.1%	11	0.0%	110.0%
令和6年度	174,030	85.1%	97.4%	6,976	3.4%	89.3%	7	0.0%	63.6%
令和7年度	185,799	83.0%	106.8%	8,266	3.7%	118.5%	12	0.0%	171.4%

(5) 所得区分別所得金額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
令和元年度	555,064,846	82.7%	104.2%	25,718,150	3.8%	101.3%	34,036	0.0%	85.3%
令和2年度	568,621,225	84.0%	102.4%	25,952,369	3.8%	100.9%	26,310	0.0%	77.3%
令和3年度	585,940,155	85.4%	103.0%	21,134,803	3.1%	81.4%	30,633	0.0%	116.4%
令和4年度	595,719,223	82.3%	101.7%	35,376,813	4.9%	167.4%	30,039	0.0%	98.1%
令和5年度	616,833,303	84.4%	103.5%	28,086,464	3.8%	79.4%	37,598	0.0%	125.2%
令和6年度	630,645,113	83.8%	102.2%	27,633,474	3.7%	98.4%	21,783	0.0%	57.9%
令和7年度	668,461,819	82.7%	106.0%	31,081,826	3.9%	112.5%	41,883	0.0%	192.3%

(6) 所得区分別税額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比
令和元年度	20,209,089	84.2%	103.7%	936,705	3.9%	100.4%	1,238	0.0%	76.0%
令和2年度	20,751,444	85.1%	102.7%	957,633	3.9%	102.2%	1,027	0.0%	83.0%
令和3年度	20,437,346	86.5%	98.5%	741,273	3.1%	77.4%	1,183	0.0%	115.2%
令和4年度	20,604,983	82.7%	100.8%	1,403,011	5.6%	189.3%	1,181	0.0%	99.8%
令和5年度	21,361,301	85.4%	103.7%	1,016,397	4.1%	72.4%	1,496	0.0%	126.7%
令和6年度	20,532,886	84.5%	96.1%	981,013	4.0%	96.5%	791	0.0%	52.9%
令和7年度	23,380,676	84.0%	113.9%	1,152,447	4.2%	117.5%	1,475	0.0%	186.5%

課税状況調（表19）（単位：人、千円）

行 っ た 納 税 義 務 者 数									障 害 者 控 除 の 対 象 と な っ た 人 員					
ひとり親	配偶者	配偶者特別	扶養	配偶者及び扶養親族のうち同居特障加算分に係る者	配当	住宅借入金等特別税額控除	外国税額	配当割額及び株式等譲渡所得割額	納税義務者			配偶者及び扶養親族		
									一般	特別	合計	一般	特別	合計
—	41,984	7,745	24,275	1,386	2,227	10,005	68	2,575	2,013	1,164	3,177	2,288	1,797	4,085
—	40,850	8,137	23,908	1,357	2,111	9,555	67	2,464	2,017	1,172	3,189	2,327	1,737	4,064
3,003	39,702	8,177	23,696	1,342	1,985	10,015	55	2,434	2,149	1,230	3,379	2,290	1,642	3,932
3,010	38,759	8,146	23,955	1,389	1,935	10,474	105	2,373	2,248	1,271	3,519	2,356	1,704	4,060
2,897	37,374	8,087	23,469	1,337	2,096	10,275	170	2,401	2,347	1,255	3,602	2,443	1,613	4,056
2,404	32,061	7,696	21,295	1,079	2,543	9,381	215	3,390	2,219	1,064	3,283	2,153	1,304	3,457
2,987	35,314	8,189	23,710	1,353	2,721	8,917	257	3,649	2,631	1,225	3,856	2,712	1,634	4,346

課税状況調（表5～7・9・11）（単位：人）

その他の所得者			小 計			分離譲渡所得者			合 計		区分
納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	前年比	
26,432	12.7%	98.4%	205,812	98.9%	102.2%	2,349	1.1%	89.7%	208,161	102.0%	令和元年度
25,864	12.3%	97.9%	208,327	99.0%	101.2%	2,202	1.0%	93.7%	210,529	101.1%	令和2年度
26,133	12.5%	101.0%	207,854	99.2%	99.8%	1,697	0.8%	77.1%	209,551	99.5%	令和3年度
25,901	12.2%	99.1%	210,949	99.0%	101.5%	2,126	1.0%	125.3%	213,075	101.7%	令和4年度
25,487	11.9%	98.4%	212,028	99.0%	100.5%	2,135	1.0%	100.4%	214,163	100.5%	令和5年度
20,807	10.2%	81.6%	201,820	98.7%	95.2%	2,739	1.3%	128.3%	204,559	95.5%	令和6年度
26,522	11.9%	127.5%	220,599	98.6%	109.3%	3,237	1.4%	118.2%	223,836	109.4%	令和7年度

課税状況調（表5～7・9・56）（単位：千円）

その他の所得者			小 計			分離譲渡所得者			合 計		区分
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	前年比	
55,867,882	8.3%	98.0%	636,684,914	94.8%	103.5%	34,871,865	5.2%	107.6%	671,556,779	103.7%	令和元年度
54,465,808	8.0%	97.5%	649,065,712	95.8%	101.9%	28,311,842	4.2%	81.2%	677,377,554	100.9%	令和2年度
56,267,628	8.2%	103.3%	663,373,219	96.6%	102.2%	23,314,554	3.4%	82.3%	686,687,773	101.4%	令和3年度
59,820,342	8.3%	106.3%	690,946,417	95.5%	104.2%	32,706,964	4.5%	140.3%	723,653,381	105.4%	令和4年度
57,217,618	7.8%	95.6%	702,174,983	96.0%	101.6%	29,039,571	4.0%	88.8%	731,214,554	101.0%	令和5年度
51,590,540	6.9%	90.2%	709,890,910	94.4%	101.1%	41,904,363	5.6%	144.3%	751,795,273	102.8%	令和6年度
59,475,435	7.4%	115.3%	759,060,963	94.0%	106.9%	48,869,817	6.0%	116.6%	807,930,780	107.5%	令和7年度

課税状況調（表5～7・9・11）（単位：千円）

その他の所得者			小 計			分離譲渡所得者			合 計		区分
税 額	構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	前年比	
1,738,047	7.2%	97.5%	22,885,079	95.3%	103.0%	1,130,390	4.7%	103.7%	24,015,469	103.1%	令和元年度
1,696,513	7.0%	97.6%	23,406,617	96.0%	102.3%	963,126	4.0%	85.2%	24,369,743	101.5%	令和2年度
1,660,026	7.0%	97.8%	22,839,828	96.7%	97.6%	785,490	3.3%	81.6%	23,625,318	96.9%	令和3年度
1,837,691	7.4%	110.7%	23,846,866	95.7%	104.4%	1,067,892	4.3%	136.0%	24,914,758	105.5%	令和4年度
1,710,371	6.8%	93.1%	24,089,565	96.3%	101.0%	936,665	3.7%	87.7%	25,026,230	100.4%	令和5年度
1,514,166	6.2%	88.5%	23,028,856	94.7%	95.6%	1,301,272	5.3%	138.9%	24,330,128	97.2%	令和6年度
1,776,271	6.4%	117.3%	26,310,869	94.6%	114.3%	1,514,789	5.4%	116.4%	27,825,658	114.4%	令和7年度

(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数

	納税義務者数	扶 養 親 族			
		0 人	1 人	2 人	3 人
令和元年度	208,161	138,634	37,212	17,977	10,969
2	210,529	141,573	37,252	17,852	10,639
3	209,551	141,743	36,529	17,818	10,295
4	213,075	144,910	36,990	18,076	10,060
5	214,163	147,423	36,303	17,756	9,780
6	204,559	143,849	32,270	16,881	8,990
7	223,836	157,085	36,964	18,092	9,044
1万円以下の金額	785	658	98	19	8
1万円を超え 2万円以下	633	545	65	19	3
2万円 " 3万円 "	981	898	64	15	3
3万円 " 4万円 "	1,166	1,060	77	19	8
4万円 " 5万円 "	1,105	1,010	71	18	4
5万円 " 6万円 "	704	571	99	27	5
6万円 " 7万円 "	686	560	100	19	5
7万円 " 8万円 "	674	534	110	19	9
8万円 " 9万円 "	651	499	123	16	9
9万円 " 10万円 "	625	470	132	17	3
10万円 " 15万円 "	3,311	2,307	853	102	36
15万円 " 20万円 "	3,512	2,514	864	99	27
20万円 " 25万円 "	3,570	2,544	874	114	26
25万円 " 30万円 "	3,331	2,403	777	110	31
30万円 " 35万円 "	3,228	2,358	709	116	37
35万円 " 40万円 "	3,170	2,270	750	108	27
40万円 " 45万円 "	3,347	2,482	708	116	29
45万円 " 50万円 "	3,526	2,619	722	134	38
50万円 " 55万円 "	3,469	2,603	700	121	38
55万円 " 60万円 "	3,489	2,731	599	121	33
60万円 " 65万円 "	3,627	2,852	627	116	24
65万円 " 70万円 "	3,729	2,933	604	127	52
70万円 " 80万円 "	7,483	5,997	1,107	253	101
80万円 " 90万円 "	7,423	5,904	1,078	298	115
90万円 " 100万円 "	7,082	5,739	901	308	98
100万円 " 120万円 "	14,187	11,357	1,875	605	273
120万円 " 160万円 "	26,010	20,420	3,378	1,427	588
160万円 " 200万円 "	22,390	16,687	3,038	1,629	799
200万円を超える金額	89,942	53,560	15,861	12,000	6,615

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表22）（単位：人）

等 の 人 員 別 納 税 義 務 者 数						
4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上
2,829	449	78	12	1	0	0
2,693	429	77	12	2	0	0
2,665	428	60	10	3	0	0
2,538	423	68	10	0	0	0
2,405	426	58	10	1	1	0
2,137	365	53	11	0	2	1
2,178	392	58	18	2	2	1
2						
1						
1						
2						
1	1					
2						
2						
1	1					
3	1					
1	1				1	
11	2					
7	1					
7	4				1	
8	1	1				
7	1					
12	2	1				
11	1					
8	4			1		
6	1					
5						
6	2					
10	2			1		
23	2					
22	5			1		
25	10	1				
62	9	3	3			
157	31	7	2			
189	41	5	1			1
1,586	269	40	9		2	

(8) 扶養控除人員

課税状況調(表23) (単位:人)

区 分	控除対象配偶者	扶養控除人員	扶養控除人員の内訳	
			老人扶養親族	その他の扶養親族
令和元年度	41,984	31,156	6,720	24,436
2	40,850	30,747	6,604	24,143
3	39,702	30,502	6,326	24,176
4	38,759	30,906	6,371	24,535
5	37,374	30,399	6,138	24,261
6	32,061	27,249	5,255	21,994
7	35,314	30,603	5,727	24,876
1万円以下の金額	78	79	21	58
1万円を超え 2万円以下	51	63	18	45
2万円 " 3万円 "	54	50	14	36
3万円 " 4万円 "	68	71	18	53
4万円 " 5万円 "	69	54	16	38
5万円 " 6万円 "	90	77	13	64
6万円 " 7万円 "	89	64	11	53
7万円 " 8万円 "	99	77	18	59
8万円 " 9万円 "	112	80	12	68
9万円 " 10万円 "	116	66	10	56
10万円 " 15万円 "	794	395	79	316
15万円 " 20万円 "	778	358	64	294
20万円 " 25万円 "	798	382	73	309
25万円 " 30万円 "	675	402	79	323
30万円 " 40万円 "	1,227	752	141	611
40万円 " 60万円 "	2,216	1,534	313	1,221
60万円 " 80万円 "	1,837	1,430	322	1,108
80万円 " 120万円 "	3,235	2,694	602	2,092
120万円 " 160万円 "	2,986	2,659	606	2,053
160万円 " 200万円 "	3,009	2,463	500	1,963
200万円を超える金額	16,933	16,853	2,797	14,056

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(9) 給与所得の収入金額等の推移

課税状況調 (表13)

(単位: 千円)

区 分	納税義務者数 (人)			給与所得に係る 収入金額	給与所得控除額	特定支出 控除額	所得金額 調整控除額	給与所得金額
	所得税の納税義務		計					
	あり	なし						
令和元年度	164,554	14,847	179,401	796,337,236	236,394,504	800	—	559,941,932
2	168,247	14,238	182,485	815,004,220	241,420,289	513	—	573,583,418
3	169,539	14,099	183,638	813,290,794	222,267,248	942	1,612,209	589,410,395
4	170,426	14,330	184,756	828,349,402	225,594,384	3,012	1,649,662	601,102,344
5	172,987	14,082	187,069	853,832,239	230,802,072	381	1,758,573	621,271,213
6	173,746	8,664	182,410	871,863,609	232,200,331	3,596	1,770,435	637,889,247
7	145,889	49,624	195,513	925,961,688	246,441,398	4,399	2,014,111	677,501,780
10万円以下の金額	365	5,169	5,534	6,604,037	3,138,759		26,581	3,438,697
10万円を超え 100万円以下	18,854	27,242	46,096	98,322,286	34,099,659	840	366,055	63,855,732
100万円 " 200万円 "	48,435	9,480	57,915	212,073,889	66,493,725		390,287	145,189,877
200万円 " 300万円 "	35,144	5,181	40,325	211,496,986	59,890,439	893	195,609	151,410,045
300万円 " 400万円 "	18,354	2,226	20,580	138,739,190	35,896,878		77,541	102,764,771
400万円 " 550万円 "	12,992	325	13,317	110,300,330	25,049,314		262,265	84,988,751
550万円 " 700万円 "	4,964		4,964	48,724,666	9,387,427		285,459	39,051,780
700万円 " 1,000万円 "	3,810	1	3,811	44,264,996	7,140,450	541	236,157	36,887,848
1,000万円を超える金額	2,971		2,971	55,435,308	5,344,747	2,125	174,157	49,914,279

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(10) 青色申告者及び事業専従者の推移

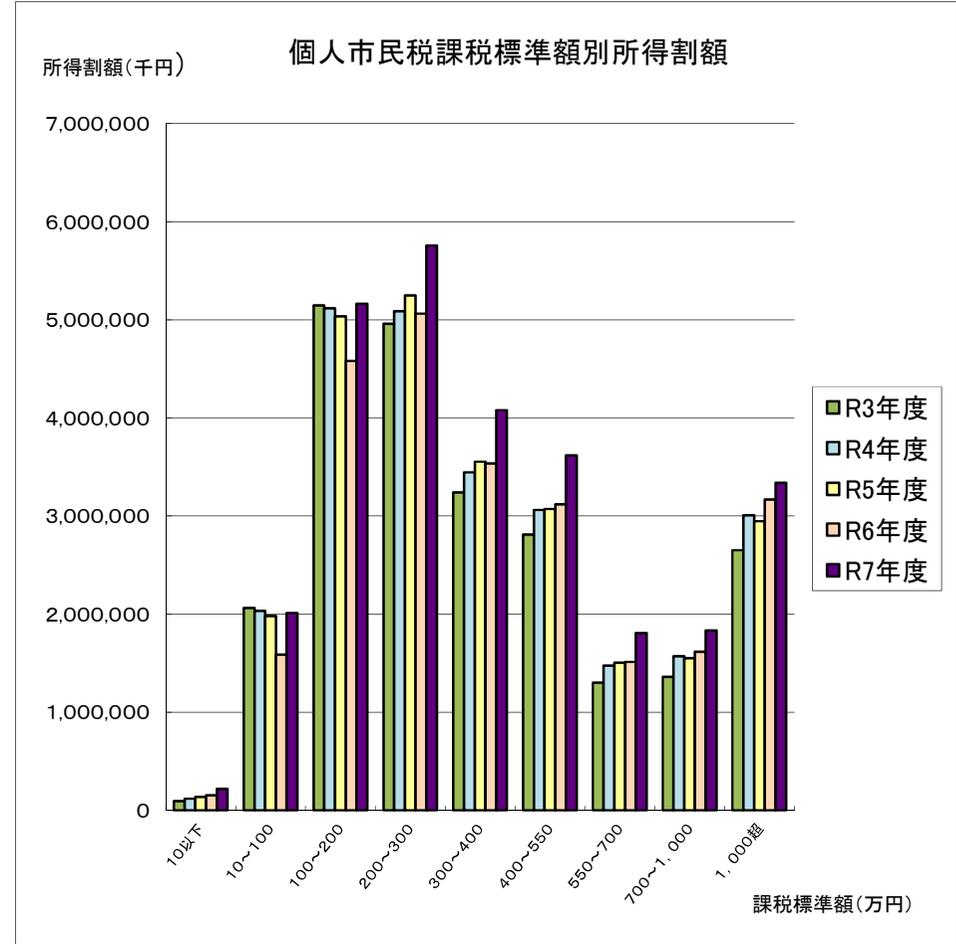
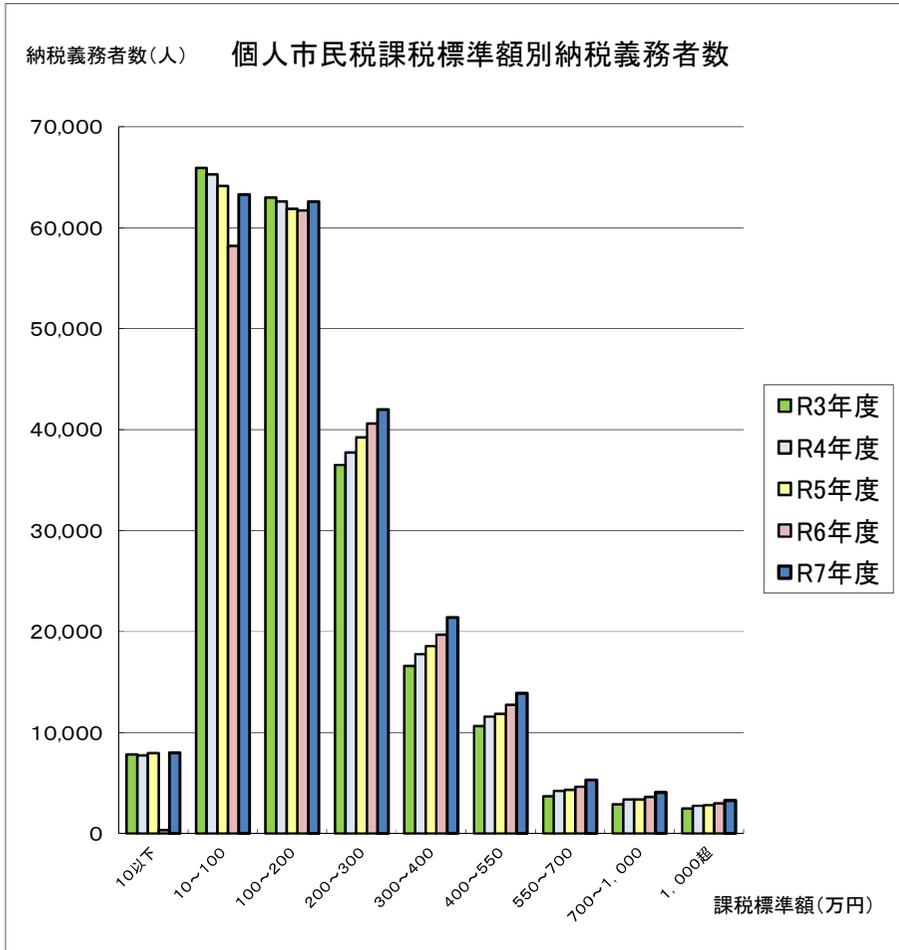
課税状況調 (表24)

(単位: 人)

区 分	青色申告 者である 納税義務 者数	青色事業専従者関係			白色事業専従者関係		
		事業専従者数	専従者を有する 納税義務者数	専従者給与額 (千円)	事業専従者数	専従者を有する 納税義務者数	専従者控除額 (千円)
令和元年度	9,896	2,104	1,929	3,914,508	351	323	158,022
2	9,703	2,016	1,862	3,829,978	310	295	148,208
3	9,703	1,753	1,632	3,174,389	244	235	182,466
4	10,815	1,979	1,840	3,667,364	327	314	247,143
5	10,899	1,822	1,693	3,460,020	327	314	247,143
6	10,646	1,670	1,562	3,279,096	241	234	176,366
7	11,769	1,763	1,647	3,418,032	230	222	169,003
5万円以下の金額	262	31	27	36,419	4	4	2,695
5万円を超え 10万円以下	178	22	22	21,420	5	5	3,913
10万円 " 20万円 "	310	26	25	27,961	6	6	3,661
20万円 " 40万円 "	601	79	74	107,353	19	19	13,491
40万円 " 120万円 "	2,273	286	267	410,425	54	52	38,577
120万円 " 160万円 "	999	123	115	174,452	25	23	17,359
160万円 " 200万円 "	812	98	95	162,619	18	18	14,140
200万円 " 300万円 "	1,617	212	201	315,614	37	36	27,940
300万円 " 550万円 "	2,188	336	304	613,007	40	38	30,174
550万円 " 1,000万円 "	1,404	288	270	658,998	13	12	10,228
1,000万円 " 2,000万円 "	772	176	167	517,978	8	8	5,965
2,000万円を超える金額	353	86	80	371,786	1	1	860

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(11) 個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額



(12) 令和3年度以降住民税に係る給与所得控除額及び公的年金等控除額

1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

令和3年度から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられた。

なお、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、片方に係る控除のみが減額される。

2 給与所得控除額

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出するが、令和3年度以降の住民税の給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて改正後のようになる。

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、次の表にかかわらず、所得税法別表第五により給与所得の金額を求める。

給与等の収入金額	給与所得控除額【改正後】	<参考> 給与所得控除額【改正前】
180万円以下	収入金額×40%－10万円 ※55万円に満たない 場合には55万円	収入金額×40% ※65万円に満たない 場合には65万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	収入金額×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	収入金額×20%＋54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	収入金額×10%＋120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円（上限）	
1,000万円超	195万円（上限）	220万円（上限）

3 公的年金等控除額の計算法

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて算出するが、令和3年度以降の住民税の公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額に応じて改正後のようになる。

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額【改正後】 (公的年金等に係る雑所得以外の 合計所得金額が1,000万円以下)	<参考> 公的年金等控除額【改正前】
65歳未満	130万円以下	60万円	70万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
	1,000万円超	195万5千円（上限）	
65歳以上	330万円以下	110万円	120万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
	1,000万円超	195万5千円（上限）	

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が改正後の控除額から引き下げられる。

2 法人

(1) 法人税割産業分類別調定額の推移

区 分	令 和 2 年 度			令 和 3 年 度		
	法人数	調 定 額	構 成 比	法人数	調 定 額	構 成 比
建 設 業	1,006	402,704	9.5%	961	333,433	8.1%
製 造 業	689	1,619,451	38.2%	685	1,790,660	43.5%
(1) 食 料 品	47	53,332	1.3%	46	49,398	1.2%
(2) パルプ・紙・紙加工品	15	166,336	3.9%	16	111,144	2.7%
(3) 化 学 工 業	76	585,663	13.8%	85	765,662	18.6%
(4) 窯 業 ・ 土 石 製 品	30	71,148	1.7%	25	53,514	1.3%
(5) 鉄鋼業・金属製品・非鉄金属	173	261,999	6.2%	169	214,056	5.2%
(6) 機 械 器 具	242	432,733	10.2%	242	555,721	13.5%
(7) そ の 他 の 製 造 業	106	48,240	1.1%	102	41,165	1.0%
卸 売 ・ 小 売 業	884	758,812	17.7%	907	815,059	19.8%
金 融 ・ 保 険 業	92	287,630	6.8%	103	209,939	5.1%
不 動 産 業	713	204,516	4.8%	758	193,474	4.7%
情 報 通 信 ・ 運 輸 業	345	464,808	10.9%	354	230,522	5.6%
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	6	16,455	0.4%	8	115,261	2.8%
サ ー ビ ス 業	1,265	496,964	11.7%	1,362	428,112	10.4%
合 計	5,000	4,251,340	100.0%	5,138	4,116,460	100.0%

(単位：社・千円)

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比
964	334,606	7.9%	978	288,721	6.3%	1,056	393,019	6.8%
722	1,948,101	45.8%	733	2,382,422	51.9%	735	3,095,556	53.8%
51	93,176	2.2%	58	41,297	0.9%	57	68,285	1.2%
17	119,391	2.8%	17	92,575	2.0%	15	148,235	2.6%
84	672,399	15.8%	90	952,179	20.7%	88	919,820	16.0%
26	74,684	1.8%	25	75,664	1.6%	32	73,930	1.3%
184	326,650	7.7%	180	440,955	9.6%	182	549,189	9.5%
254	631,316	14.8%	253	735,491	16.0%	248	1,291,707	22.4%
106	30,485	0.7%	110	44,261	1.0%	113	44,390	0.8%
939	707,249	16.6%	963	657,520	14.2%	980	659,131	11.4%
88	293,037	6.9%	81	127,479	2.8%	85	307,839	5.3%
781	196,566	4.6%	805	231,222	5.0%	801	241,296	4.2%
369	238,040	5.6%	382	332,796	7.2%	371	347,385	6.0%
8	17,042	0.4%	9	18,416	0.4%	11	116,384	2.0%
1,506	518,241	12.2%	1,436	556,349	12.1%	1,495	603,042	10.5%
5,377	4,252,882	100.0%	5,387	4,594,925	100.0%	5,534	5,763,652	100.0%

(2) 法人税割決算月別調定額の推移

区 分	令和 2 年 度		令和 3 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
4 月	84,118	2.0%	53,514	1.3%
5 月	321,796	7.6%	296,385	7.2%
6 月	950,926	22.3%	810,943	19.7%
7 月	815,476	19.1%	605,120	14.7%
8 月	312,659	7.4%	321,084	7.8%
9 月	154,967	3.6%	168,775	4.1%
10 月	95,795	2.3%	111,144	2.7%
11 月	798,541	18.8%	950,902	23.1%
12 月	334,767	7.9%	325,200	7.9%
1 月	51,008	1.2%	69,980	1.7%
2 月	71,204	1.7%	123,494	3.0%
3 月	281,192	6.6%	288,152	7.0%
出納整理期間	△ 21,109	△0.5%	△ 8,233	△0.2%
合 計	4,251,340	100.0%	4,116,460	100.0%

(3) 資本金段階別法人数の推移

区 分	令和 2 年 度		令和 3 年 度	
	法 人 数	構 成 比	法 人 数	構 成 比
300 万円以下	4,349	38.5%	4,566	39.3%
300 万円を超え 500 〃	1,069	9.5%	1,159	10.0%
500 〃 1,000 〃	3,167	28.1%	3,175	27.3%
1,000 〃 3,000 〃	1,008	8.9%	1,019	8.8%
3,000 〃 5,000 〃	556	4.9%	572	4.9%
5,000 〃 1 億円以下	561	5.0%	568	4.9%
1 億円を超える	578	5.1%	559	4.8%
合 計	11,288	100.0%	11,618	100.0%

(単位：千円)

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
90,633	2.1%	80,556	1.8%	120,415	2.1%
105,845	2.5%	100,217	2.2%	94,924	1.6%
123,738	2.9%	153,923	3.3%	141,766	2.5%
79,845	1.9%	87,296	1.9%	73,167	1.3%
119,515	2.8%	111,564	2.4%	125,358	2.2%
169,046	4.0%	222,735	4.8%	251,770	4.4%
51,608	1.2%	49,426	1.1%	54,213	0.9%
60,394	1.4%	47,992	1.0%	63,906	1.1%
716,356	16.8%	570,450	12.4%	582,972	10.1%
55,849	1.3%	58,876	1.3%	66,355	1.2%
138,021	3.2%	137,893	3.0%	146,032	2.5%
2,542,032	59.9%	2,973,997	64.8%	4,042,774	70.1%
調定処理月別から決算月別に集計方法を変更		調定処理月別から決算月別に集計方法を変更		調定処理月別から決算月別に集計方法を変更	
4,252,882	100.0%	4,594,925	100.0%	5,763,652	100.0%

(単位：社)

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
4,843	40.4%	5,025	41.4%	5,186	42.1%
1,214	10.2%	1,257	10.4%	1,306	10.6%
3,172	26.6%	3,147	25.9%	3,104	25.3%
1,013	8.5%	1,013	8.3%	1,005	8.2%
571	4.8%	580	4.8%	568	4.6%
568	4.8%	558	4.6%	575	4.7%
556	4.7%	554	4.6%	548	4.5%
11,937	100.0%	12,134	100.0%	12,292	100.0%

3 県民税払込案分率

年 度	特 定 案 分 率		確 定 案 分 率	
	県 民 税	市 民 税	県 民 税	市 民 税
平成27年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
平成28年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成29年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成30年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
令和元年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
令和2年度	0.39983	0.60017	0.39982	0.60018
令和3年度	0.39982	0.60018	0.39981	0.60019
令和4年度	0.39981	0.60019	0.39982	0.60018
令和5年度	0.39982	0.60018	0.39982	0.60018
令和6年度	0.39930	0.60070	0.39931	0.60069
令和7年度	0.39931	0.60069	—	—

Ⅲ 固定資産税
都 市 計 画 税



Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対して課される税である。

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している人である。
ここでいう所有者とは、

土地：土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録又は登録されている人
家屋：家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録又は登録されている人
償却資産：償却資産課税台帳に登録されている人
をいう。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（1.4／100）（標準税率）

■ 課税標準額

当該年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となる。ただし、土地の負担調整措置や住宅用地の特例に該当する場合は、別の計算になる。

土地・家屋については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて3年ごとに評価替えを行い、地目の変換、家屋の増改築等があった場合を除き、価格を3年間据え置く。

償却資産については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて、毎年、個々の資産の取得価格又は前年度評価額をもとに評価を行い、原則としてこの評価額が価格となる。

■ 免税点

土地：課税標準額が30万円未満のとき
家屋：課税標準額が20万円未満のとき
償却資産：課税標準額が150万円未満のとき

2 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。（昭和32年度から課税）

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人である。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（0.3／100）（制限税率）

■ 課税標準額

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格である。
なお、土地の課税標準額については、固定資産税と同様の負担調整措置がとられている。

■ 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税もかからない。

■ 納税の方法

固定資産税と併せて納める。

Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数の推移

区 分	免 税 点 以 上					
	土 地			家 屋		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
令和 3 年度	82,748	4,505	87,253	119,352	5,024	124,376
令和 4 年度	82,917	4,672	87,589	119,934	5,629	125,563
令和 5 年度	82,962	4,781	87,743	120,926	5,820	126,746
令和 6 年度	83,105	4,948	88,053	121,196	6,011	127,207
令和 7 年度	83,010	5,117	88,127	121,329	6,224	127,553

(2) 地目別総地積の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
令和 3 年度	26,712,005	591,121	183,750	—	—	4,141
令和 4 年度	26,737,437	568,323	184,541	—	—	4,141
令和 5 年度	26,821,249	570,381	182,491	—	—	4,141
令和 6 年度	26,892,839	530,275	177,305	—	—	3,798
令和 7 年度	26,923,310	518,433	176,094	—	—	3,999

(3) 地目別総筆数の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
令和 3 年度	141,449	1,102	523	—	—	18
令和 4 年度	141,791	1,057	520	—	—	18
令和 5 年度	142,328	1,063	510	—	—	18
令和 6 年度	142,679	1,014	490	—	—	17
令和 7 年度	143,126	986	478	—	—	18

(4) 地目別決定価格の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
令和 3 年度	2,737,381,141	5,830,659	3,187,173	—	—	36,299
令和 4 年度	2,737,603,251	4,957,391	3,050,069	—	—	36,196
令和 5 年度	2,742,659,830	8,074,887	3,068,976	—	—	36,196
令和 6 年度	2,881,421,909	5,955,303	2,751,562	—	—	32,273
令和 7 年度	2,884,429,720	5,142,856	2,850,941	—	—	35,431

(固定資産概要調書第1・21・69表) (単位:人)

の も の				免 税 点 未 満 の も の		
償 却 資 産			計	土 地	家 屋	償 却 資 産
個 人	法 人	計	(延人員数)			
918	3,077	3,995	215,624	3,084	4,351	5,318
972	3,436	4,408	217,560	3,105	3,751	5,200
1,052	3,542	4,594	219,083	3,100	3,585	5,408
1,171	3,649	4,820	220,080	3,072	3,416	5,524
1,260	3,767	5,027	220,707	3,082	3,276	5,681

(固定資産概要調書第2表) (単位:㎡)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	597,481	382,813	1,759,306	28,471,311
—	—	597,299	382,658	1,736,962	28,474,399
—	—	597,299	320,920	1,675,232	28,496,481
—	—	597,299	306,990	1,615,667	28,508,506
—	—	597,028	293,496	1,589,050	28,512,360

(固定資産概要調書第2表) (単位:筆)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	1,536	3,581	6,760	148,209
—	—	1,526	3,586	6,707	148,498
—	—	1,526	3,728	6,845	149,173
—	—	1,526	3,758	6,805	149,484
—	—	1,526	3,720	6,728	149,854

(固定資産概要調書第2表) (単位:千円)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	30,222,694	21,098,620	60,375,445	2,797,756,586
—	—	30,197,613	20,590,418	58,831,687	2,796,434,938
—	—	30,197,613	17,479,130	58,856,802	2,801,516,632
—	—	31,629,235	18,196,197	58,564,570	2,939,986,479
—	—	31,612,045	17,020,569	56,661,842	2,941,091,562

(5) 地目別課税標準額の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
令和 3 年度	1,008,625,261	1,938,354	1,046,558	—	—
令和 4 年度	1,011,701,038	1,665,527	990,873	—	—
令和 5 年度	1,012,341,727	1,772,527	983,924	—	—
令和 6 年度	1,040,295,544	1,602,268	904,272	—	—
令和 7 年度	1,053,021,805	1,483,987	887,544	—	—

(6) 地目別平均価格の推移(総決定価格/評価総地積で算出した㎡単位当たり価格 法定免税点未満を)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
令和 3 年度	102,464	9,294	15,988	—	—
令和 4 年度	102,375	8,169	15,301	—	—
令和 5 年度	102,244	13,477	15,738	—	—
令和 6 年度	107,131	10,605	14,494	—	—
令和 7 年度	107,122	9,356	15,113	—	—

(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移(法定免税点以上)

区 分		令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
棟 数	木 造	79,940	80,355
	非 木 造	25,788	26,397
	計	105,728	106,752
床 面 積 (㎡)	木 造	7,731,272	7,791,325
	非 木 造	17,384,158	18,045,166
	計	25,115,430	25,836,491
決 定 価 格 (千 円)	木 造	205,756,671	216,474,694
	非 木 造	858,046,225	904,868,200
	計	1,063,802,896	1,121,342,894
平 均 価 格 (円)	木 造	26,614	27,784
	非 木 造	49,358	50,145
	計	42,357	43,402
決 定 価 格 の 前 年 比	木 造	96.5%	105.2%
	非 木 造	101.8%	105.5%
	計	100.7%	105.4%

(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区 分	専用住宅	共同住宅 寄宿舎	併用住宅	農家住宅	旅館・料亭 ホテル	事務所 銀行・店舗
令和 3 年度	27,413	40,843	12,624	—	9,197	21,570
令和 4 年度	28,487	44,151	12,922	—	9,081	22,142
令和 5 年度	29,590	48,031	13,274	—	9,220	23,200
令和 6 年度	29,842	50,499	13,346	—	7,891	25,054
令和 7 年度	30,930	55,440	13,459	—	7,891	27,718

※平成27年度から、評価替えによる用途区分変更のため、「農家住宅」は「専用住宅」

(固定資産概要調書第2表) (単位：千円)

山 林	原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
		ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
24,463	—	—	19,357,040	13,816,821	36,183,236	1,044,808,497
24,412	—	—	19,516,677	13,554,839	35,752,328	1,047,453,366
24,412	—	—	19,625,184	11,574,141	33,980,188	1,046,321,915
21,883	—	—	20,072,838	11,639,976	34,241,237	1,074,536,781
23,779	—	—	20,151,215	10,916,351	33,462,876	1,086,484,681

含む)

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

山 林	原 野	雑 種 地			合 計
		ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地	
8,766	—	—	50,584	37,815	97,476
8,741	—	—	50,557	36,684	97,402
8,537	—	—	50,557	34,906	97,542
8,281	—	—	52,954	37,217	102,303
8,646	—	—	52,949	35,653	102,321

(固定資産概要調書第2表)

令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
80,589	80,649	80,787
26,579	26,649	26,746
107,168	107,298	107,533
7,834,527	7,859,733	7,895,085
18,112,300	18,232,318	18,288,958
25,946,827	26,092,051	26,184,043
227,555,496	231,804,508	243,778,196
927,922,883	930,227,666	943,644,471
1,155,478,379	1,162,032,174	1,187,422,667
29,045	29,493	30,877
51,232	51,021	51,596
44,533	44,536	45,349
105.1%	101.9%	105.2%
102.5%	100.2%	101.4%
103.0%	100.6%	102.2%

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

劇 場 院	公 衆 浴 場	工 場 倉 庫	土 蔵	附 属 家	合 計
32,864	—	5,100	3,916	4,415	26,614
34,105	—	5,285	3,897	4,510	27,784
35,789	—	5,399	3,919	4,521	29,045
33,945	—	5,497	—	4,622	29,493
34,584	—	5,836	—	4,640	30,877

に、「公衆浴場」は「工場、倉庫」に含む。

(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区 分	住 宅 ・ ア パ ー ト						そ の			
	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽鉄骨造	煉瓦ブロック造	コトツ造	計	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
令和3年度	59,626	62,339	42,738	37,442	17,392	55,454	61,438	46,871	40,678	14,379
令和4年度	59,687	62,768	43,519	38,638	17,883	56,013	60,778	47,103	42,407	15,000
令和5年度	59,785	64,074	44,653	39,577	18,066	57,182	60,778	47,257	43,471	15,236
令和6年度	59,447	64,364	43,932	38,679	17,749	57,083	60,001	47,327	43,078	15,008
令和7年度	59,447	64,883	44,563	39,953	17,771	57,652	60,070	48,756	43,504	15,412

(10) 償却資産に係る決定価格の推移(法定免税点以上)

区 分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
令和3年度	70,958,196	153,666,706	625,972	1,677,100	53,834,052
令和4年度	74,254,569	151,187,588	592,760	1,708,345	55,749,019
令和5年度	75,036,788	153,229,926	522,340	1,740,734	57,470,541
令和6年度	78,842,275	152,709,585	454,035	1,822,114	61,507,620
令和7年度	80,937,693	159,317,617	367,408	1,823,223	66,071,404

(11) 償却資産に係る課税標準額の推移(法定免税点以上)

区 分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
令和3年度	69,284,358	144,331,104	359,237	1,646,798	52,553,389
令和4年度	74,047,539	148,819,682	366,834	1,708,345	55,565,701
令和5年度	74,836,034	150,290,139	340,721	1,740,734	57,337,953
令和6年度	78,684,642	149,746,202	279,399	1,822,114	61,363,601
令和7年度	80,703,115	156,230,464	218,585	1,823,223	66,011,133

2 国有資産等所在市町村交付金に関する調
交付金額の推移

区 分	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比
国	3,994	99.9%	2,480	62.1%
地方公共団体	209,711	97.2%	208,858	99.6%
合 計	213,705	97.3%	211,338	98.9%

(固定資産概要調書第25～30表) (単位:円)

他			合 計							
煉瓦コンクリートブロック造	その他	計	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コト造	鉄骨造	軽鉄骨量造	煉瓦コンクリートブロック造	その他	計
14,784	—	42,144	60,403	59,645	41,192	32,487	15,396	—	49,358	
15,062	—	43,392	60,159	60,059	42,678	33,491	15,657	—	50,145	
15,203	—	44,234	60,215	61,220	43,764	34,358	15,802	—	51,232	
14,856	10,000	43,901	59,687	61,450	43,289	33,681	15,466	10,000	51,021	
14,909	6,000	44,460	59,716	62,125	43,766	34,853	15,524	6,000	51,596	

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	280,762,026	77,127,166	—	77,127,166	357,889,192	111.1%
—	283,492,281	75,397,986	—	75,397,986	358,890,267	100.3%
—	288,000,329	71,562,512	—	71,562,512	359,562,841	100.2%
—	295,335,629	71,398,644	—	71,398,644	366,734,273	102.2%
—	308,517,345	73,207,201	—	73,207,201	381,724,546	106.2%

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	268,174,886	72,766,907	—	72,766,907	340,941,793	108.4%
—	280,508,101	71,192,529	—	71,192,529	351,700,630	103.2%
—	284,545,581	67,593,253	—	67,593,253	352,138,834	100.1%
—	291,895,958	67,781,897	—	67,781,897	359,677,855	102.3%
—	304,986,520	70,050,043	—	70,050,043	375,036,563	106.5%

(固定資産概要調書第89表) (単位:千円)

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
2,338	94.3%	1,966	84.1%	1,990	101.2%
209,489	100.3%	215,031	102.6%	219,373	102.0%
211,827	100.2%	216,997	102.4%	221,363	102.0%

3 都市計画税

(1) 納税義務者数の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第52表) (単位:人)

区 分	土 地			家 屋			実 数		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
令和3年度	82,748	4,505	87,253	119,352	5,024	124,376	134,008	6,060	140,068
令和4年度	82,917	4,672	87,589	119,934	5,629	125,563	134,340	6,330	140,670
令和5年度	82,962	4,781	87,743	120,926	5,820	126,746	134,985	6,516	141,501
令和6年度	83,105	4,948	88,053	121,196	6,011	127,207	134,935	6,725	141,660
令和7年度	83,010	5,117	88,127	121,329	6,224	127,553	134,701	6,942	141,643

(2) 課税標準額等の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第53・54表)

区 分	地 積 (千㎡)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
令和3年度	28,471	25,115,430	3,861,559,482	2,379,983,991
令和4年度	28,473	25,836,491	3,917,777,832	2,454,620,678
令和5年度	28,496	25,946,827	3,956,995,011	2,488,911,290
令和6年度	28,509	26,092,051	4,102,018,653	2,528,803,605
令和7年度	28,512	26,184,044	4,128,514,230	2,567,312,825

IV 軽自動車税



IV 軽自動車税

1 種別割

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者である。

車	種	税 率（標準税率）	
原動機付 自転車	①総排気量が50cc以下のもの 又は定格出力が0.6kW以下のもの（③及び⑤を除く。）	2,000円	
	②総排気量が50ccを超え90cc以下のもの（③を除く。） 又は定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの	2,000円	
	③総排気量が125cc以下のもの かつ最高出力が4.0kW以下のもの	2,000円	
	④総排気量が90ccを超え125cc以下のもの（③を除く。） 又は定格出力が0.8kWを超え1.0kW以下のもの	2,400円	
	⑤三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの （ミニカー〔注1〕）	3,700円	
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	3,600円	
	三輪で総排気量が660cc以下のもの	3,900円	
	四輪以上のもの	乗 用	営業用 6,900円 自家用 10,800円
		貨 物 用	営業用 3,800円 自家用 5,000円
	〔総排気量が660cc以下のもの〕		
	小型特殊 自動車	農耕作業用を除く（フォークリフト、ショベルローダー等）	5,900円
二輪の小 型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円	

〔注1〕ミニカーとは、三輪以上で総排気量が50cc（0.6kW）以下のもののうち、車室を有するもの又は左右の車輪の距離が50cmを超えるものをいう。

■ 経年車重課

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車に係る平成28年度以後の軽自動車税（種別割）について、概ね20%を重課する。

区 分		税 率	
三 輪		4,600円	
四輪以上	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

■ グリーン化特例（軽課）

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪、四輪以上の軽自動車（天然ガス自動車については、各種排出ガスに係る基準を満たすものに限る。）について、取得の翌年度の軽自動車税（種別割）の税率を軽減する。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

		対象車	税率
軽乗用車	電気軽自動車・天然ガス自動車		概ね75%軽減
	ガソリン車 ハイブリッド車 ※1	令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準90%以上達成車	概ね50%軽減
		令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準70%以上達成車	概ね25%軽減 ※2
軽貨物車	電気軽自動車・天然ガス自動車		概ね75%軽減

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

		対象車	税率
軽乗用車	電気軽自動車・天然ガス自動車		概ね75%軽減
	ガソリン車 ハイブリッド車 ※1	令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準90%以上達成車	概ね50%軽減
軽貨物車	電気軽自動車・天然ガス自動車		概ね75%軽減

※1 ガソリン車・ハイブリッド車は乗用営業車のみが対象

※2 25%軽減については令和7年3月31日まで

2 環境性能割

環境性能割は、三輪以上の軽自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

市内に主たる定置場のある三輪以上の軽自動車を取得した者である。

税率区分（乗用車）

税率		対象車	
自家用	営業用	R6.1月～R7.3月	R7.4月～R8.3月
非課税		電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車
		令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準 80%達成	令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準 80%達成
1.0%	0.5%	令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準 70%達成	令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準 75%達成
2.0%	1.0%	令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準 60%達成	令和2年度燃費基準＋ 令和12年度燃費基準 70%達成
2.0%		上記以外	上記以外

IV 軽自動車税

(1) 課税台数の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車						軽	
	総 排 気 量				ミニカー	計	一	
	50cc以下	特定小型	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
令和元年度	20,154	—	900	8,179	254	29,487	5,455	0
令和2年度	19,260	—	863	8,473	259	28,855	5,461	0
令和3年度	18,623	—	835	8,848	272	28,578	5,614	0
令和4年度	17,948	—	808	9,259	274	28,289	5,631	0
令和5年度	17,228	—	800	9,471	267	27,766	5,624	0
令和6年度	16,554	96	802	9,814	290	27,556	5,662	1
令和7年度	16,026	140	784	9,985	289	27,224	5,642	1

(2) 調定額の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車						軽	
	総 排 気 量				ミニカー	計	一	
	50cc以下	特定小型	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
令和元年度	40,308	—	1,800	19,630	940	62,678	19,638	0
令和2年度	38,520	—	1,726	20,335	958	61,539	19,660	0
令和3年度	37,246	—	1,670	21,235	1,007	61,158	20,210	0
令和4年度	35,896	—	1,616	22,222	1,014	60,748	20,271	0
令和5年度	34,456	—	1,600	22,731	988	59,775	20,246	0
令和6年度	33,108	192	1,604	23,553	1,073	59,530	20,383	4
令和7年度	32,052	280	1,568	23,964	1,069	58,933	20,311	5

(課税状況調第33表) (単位：台)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
27,848	10,500	38,348	0	471	471	44,274	4,609	78,370
28,336	10,541	38,877	0	482	482	44,820	4,640	78,315
28,739	10,552	39,291	0	494	494	45,399	4,631	78,608
29,126	10,713	39,839	0	552	552	46,022	4,806	79,117
29,414	11,040	40,454	0	553	553	46,631	4,908	79,305
29,659	11,163	40,822	0	564	564	47,049	5,090	79,695
29,907	11,192	41,099	0	567	567	47,309	5,211	79,744

(課税状況調第33表) (単位：千円)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
259,087	48,726	307,813	0	2,779	2,779	330,230	27,654	420,562
271,598	49,900	321,498	0	2,844	2,844	344,002	27,840	433,381
282,816	50,500	333,316	0	2,915	2,915	356,441	27,786	445,385
295,707	51,793	347,500	0	3,257	3,257	371,028	28,836	460,612
303,768	53,692	357,460	0	3,263	3,263	380,969	29,448	470,192
311,617	54,757	366,374	0	3,328	3,328	390,089	30,540	480,159
319,782	55,266	375,048	0	3,345	3,345	398,709	31,266	488,908

V 市 た ば こ 税



V 市 た ば こ 税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課される税である。

■ 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

■ 税額の計算方法

売渡し等をした製造たばこの本数×税率

- ・ 紙巻きたばこ等の税率 1,000本当たり6,552円
(旧3級品を含む)

■ 納税の方法

製造たばこの製造者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納める。

(1) 年度別調定状況(現年度分)

(単位：千本・千円)

年 度	本 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
令和 2 年度	556,167	95.4%	3,265,033	98.9%
令和 3 年度	546,368	98.2%	3,444,232	105.5%
令和 4 年度	552,210	101.1%	3,618,275	105.1%
令和 5 年度	556,237	100.7%	3,644,466	100.7%
令和 6 年度	550,916	99.0%	3,609,605	99.0%

V 市 た ば こ 税

(2) 年度別月別調定状況(現年度分)

(単位：千本・千円)

年 度	区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
令和 2 年度	本 数	46,386	46,020	47,224	47,670	50,477	47,378	64,323
	調 定	264,030	261,948	268,798	271,338	287,313	269,675	366,125
令和 3 年度	本 数	47,818	46,360	44,910	45,877	46,844	45,607	62,978
	調 定	292,738	283,814	274,936	280,861	286,781	279,209	385,552
令和 4 年度	本 数	45,232	46,323	45,066	47,188	46,747	48,787	47,611
	調 定	296,357	303,510	295,269	309,177	306,286	319,655	311,950
令和 5 年度	本 数	50,202	43,255	49,140	47,411	47,038	47,217	46,495
	調 定	328,925	283,406	321,964	310,640	308,191	309,364	304,635
令和 6 年度	本 数	44,636	46,088	48,712	44,019	48,641	48,080	44,786
	調 定	292,456	301,970	319,159	288,414	318,699	315,022	293,436

年 度	区 分	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	手持品課税分	計
令和 2 年度	本 数	35,379	41,315	47,036	42,317	40,642	(24,242)	556,167
	調 定	216,615	252,929	287,959	259,066	248,813	10,424	3,265,033
令和 3 年度	本 数	34,680	42,168	48,838	40,251	40,037	(25,075)	546,368
	調 定	227,230	276,295	319,987	263,724	262,322	10,783	3,444,232
令和 4 年度	本 数	46,213	46,193	48,618	41,946	42,286	(457)	552,210
	調 定	302,788	302,657	318,543	274,830	277,056	197	3,618,275
令和 5 年度	本 数	46,318	45,259	47,690	44,743	41,469	0	556,237
	調 定	303,474	296,539	312,465	293,154	271,709	0	3,644,466
令和 6 年度	本 数	47,775	45,770	47,374	43,923	41,112	0	550,916
	調 定	313,021	299,886	310,393	287,780	269,369	0	3,609,605

VI 特別土地保有税



VI 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取得を抑制し、良好な土地の供給促進を図ることを目的とした税で、保有分（土地の所有に対して課されるもの）と取得分（土地の取得に対して課されるもの）と遊休土地に係る特別土地保有税がある。

特別土地保有税は、平成15年度の税制改正において、当分の間、次のとおり課税を停止し、新たな課税は行わないこととなった。
 ①保有分→平成15年度以後の年度分を課税しない。
 ②取得分→平成15年1月1日以後の土地の取得に対しては課税しない。

区分	保有分	取得分	(参考)ミニ保有税
課税対象 及び 納税義務者	毎年1月1日現在保有している土地で、昭和44年1月1日以後に取得した土地の合計面積が5,000㎡以上	1月1日前1年以内又は7月1日前1年以内に取得した土地で、その合計面積が5,000㎡以上	昭和57年4月1日から昭和63年3月31日までに取得した土地で、一団の土地の面積が500㎡以上又は昭和63年4月1日から平成6年3月31日までに取得した土地で、一団の面積が330㎡以上の土地に対し、取得のあった日から2年経過した日以後の土地所有者
課税標準	土地の取得価額 (購入手数料、仲介手数料その他購入のために要した費用を含む。)		
税率	1.4/100	3/100	1.4/100
税額の計算方法	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額	(取得価額×税率)－ 不動産取得税相当額	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額
申告納付期限	5月末日	1月1日前1年以内の土地の取得については・・・2月末日 7月1日前1年以内の土地の取得については・・・8月末日	5月末日

[注]

- その年の1月1日において、保有期間が10年を超える土地については、課税されない。
- 土地の取得とは、有償無償を問わず現実に所有権を取得した場合で所有権の登記の有無は問わない。
- 本人の親族や同族会社等が土地を取得し、その土地が本人の取得した土地とともに一団の土地を形成するような場合は本人との共有物とみなす。
- 土地の取得目的や利用状況等に応じ、徴収猶予や納税義務免除の制度がある。
- 合計面積が1,000㎡以上の土地保有・取得に対しては、それぞれ次のとおり課税される。
 保有分・・・平成4年度分から平成10年度分まで
 取得分・・・平成3年7月1日を基準日とする取得分から平成10年1月1日を基準日とする取得分まで
 ミニ保有税は、平成6年度の税制改正において廃止
 平成10年度税制改正
 (1) 三大都市圏の特定市の市街化区域の免税点の特例の廃止1,000㎡(特例)→5,000㎡(本則)
 (2) ミニ保有税の経過措置を廃止
 (3) 保有期間10年超を課税対象から除外
 (4) 上表の取得価額には修正取得価額も含める。

VI 特別土地保有税

(1) 納税義務者数の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：人)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	1	0	1	0	1
保有分	0	0	1	1	1
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	1	0	2	1	2

(2) 地積の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：㎡)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	4,181	0	2,975	0	5,754
保有分	0	0	16,896	2,975	5,258
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	4,181	0	19,871	2,975	11,012

(3) 調定額の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：千円)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	26,095	0	8,041	0	2,129
保有分	0	0	34,438	3,652	448
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	26,095	0	42,479	3,652	2,577

[参考]

平成18年度の調定額として、平成14年度取得分の徴収猶予の取消しに伴い、2,137千円を計上した。

(4) 特別土地保有税の推移(現年分・平成15年度以降課税停止)

(単位：面積・㎡，税額・千円)

区 分			年 度		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
特 別 土 地 保 有 税	取 得	課税対象	筆数	39	16	60	35	45	
			面積	95,015	97,441	225,422	98,830	74,102	
			件数	10	8	11	9	8	
		免 除	筆数	36	15	18	6	19	
			面積	85,075	84,535	185,286	30,383	45,898	
			件数	8	7	5	1	4	
		徴収猶予	筆数	1	1	41	29	16	
			面積	5,759	12,906	37,161	68,447	21,285	
	件数		1	1	5	8	2		
	納 付	筆数	2	0	1	0	10		
		面積	4,181	0	2,975	0	6,919		
		件数	1	0	1	0	2		
	保 有 税	保 有	課税対象	筆数	94	139	120	132	244
				面積	482,381	616,203	585,271	719,677	780,310
				件数	32	45	38	45	49
			免 除	筆数	82	124	100	109	112
面積				462,813	586,009	548,770	669,308	689,712	
件数				28	38	33	38	38	
徴収猶予			筆数	12	15	7	22	125	
			面積	19,568	30,194	19,605	47,394	85,340	
		件数	4	7	4	6	10		
納 付		筆数	0	0	13	1	7		
		面積	0	0	16,896	2,975	5,258		
		件数	0	0	1	1	1		
ミ ニ 保 有 税		保 有 税	課税対象	筆数	0	0	0	0	0
				面積	0	0	0	0	0
				件数	0	0	0	0	0
			免 除	筆数	0	0	0	0	0
	面積			0	0	0	0	0	
	件数			0	0	0	0	0	
	徴収猶予		筆数	0	0	0	0	0	
			面積	0	0	0	0	0	
		件数	0	0	0	0	0		
	納 付	筆数	0	0	0	0	0		
		面積	0	0	0	0	0		
		件数	0	0	0	0	0		
	合 計	合 計	課税対象	筆数	133	155	180	167	289
				面積	577,396	713,644	810,693	818,507	854,412
				件数	42	53	49	54	57
			免 除	筆数	118	139	118	115	131
面積				547,888	670,544	734,056	699,691	735,610	
件数				36	45	38	39	42	
徴収猶予			筆数	13	16	48	51	141	
			面積	25,327	43,100	56,766	115,841	106,625	
		件数	5	8	9	14	12		
納 付		筆数	2	0	14	1	17		
		面積	4,181	0	19,871	2,975	12,177		
		件数	1	0	2	1	3		
			税額	1,050,657	1,003,601	1,249,510	1,042,261	986,725	
			税額	934,950	870,203	1,024,913	782,512	822,535	
			税額	89,612	133,398	182,118	256,097	159,476	
			税額	26,095	0	42,479	3,652	4,714	

VII 入 湯 税



VII 入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用等に充てるために、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課される税である。（平成12年度から課税）

■ 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

■ 課税免除

- ・ 12歳未満の者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

■ 税額の計算方法

入湯客数×税率

- ・ 宿泊を伴う場合の税率 1人1日（1泊2日） 150円（標準税率）
- ・ その他の場合の税率 1人1日 75円

■ 納税の方法

鉱泉浴場の経営者が、特別徴収した税額を翌月15日までに申告し、納める。

■ 鉱泉浴場の経営の申告

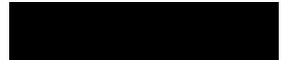
鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始日の前日までに市長に申告しなければならない。

年度別調定状況（現年度分）

（単位：人・千円）

年 度	入 湯 客 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
令和2年度	291,228	64.7%	12,626	65.6%
令和3年度	288,586	99.1%	12,204	96.7%
令和4年度	365,692	126.7%	15,407	126.2%
令和5年度	364,020	99.5%	13,944	90.5%
令和6年度	390,028	107.1%	14,041	100.7%

VIII 事業所税



Ⅷ 事業所税

事業所税は、道路、公園、上・下水道、教育文化施設等の都市環境の整備及び改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事務所又は事業所において、法人又は個人の行う事業に対して課される税である。（昭和51年度から課税）

事業所税の課税団体は、東京都及び指定都市、首都圏整備法の既成市街地及び近畿圏整備法の既成都市区域を有するもの、人口30万人以上の市のうち政令で定める市である。

区 分	内 容		
納 税 義 務 者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人		
課 税 標 準	資 産 割	法 人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個 人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従 業 者 割	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個 人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1 m ² に つ き 年 額 600 円	
	従 業 者 割	従 業 者 給 与 総 額 の 0.25 %	
免 税 点	資 産 割	事 業 所 床 面 積 1,000 m ² 以 下	
	従 業 者 割	従 業 者 数 100 人 以 下	
納 税 の 方 法	申 告 納 付		
納 付 期 限	法 人	事 業 年 度 終 了 の 日 か ら 2 か 月 以 内	
	個 人	翌 年 の 3 月 1 5 日 ま で	

[注] 事業所税については、市内のすべての事業所等を合算して課税される。

なお、次の場合にも申告が必要である。

- ①事業所などの床面積800m²超又は従業者数80人超の場合
- ②事業所税額が、当該年度は課されていないがその前年度は課されている場合

VIII 事業所税

調定額等に関する調(現年度分)

年度	区分	事業		
		資産割		
		課標床面積	件数	金額
令和2年度		4,340,217	739	2,756,086
令和3年度		4,850,359	782	2,915,593
令和4年度		4,823,523	822	2,894,082
令和5年度		4,733,366	818	2,844,542
令和6年度		4,836,437	827	2,912,626
4月		326,718	71	196,998
5月		3,074,214	409	1,851,909
6月		79,042	25	47,886
7月		86,688	32	52,269
8月		115,891	36	69,534
9月		32,025	19	19,214
10月		124,711	36	74,825
11月		154,074	50	91,975
12月		35,141	15	21,364
1月		102,184	26	61,310
2月		664,016	92	400,303
3月		41,733	16	25,039

(単位：㎡・千円・人)

に 係 る 分				合 計	
従 業 者 割				件 数	金 額
従 業 者 数	課 標 給 与 総 額	件 数	金 額		
41,163	236,867,592	178	592,160	751	3,348,247
41,720	236,020,030	185	590,041	791	3,505,634
42,448	239,664,114	192	600,182	831	3,494,263
41,964	246,537,058	185	616,332	828	3,460,875
40,307	251,960,876	186	629,892	836	3,542,519
2,017	10,684,106	16	26,709	72	223,707
28,800	188,686,392	107	471,711	415	2,323,620
171	1,782,803	1	4,457	25	52,343
632	2,496,108	3	6,240	32	58,510
866	2,845,890	5	7,114	37	76,648
31	185,315	1	463	19	19,677
672	3,265,122	2	8,163	36	82,988
1,006	4,664,428	5	11,661	51	103,636
123	543,264	1	1,358	15	22,722
1,006	4,882,326	11	12,205	26	73,515
4,655	29,272,043	32	73,178	92	473,481
328	2,653,079	2	6,633	16	31,672

IX 滯納処分



IX 滞納処分

(1) 滞納処分の停止額税目別明細(年度末現在)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税(個人)	6,822	101,214,418	7,416	108,509,234	7,848	142,555,928
市民税(法人)	28	2,221,860	15	564,260	19	2,098,700
固定資産税	1,265	21,172,923	1,418	27,745,002	1,444	36,370,181
軽自動車税	835	3,174,037	1,100	3,801,005	932	3,586,800
事業所税	0	0	0	0	0	0
都市計画税	-	5,156,560	-	6,757,401	-	8,919,619
計	8,950	132,939,798	9,949	147,376,902	10,243	193,531,228

(2) 不納欠損額税目別明細

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税(個人)	3,992	56,092,949	4,731	62,999,913	5,007	64,026,970
市民税(法人)	72	4,426,676	96	6,590,500	67	5,353,877
固定資産税	942	38,498,414	1,201	34,081,931	1,462	25,173,591
軽自動車税	867	2,281,462	856	3,245,259	912	3,597,337
事業所税	0	0	0	0	0	0
入湯税	0	0	0	0	0	0
都市計画税	-	9,487,070	-	8,305,870	-	6,097,880
計	5,873	110,786,571	6,884	115,223,473	7,448	104,249,655

(3) 財産差押状況の推移

区分	差押総額		計 ①	公売処分 による収入 ②	収入等 による解除 ③	年度末における 差押中のもの ①-(②+③)= ④
	前年度以前に 差押えたもの	当該年度におい て差押えたもの				
令和2年度	447,488,539	524,346,451	971,834,990	1,003,307	677,971,631	292,860,052
令和3年度	292,860,052	328,252,541	621,112,593	7,475,288	242,013,142	371,624,163
令和4年度	371,624,163	406,773,781	778,397,944	6,258,043	387,849,750	384,290,151
令和5年度	384,290,151	336,498,242	720,788,393	4,602,530	489,813,236	226,372,627
令和6年度	226,372,627	317,013,269	543,385,896	3,101,355	201,649,542	338,634,999

(単位：円)

令和5年度		令和6年度		区分
件数	金額	件数	金額	
7,344	139,379,141	6,609	131,965,106	市民税（個人）
28	2,549,700	33	3,556,800	市民税（法人）
1,306	36,884,165	1,011	32,662,962	固定資産税
805	3,243,300	662	2,606,900	軽自動車税
0	0	0	0	事業所税
-	9,045,635	-	8,008,338	都市計画税
9,483	191,101,941	8,315	178,800,106	計

(単位：円)

令和5年度		令和6年度		区分
件数	金額	件数	金額	
4,642	60,455,891	5,076	66,019,399	市民税（個人）
50	2,977,463	55	2,984,907	市民税（法人）
1,113	31,606,285	1,010	23,417,532	固定資産税
867	3,331,376	987	3,703,335	軽自動車税
0	0	0	0	事業所税
0	0	0	0	入湯税
-	7,579,130	-	5,744,790	都市計画税
6,672	105,950,145	7,128	101,869,963	計

(単位：円)

④ の 内 訳				区分
不動産	債権	抵当権	その他	
48,128,269	242,230,035	2,400,978	100,770	令和2年度
99,154,844	269,567,112	688,435	2,213,772	令和3年度
89,474,862	292,024,779	0	2,790,510	令和4年度
61,219,505	164,347,634	0	805,488	令和5年度
75,243,037	242,794,918	0	20,597,044	令和6年度

X 口 座 振 替



X 口座振替

口座振替加入率等の推移

(単位:件・円)

税目	年度	調 定 (A)		加 入 (B)		振 替 (C)		振 替 不 能		加入率 B/A		振替率 C/B	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市・ 県民税 《普通徴収》	2	223,832	8,843,648,900	27,628	2,171,190,176	26,749	2,121,186,476	879	50,003,700	12.3%	24.6%	96.8%	97.7%
	3	220,803	8,898,360,800	27,939	2,230,574,022	27,019	2,174,956,022	920	55,618,000	12.7%	25.1%	96.7%	97.5%
	4	225,067	10,156,512,700	28,393	2,543,464,937	27,480	2,478,226,637	913	65,238,300	12.6%	25.0%	96.8%	97.4%
	5	222,823	9,140,137,900	28,359	2,371,572,843	27,437	2,313,593,343	922	57,979,500	12.7%	25.9%	96.7%	97.6%
	6	222,974	9,211,258,900	27,005	2,559,656,503	26,059	2,493,669,203	946	65,987,300	12.1%	27.8%	96.5%	97.4%
固定 資産税 都市計 画税	2	568,805	40,978,438,500	186,414	15,863,795,933	181,910	15,676,549,200	4,504	187,246,733	32.8%	38.7%	97.6%	98.8%
	3	577,031	40,748,108,000	188,255	16,322,836,520	183,650	16,117,916,420	4,605	204,920,100	32.6%	40.1%	97.6%	98.7%
	4	581,207	42,342,791,900	188,919	17,630,399,500	184,248	17,379,675,200	4,671	250,724,300	32.5%	41.6%	97.5%	98.6%
	5	585,534	42,861,135,500	188,206	17,904,864,000	183,478	17,663,405,600	4,728	241,458,400	32.1%	41.8%	97.5%	98.7%
	6	568,447	43,613,446,900	186,275	18,557,467,600	181,728	18,331,384,600	4,547	226,083,000	32.8%	42.5%	97.6%	98.8%
軽 自動車 税	2	78,321	433,032,400	6,707	35,786,300	6,554	35,005,400	153	780,900	8.6%	8.3%	97.7%	97.8%
	3	78,601	445,143,500	6,939	38,440,200	6,813	37,782,500	126	657,700	8.8%	8.6%	98.2%	98.3%
	4	79,104	460,041,900	6,808	38,631,000	6,643	37,699,100	165	931,900	8.6%	8.4%	97.6%	97.6%
	5	79,332	470,254,300	6,731	38,619,600	6,576	37,820,200	155	799,400	8.5%	8.2%	97.7%	97.9%
	6	78,194	480,166,100	6,688	39,229,300	6,537	38,435,500	151	793,800	8.6%	8.2%	97.7%	98.0%
合 計	2	870,958	50,255,119,800	220,749	18,070,772,409	215,213	17,832,741,076	5,536	238,031,333	25.3%	36.0%	97.5%	98.7%
	3	876,435	50,091,612,300	223,133	18,591,850,742	217,482	18,330,654,942	5,651	261,195,800	25.5%	37.1%	97.5%	98.6%
	4	885,378	52,959,346,500	224,120	20,212,495,437	218,371	19,895,600,937	5,749	316,894,500	25.3%	38.2%	97.4%	98.4%
	5	887,689	52,471,527,700	223,296	20,315,056,443	217,491	20,014,819,143	5,805	300,237,300	25.2%	38.7%	97.4%	98.5%
	6	869,615	53,304,871,900	219,968	21,156,353,403	214,324	20,863,489,303	5,644	292,864,100	25.3%	39.7%	97.4%	98.6%

XI 税 外 收 入



X I 税外収入（税務関係分）

(1) 税外収入決算状況の推移（税務関係分）

区 分	令 和 2 年 度			令 和 3 年 度		
	最終予算額	決 算 額	前年比	最終予算額	決 算 額	前年比
自動車重量譲与税	556,000	563,480	98.9%	548,000	571,373	101.4%
特別とん譲与税	1,600	1,373	95.2%	1,400	709	51.6%
地方揮発油譲与税	194,000	193,674	97.9%	186,000	199,841	103.2%
地方道路譲与税※ ¹	1	0	-	1	0	-
森林環境譲与税※ ²	34,000	36,514	212.5%	34,000	36,938	101.2%
利子割交付金	63,000	73,373	107.1%	47,000	59,288	80.8%
配当割交付金	353,000	411,788	92.7%	337,000	602,326	146.3%
株式等譲渡所得割交付金	343,000	478,104	200.8%	344,000	713,224	149.2%
法人事業税交付金※ ³	740,000	654,466	皆増	945,000	1,101,489	168.3%
地方消費税交付金	9,176,000	9,427,900	121.5%	9,865,000	10,313,226	109.4%
自動車取得税交付金※ ⁴	-	47	大幅減	-	-	皆減
環境性能割交付金※ ⁵	140,000	91,334	201.7%	107,000	115,442	126.4%
地方特例交付金	444,000	459,443	98.5%	1,272,000	1,263,150	274.9%
交通安全対策特別交付金	63,000	70,292	111.1%	65,000	64,969	92.4%
督促手数料	9,740	8,127	87.5%	9,729	6,077	74.8%
納税証明等手数料・自動車臨時運行許可申請手数料（本庁分のみ）	18,133	15,612	91.0%	18,071	15,557	99.6%
県税徴収交付金	692,560	703,854	101.0%	685,832	717,067	101.9%
軽自動車標識売払収入	13	0	皆減	13	89	皆増
物品売払収入	-	-	-	-	-	-
延滞金	153,876	156,885	100.7%	145,933	144,834	92.3%
加算金	1	9	64.3%	1	1,050	大幅増
軽自動車標識再交付実費弁償金	10	6	66.7%	9	7	116.7%
自動車臨時運行許可番号標識紛失実費弁償金	1	1	50.0%	1	1	100.0%
諸用紙印刷等実費弁償金	57	19	41.3%	45	0	皆減
オンライン申請郵送料実費弁償金	-	-	-	-	-	-
滞納処分費	1	1,179	皆増	1	178	15.1%
納税通知書等発送用封筒広告収入	119	151	102.0%	121	150	99.3%
配当割額控除額等返還金	1	65	21.7%	1	521	801.5%
求償費	-	-	-	-	-	-
合 計	12,982,113	13,347,696	122.4%	14,611,158	15,927,506	119.3%

(※1) 平成21年度から地方道路譲与税の名称を変更し、地方揮発油譲与税とする。名称変更以前の地方道路税とし
(※2) 令和元年度創設。間伐や路網といった森林整備、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保、木材
(※3) 令和2年度創設。法人市民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村へ
(※4) 環境性能割交付金の創設に伴い廃止となったが（※5参照）、日野自動車（株）の排出ガス性能試験等におけ
(※5) 令和元年度創設。車体課税の見直しにより、自動車取得税交付金を廃止し、環境性能割交付金（R1.10.1施行）

(単位：千円)

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比
564,000	570,487	99.8%	560,000	578,036	101.3%	586,000	577,754	100.0%
1,300	560	79.0%	1,400	511	91.3%	1,200	229	44.8%
186,000	190,598	95.4%	175,000	191,738	100.6%	174,000	188,791	98.5%
1	0	-	1	0	-	1	0	-
47,000	48,220	130.5%	48,000	48,220	100.0%	49,000	51,722	107.3%
39,000	38,635	65.2%	30,000	36,251	93.8%	28,000	50,372	139.0%
347,000	573,449	95.2%	560,000	664,698	115.9%	486,000	898,371	135.2%
493,000	410,977	57.6%	357,000	710,505	172.9%	528,000	1,185,641	166.9%
1,002,000	1,177,451	106.9%	1,078,000	1,114,776	94.7%	1,124,000	1,127,386	101.1%
10,551,000	10,911,528	105.8%	10,898,000	10,837,434	99.3%	10,970,000	11,390,754	105.1%
-	2,168	皆増	-	7,976	367.9%	-	0	皆減
170,000	139,120	120.5%	119,000	145,209	104.4%	170,000	178,737	123.1%
530,500	525,275	41.6%	502,000	498,987	95.0%	2,400,000	2,450,496	491.1%
67,000	56,935	87.6%	66,000	49,342	86.7%	59,000	46,068	93.4%
8,384	7,719	127.0%	8,384	8,211	106.4%	8,384	8,324	101.4%
17,110	16,181	104.0%	16,433	14,908	92.1%	15,954	14,682	98.5%
718,700	733,164	102.2%	726,974	726,328	99.1%	733,095	745,335	102.6%
1	0	皆減	1	122	皆増	1	0	皆減
-	-	-	-	-	-	-	-	-
150,099	176,214	121.7%	167,337	140,637	79.8%	150,467	152,798	108.6%
1	5,397	514.0%	1	3,186	59.0%	1	2,706	84.9%
9	7	100.0%	7	6	85.7%	7	6	100.0%
2	2	200.0%	1	0	皆減	1	2	皆増
45	5	皆増	36	3	60.0%	23	5	166.7%
-	-	-	-	-	-	44	7	皆増
1	1,205	677.0%	1	540	44.8%	1	1,341	248.3%
122	155	103.3%	119	201	129.7%	119	190	94.5%
1	305	58.5%	1	135	44.3%	1	1,833	大幅増
-	-	-	-	-	-	-	-	-
14,892,276	15,585,757	97.9%	15,313,696	15,777,960	101.2%	17,483,299	19,073,550	120.9%

て収入される分は、引き続き、地方道路譲与税として譲与される。

利用の促進や普及啓発に充てられる。

交付するもの。(令和2年度のみ3.4%、令和3年度以降は7.7%)

る不正行為により、追加徴収として発生したものを創設。

(2) 自動車重量譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
譲与額	563,480	571,373	570,487	578,036	577,754	
内訳	6月	147,894	164,423	147,212	159,485	153,060
	11月	231,086	233,527	236,761	238,720	237,673
	3月	184,500	173,423	186,514	179,831	187,021

(3) 特別とん譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
譲与額	1,592	819	698	723	398	
前年比(%)	96.3%	51.4%	85.2%	103.6%	55.0%	
	尼崎市	1,373	709	560	511	229
尼崎市内訳	9月	908	455	310	274	158
	3月	465	254	250	237	71
案分率	尼崎市	0.8625	0.8663	0.8026	0.7065	0.5753
	西宮市	0.1375	0.1337	0.1974	0.2935	0.4247

(4) 地方揮発油譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
譲与額	193,674	199,841	190,598	191,738	188,791	
内訳	6月	66,858	62,125	53,349	53,254	51,938
	11月	58,873	62,880	78,268	79,244	70,446
	3月	67,943	74,836	58,981	59,240	66,407

(5) 地方道路譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
譲与額	0	0	0	0	0
内訳	6月	0	0	0	0
	11月	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0

(6) 森林環境譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
譲与額	36,514	36,938	48,220	48,220	51,722	
内訳	9月	18,257	18,257	24,110	24,110	26,358
	3月	18,257	18,681	24,110	24,110	25,364

(7) 利子割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
交付額	73,373	59,288	38,635	36,251	50,372	
内訳	8月	27,171	27,568	16,872	13,327	16,079
	12月	25,089	18,264	11,640	12,724	21,387
	3月	21,113	13,456	10,123	10,200	12,906

(8) 配当割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
交付額	411,788	602,326	573,449	664,698	898,371	
内訳	8月	114,567	120,925	146,324	156,928	166,534
	12月	21,172	26,686	26,197	28,290	31,447
	3月	276,049	454,715	400,928	479,480	700,390

(9) 株式等譲渡所得割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
交付額	478,104	713,224	410,977	710,505	1,185,641	
内訳	8月	-	-	-	-	-
	12月	-	-	-	-	-
	3月	478,104	713,224	410,977	710,505	1,185,641

(10) 法人事業税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交 付 額		654,466	1,101,489	1,177,451	1,114,776	1,127,386
内 訳	8 月	405,300	532,164	610,976	548,855	550,246
	12 月	113,714	258,247	268,031	253,710	231,630
	3 月	135,452	311,078	298,444	312,211	345,510

(11) 地方消費税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交 付 額		9,427,900	10,313,226	10,911,528	10,837,434	11,390,754
内 訳	6 月	2,154,378	2,031,988	2,611,033	2,868,598	2,800,421
	9 月	3,181,820	3,410,162	3,177,066	3,195,271	3,465,414
	12 月	1,699,015	2,163,933	2,193,216	1,826,804	1,893,244
	3 月	2,392,687	2,707,143	2,930,213	2,946,761	3,231,675

(12) 自動車取得税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交 付 額		47	-	2,168	7,976	-
内 訳	8 月	47	-	-	-	-
	12 月	-	-	-	-	-
	3 月	-	-	2,168	7,976	-

(13) 環境性能割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交 付 額		91,334	115,442	139,120	145,209	178,737
内 訳	8 月	30,186	45,720	40,198	40,653	55,408
	12 月	33,815	28,107	41,039	44,665	60,931
	3 月	27,333	41,615	57,883	59,891	62,398

(14) 地方特例交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交 付 額		459,443	1,263,150	525,275	498,987	2,450,496
内 訳	4 月	235,417	228,938	244,341	237,116	1,186,559
	9 月	224,026	219,053	259,342	215,306	1,219,413
	3 月	-	815,159	21,592	46,565	44,524

(15) 交通安全対策特別交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交 付 額		70,292	64,969	56,935	49,342	46,068
内 訳	9 月	36,337	34,443	30,535	25,872	24,078
	3 月	33,955	30,526	26,400	23,470	21,990

(16) 県税徴収交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総額 (7 月、10 月、1 月、4 月)		703,854	717,067	733,164	726,328	745,335
納 税 義 務 者 割		663,720	670,191	682,707	679,521	689,475
通 知 書 割		0	0	0	0	0
払 込 金 額 割		446	324	560	271	277
過 誤 納 金 還 付 充 当 額 等		39,688	46,552	49,897	46,536	55,583

(17) 税務関係証明書の発行等に関する調

(単位：件・円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
本 庁	総 額	件数	47,117	45,126	45,979	40,771	39,867
		金額	(4,818)	(4,143)	(3,566)	(1,761)	(1,276)
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	22,227	19,697	20,640	16,498	15,179
		金額	(541)	(483)	(495)	(435)	(333)
	(うちオンライン分)	件数	-	25	148	152	167
		金額	-	-	-	-	-
	固 定 資 産 評 価 額 証 明 ※ 1	件数	17,183	16,471	16,240	16,563	16,800
		金額	(913)	(83)	(33)	(18)	(24)
	固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧 ※ 2	件数	483	1,719	1,726	1,978	2,238
		金額	-	(132)	-	-	(4)
	納 税 証 明 ※ 3	件数	144,900	476,100	517,800	593,400	670,200
		金額	7,224	7,239	7,373	5,732	5,650
	金額	(3,364)	(3,445)	(3,038)	(1,308)	(915)	
	金額	1,168,800	1,145,700	1,306,200	1,334,400	1,429,200	
(阪 急 塚 口 ・ J R 尼 崎 ・ ン 阪 神 尼 崎)	総 額	件数	33,282	29,756	28,822	24,313	22,145
		金額	(3,904)	(3,373)	(2,888)	(1,449)	(1,083)
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	8,813,400	7,914,900	7,780,200	6,859,200	6,318,600
		金額	24,111	20,399	19,581	15,968	14,451
	固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	(647)	(666)	(628)	(643)	(496)
		金額	7,039,200	5,919,900	5,685,900	4,597,500	4,186,500
	固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	5,288	5,334	5,442	5,742	5,158
		金額	(475)	(2)	-	(3)	(1)
	固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧	件数	1,443,900	1,599,600	1,632,600	1,721,700	1,547,100
		金額	59	339	520	510	661
	納 税 証 明	件数	-	(60)	(58)	(76)	(75)
		金額	17,700	83,700	138,600	130,200	175,800
	件数	3,824	3,684	3,279	2,093	1,875	
	金額	(2,782)	(2,645)	(2,202)	(727)	(511)	
	金額	312,600	311,700	323,100	409,800	409,200	
	合 計	総 額	件数	80,399	74,882	74,801	65,084
金額			(8,722)	(7,516)	(6,454)	(3,210)	(2,359)
市 県 民 税 課 税 額 証 明		金額	23,326,900	22,383,300	22,864,800	20,625,400	19,808,600
		件数	46,338	40,096	40,221	32,466	29,630
固 定 資 産 評 価 額 証 明		金額	(1,188)	(1,149)	(1,123)	(1,078)	(829)
		金額	13,545,000	11,684,100	11,729,400	9,416,400	8,640,300
固 定 資 産 評 価 額 証 明		件数	22,471	21,805	21,682	22,305	21,958
		金額	(1,388)	(85)	(33)	(21)	(25)
固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧		金額	8,137,900	8,682,000	8,849,700	8,741,200	8,483,900
		件数	542	2,058	2,246	2,488	2,899
納 税 証 明		金額	-	(192)	(58)	(76)	(79)
		金額	162,600	559,800	656,400	723,600	846,000
	件数	11,048	10,923	10,652	7,825	7,525	
	金額	(6,146)	(6,090)	(5,240)	(2,035)	(1,426)	
	金額	1,481,400	1,457,400	1,629,300	1,744,200	1,838,400	

(注) 件数のうち()内は手数料免除分を再掲。

※1 本庁の固定資産評価額証明には住宅用家屋証明等を含む。

※2 令和3年1月より固定資産課税台帳等の閲覧が追加。

※3 本庁の納税証明には未納のない証明等を含む。

※4 本庁の市県民税課税額証明のオンライン申請は、令和4年1月から実施。

XII 徵 收 經 費



XII 徴収経費

徴収経費決算状況の推移

区 分		平成30年度	令和元年度
税 収 入 額	(1) 市 税	79,238,902	80,591,085
	(2) 個人 の 県 民 税	16,195,754	16,688,447
	(3) 合 計	95,434,656	97,279,532
徴 税	(4) 基 本 給	392,067	395,786
	(5) 諸 手 当	253,978	261,084
	(ア) 超過勤務手当	13,552	12,393
	(イ) 税務特別手当	23	31
	(ウ) その他の手当	240,403	248,660
	(6) 共済組合負担金等	149,199	152,415
	(7) 報 酬	107,149	104,097
	(8) そ の 他	1,066	767
	(9) 小 計	903,459	914,149
	徴 費	(10) 旅 費	3,873
(11) 賃 金		43,645	42,559
(12) そ の 他		308,212	315,047
(13) 小 計		355,730	361,552
報奨金及びこれに類する経費	(14) 納期前納付の報奨金	-	-
	(15) 納税組合奨励金	-	-
	(16) 小 計	0	0
そ の 他	(17) そ の 他	222,347	261,249
合 計	(18) 合 計	1,481,536	1,536,950
県民税徴収取扱費	(19) 納税通知書等を基準にした金額	0	0
	(20) 徴収額を基準にした金額	738	654
	(21) 納税義務者数を基準にした金額	649,635	660,147
	(22) 合 計	650,373	660,801
純 徴 税 費	(23) (18) - (22)	831,163	876,149
税収入額に対する徴税费の割合	(24) (18) / (3)	1.6%	1.6%
	(25) (23) / (1)	1.0%	1.1%

※会計年度任用職員制度の導入に伴い、R2より(11)賃金は皆減(報酬で計上)

※R3より課税状況調(第39表)の項目変更に伴い、(6)共済組合負担金等が皆減(8)その他で計上)

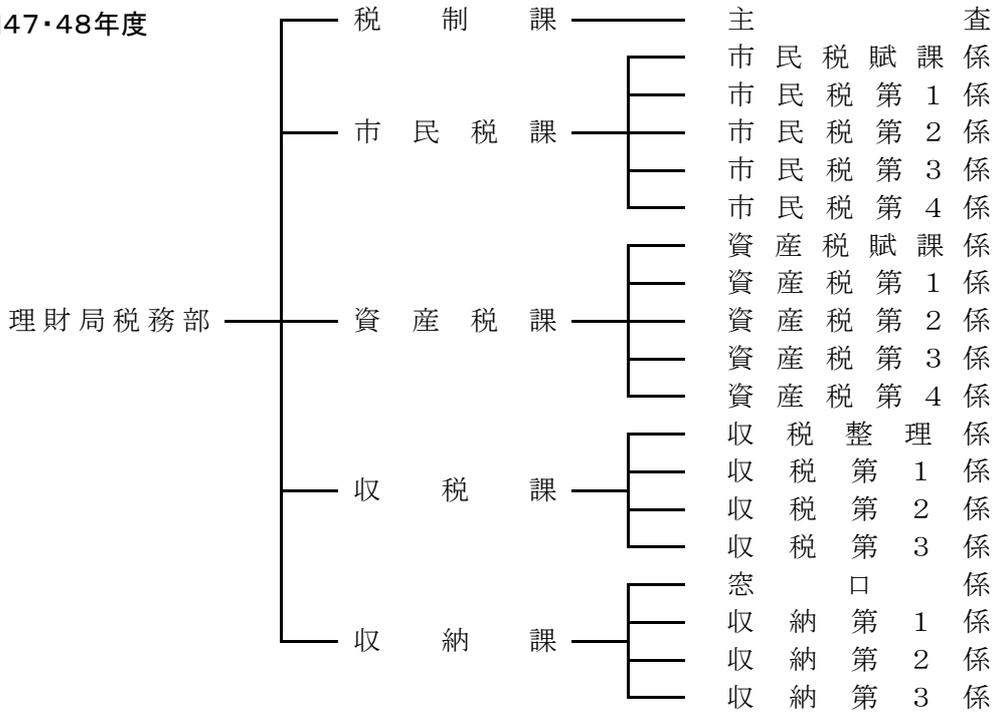
課税状況調（39表）（単位：千円）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
79,557,367	80,110,628	82,597,797	83,346,114	84,538,405
17,005,777	16,922,607	17,379,454	17,419,767	16,809,803
96,563,144	97,033,235	99,977,251	100,765,881	101,348,208
409,193	376,820	378,854	380,010	425,541
306,437	291,145	275,959	285,961	345,176
28,259	23,385	20,889	23,235	27,097
185	26	34	60	31
277,993	267,734	255,036	262,666	318,048
164,660	-	-	-	-
125,453	128,887	142,764	124,252	128,146
460	158,789	156,094	160,169	169,419
1,006,203	955,641	953,671	950,392	1,068,282
3,898	4,192	4,249	3,463	3,336
-	-	-	-	-
250,147	349,877	368,398	432,001	378,107
254,045	354,069	372,647	435,464	381,443
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
0	0	0	0	0
316,539	180,481	236,381	205,616	222,762
1,576,787	1,490,191	1,562,699	1,591,472	1,672,487
0	0	0	0	0
446	324	560	271	277
663,720	670,191	682,707	679,521	689,475
664,166	670,515	683,267	679,792	689,752
912,621	819,676	879,432	911,680	982,735
1.6%	1.5%	1.6%	1.6%	1.7%
1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%

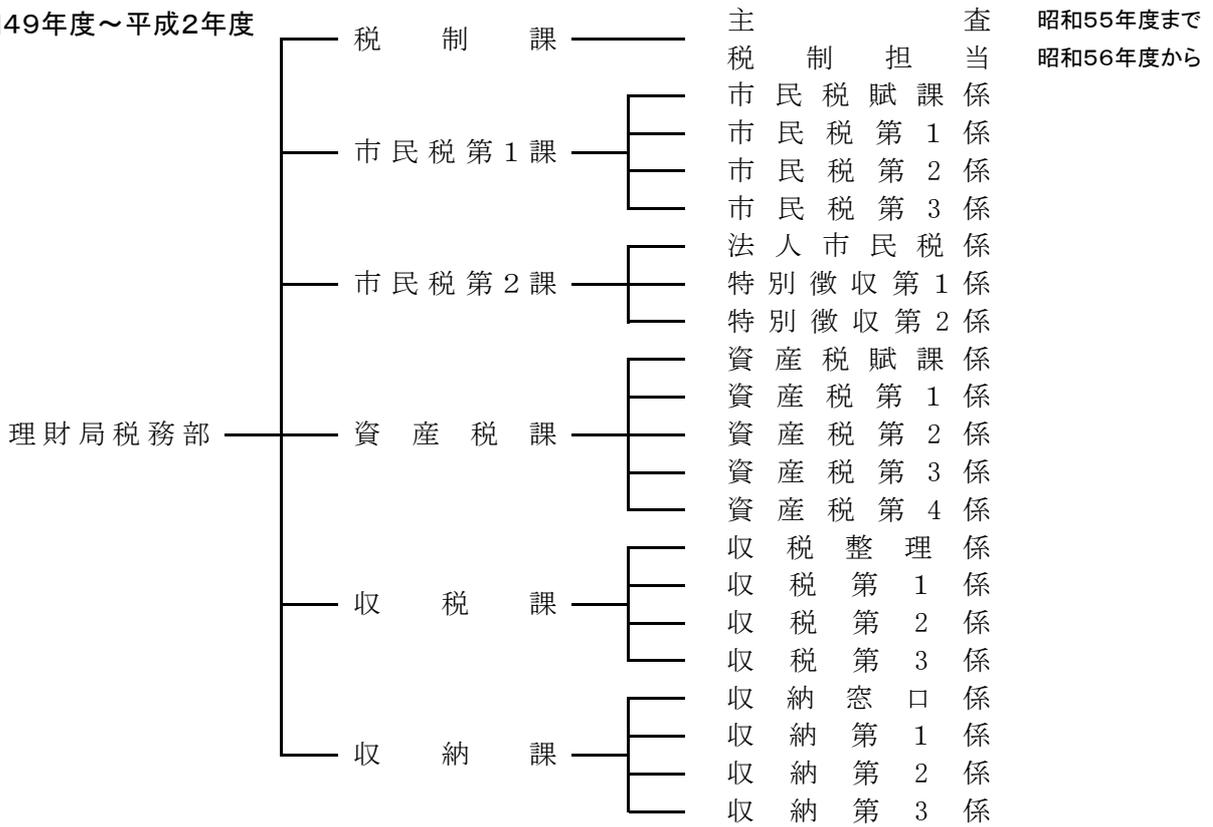
XIII 稅 務 機 構



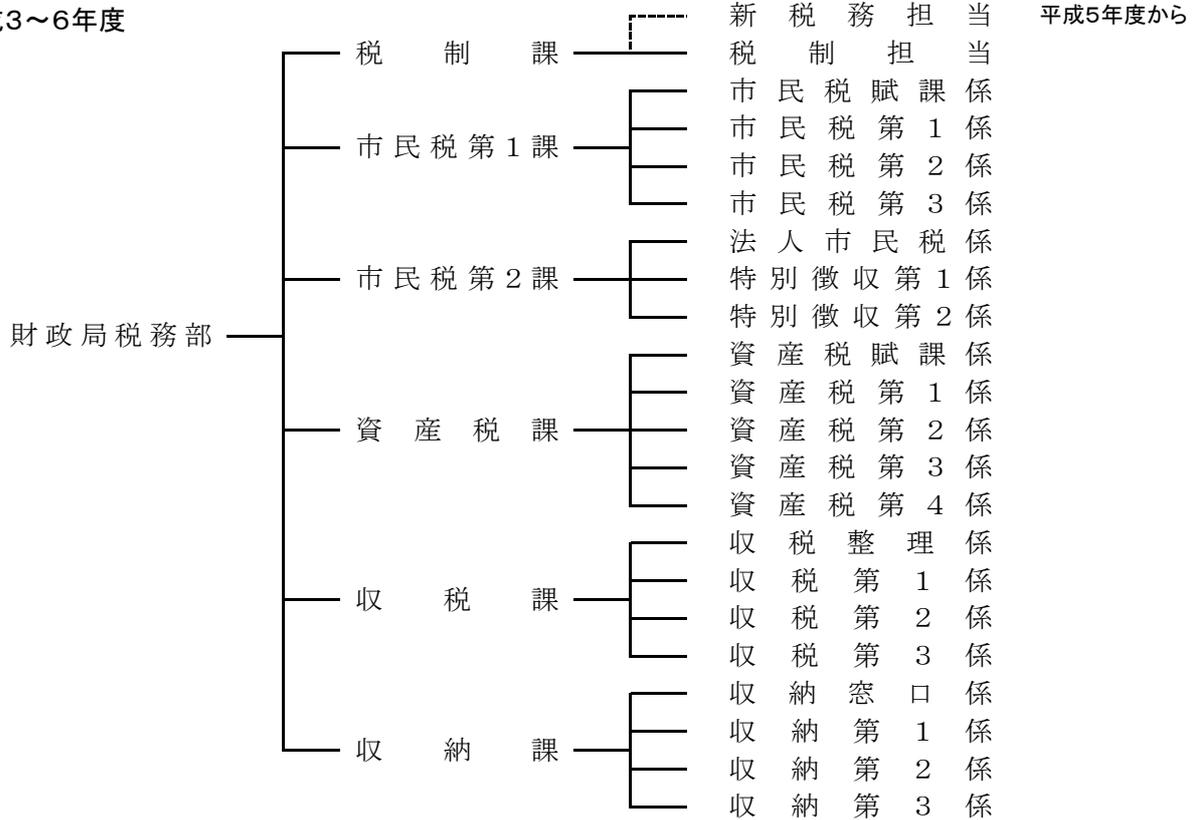
昭和47・48年度



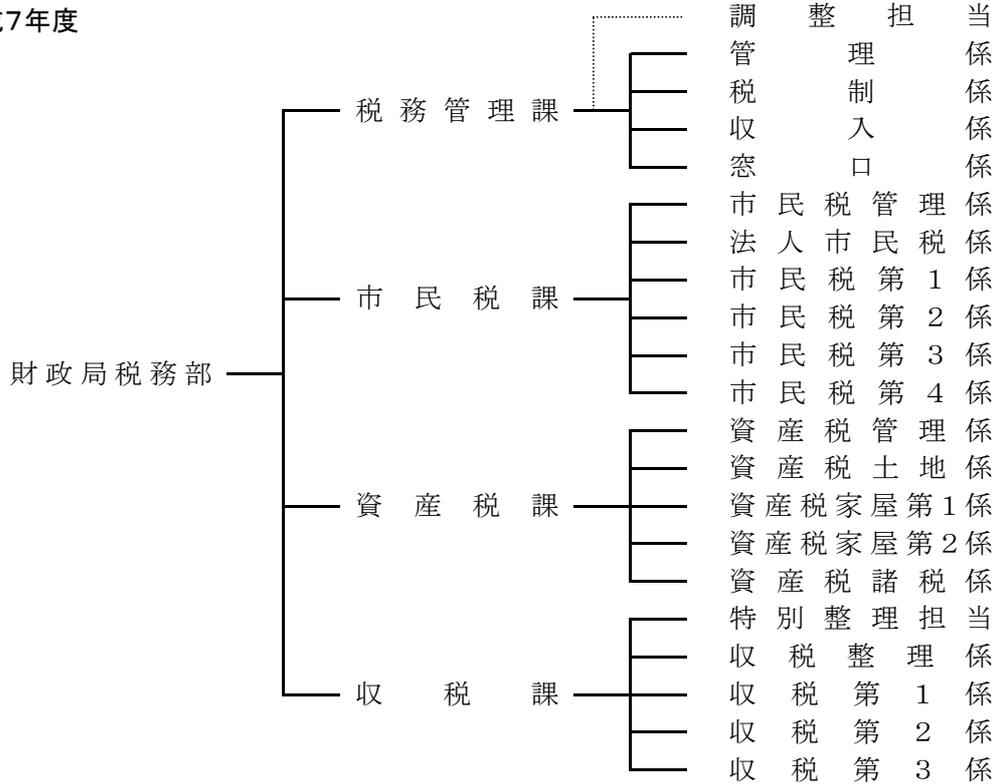
昭和49年度～平成2年度



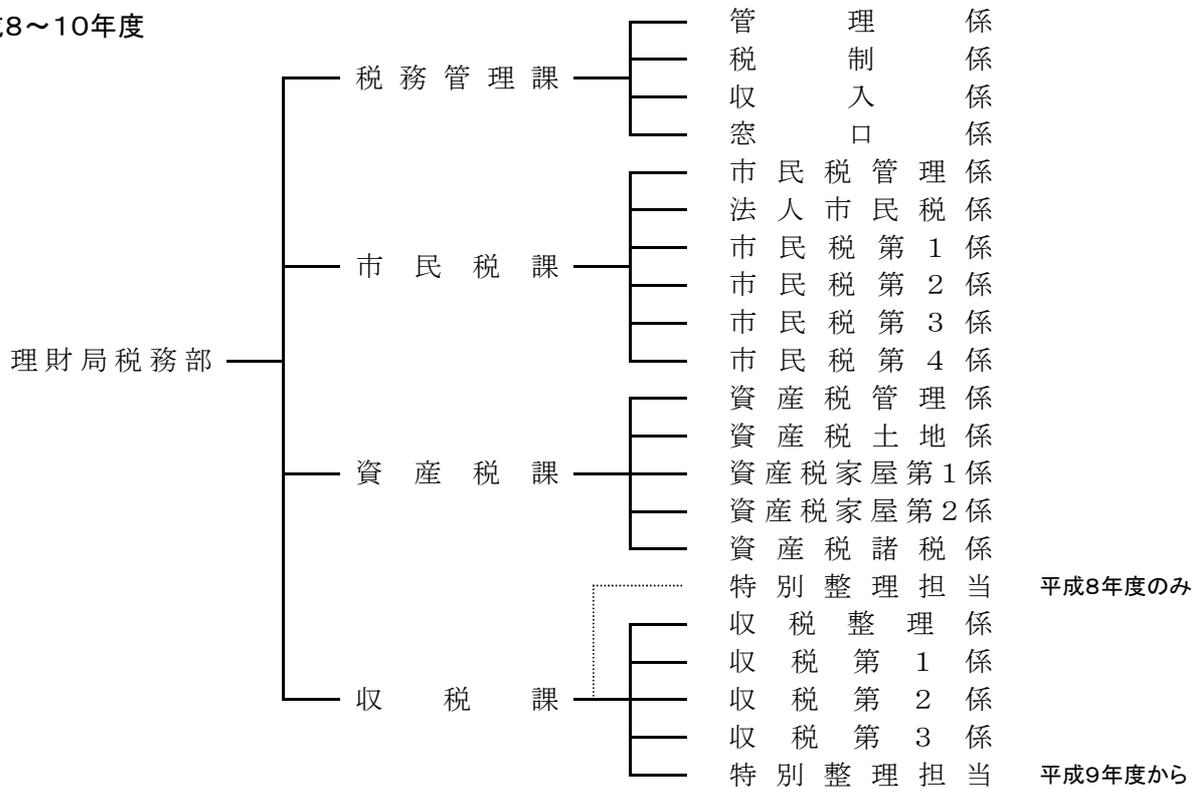
平成3～6年度



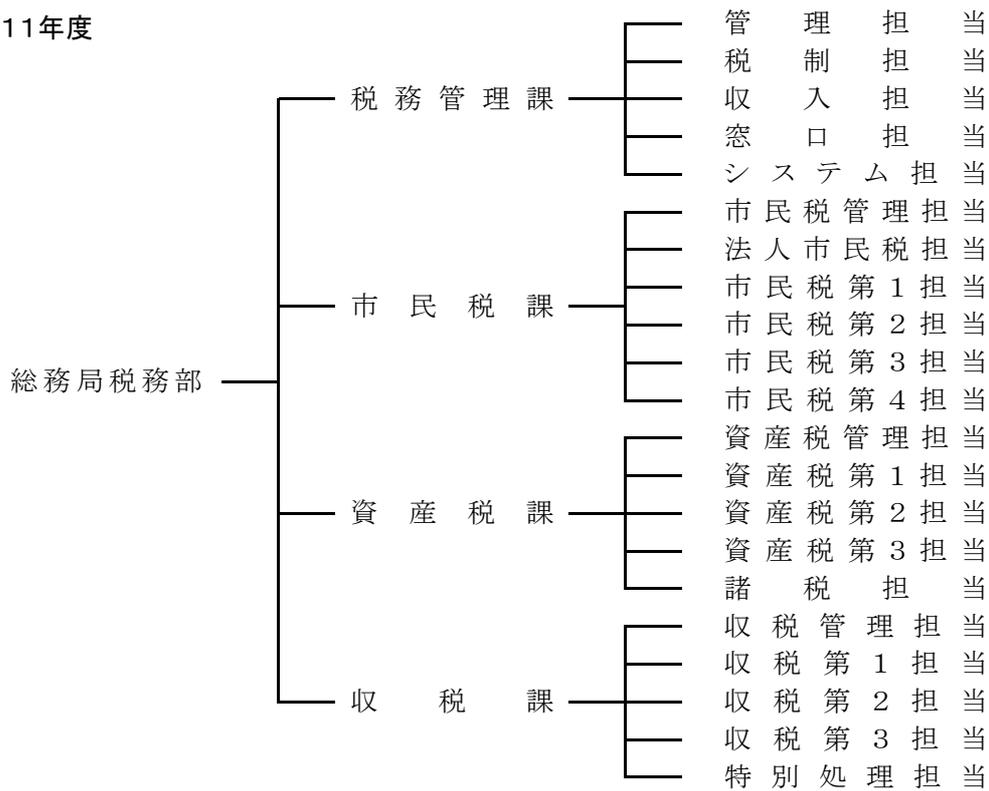
平成7年度



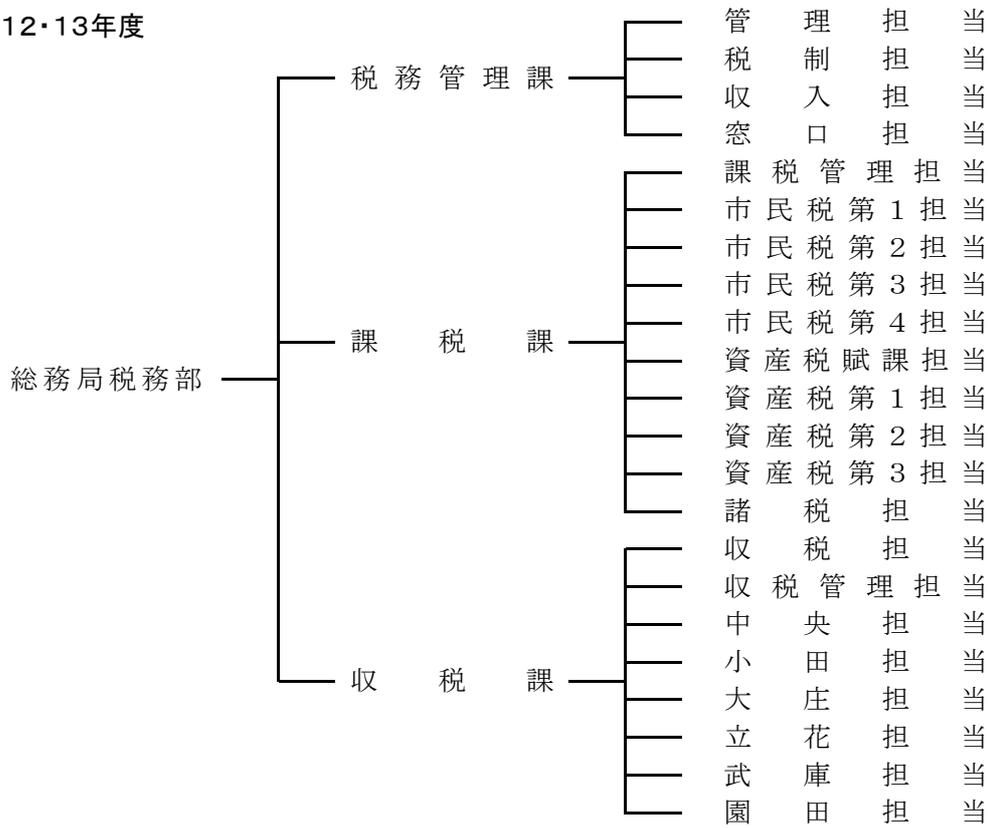
平成8～10年度



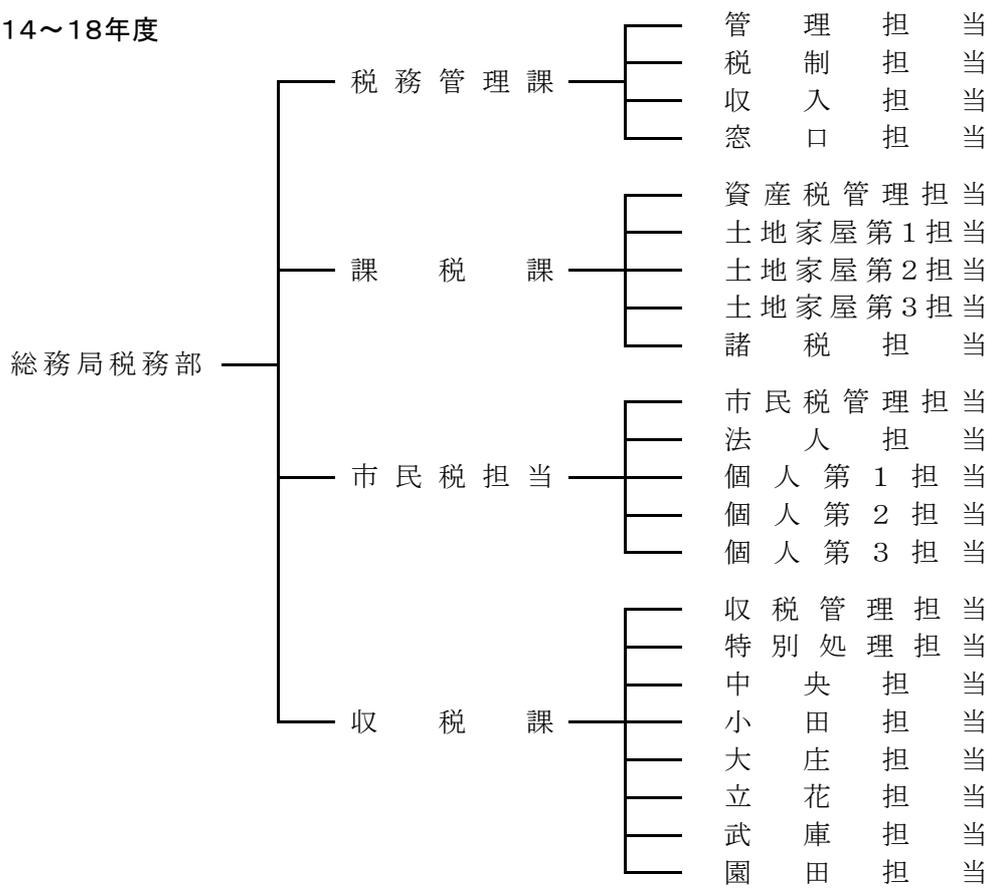
平成11年度



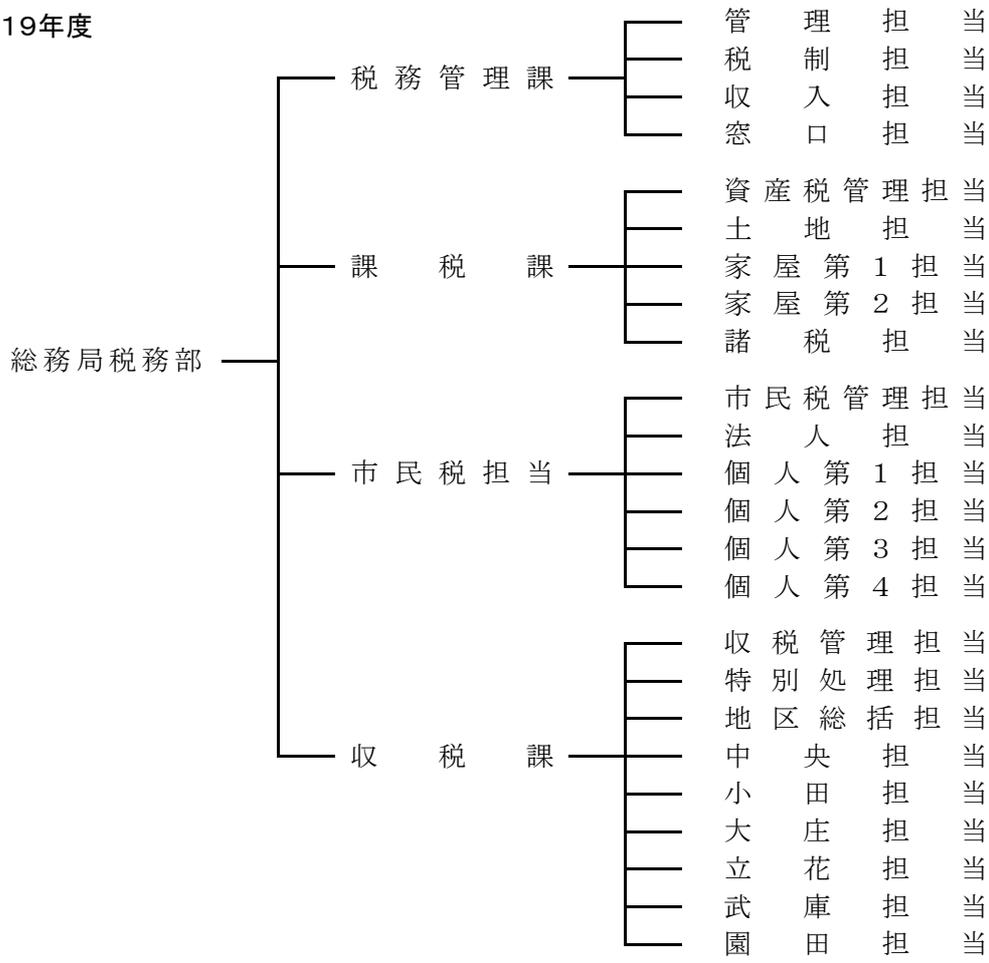
平成12・13年度



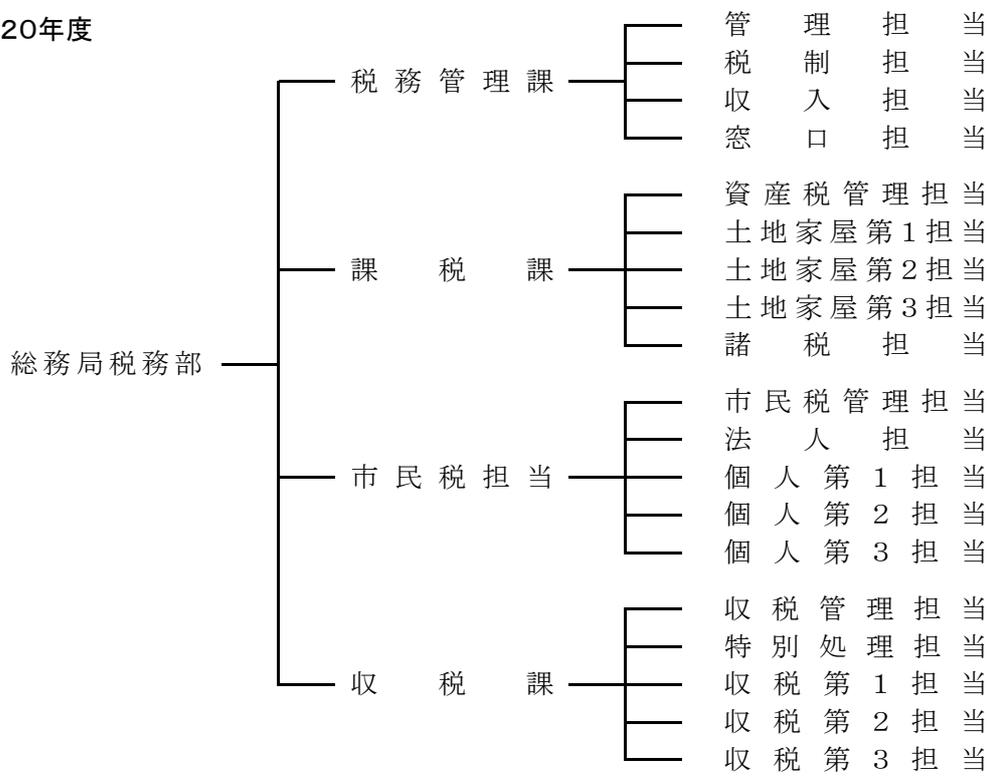
平成14～18年度



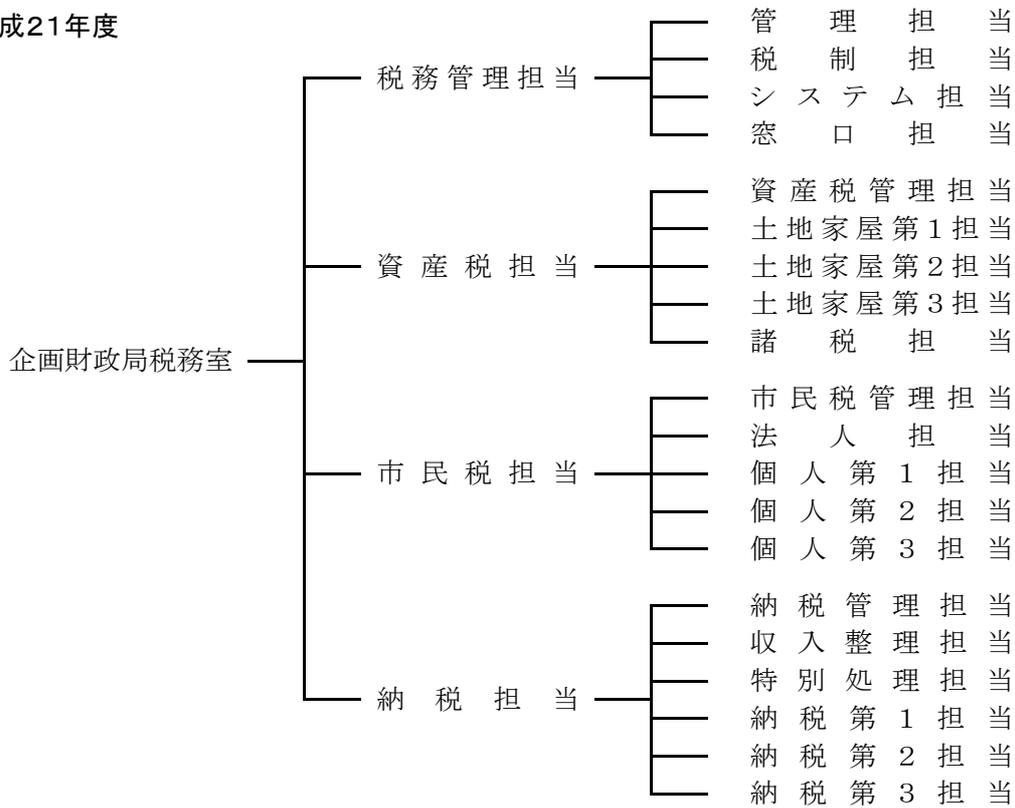
平成19年度



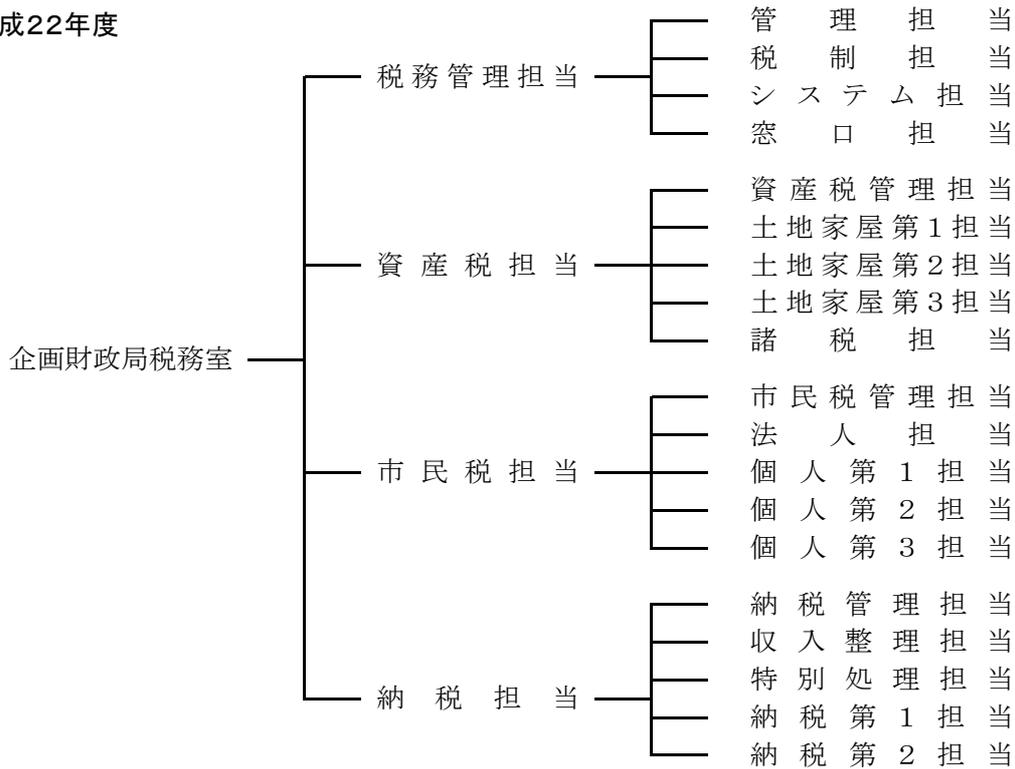
平成20年度



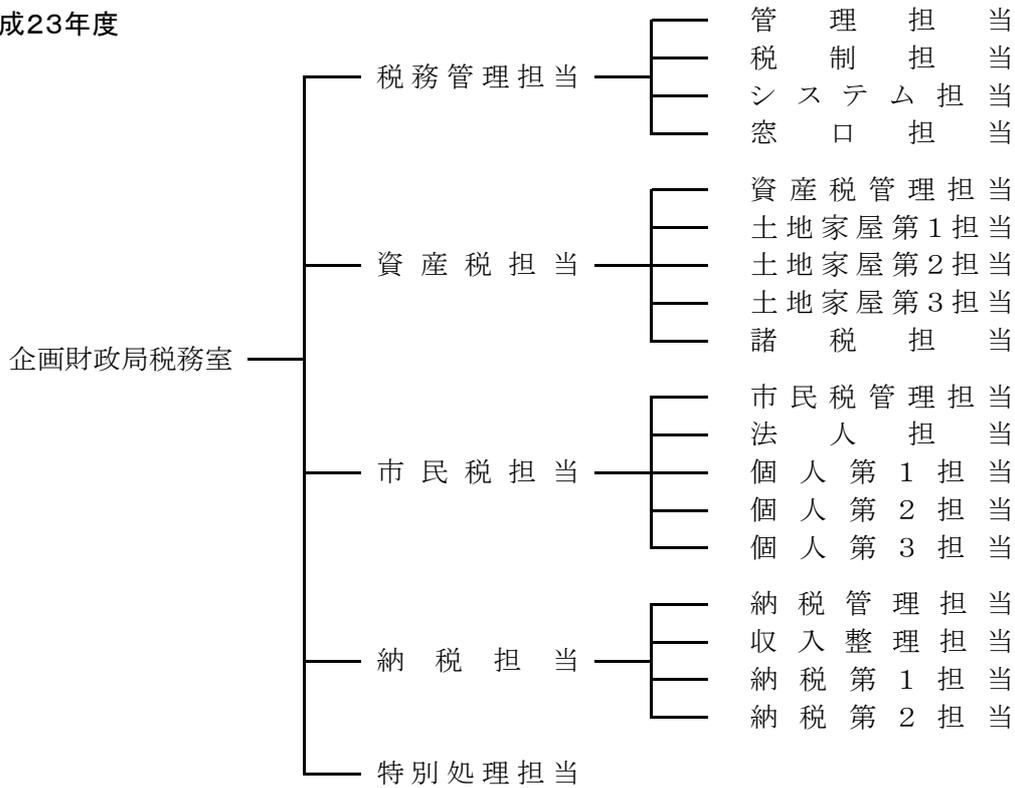
平成21年度



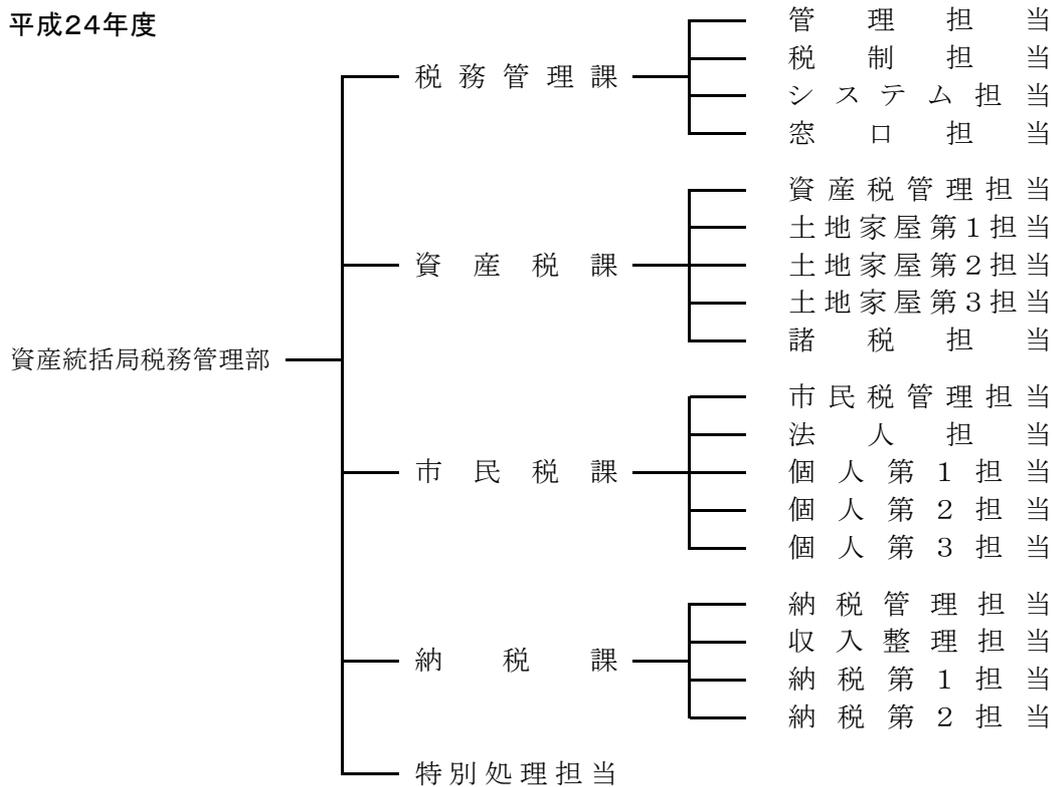
平成22年度



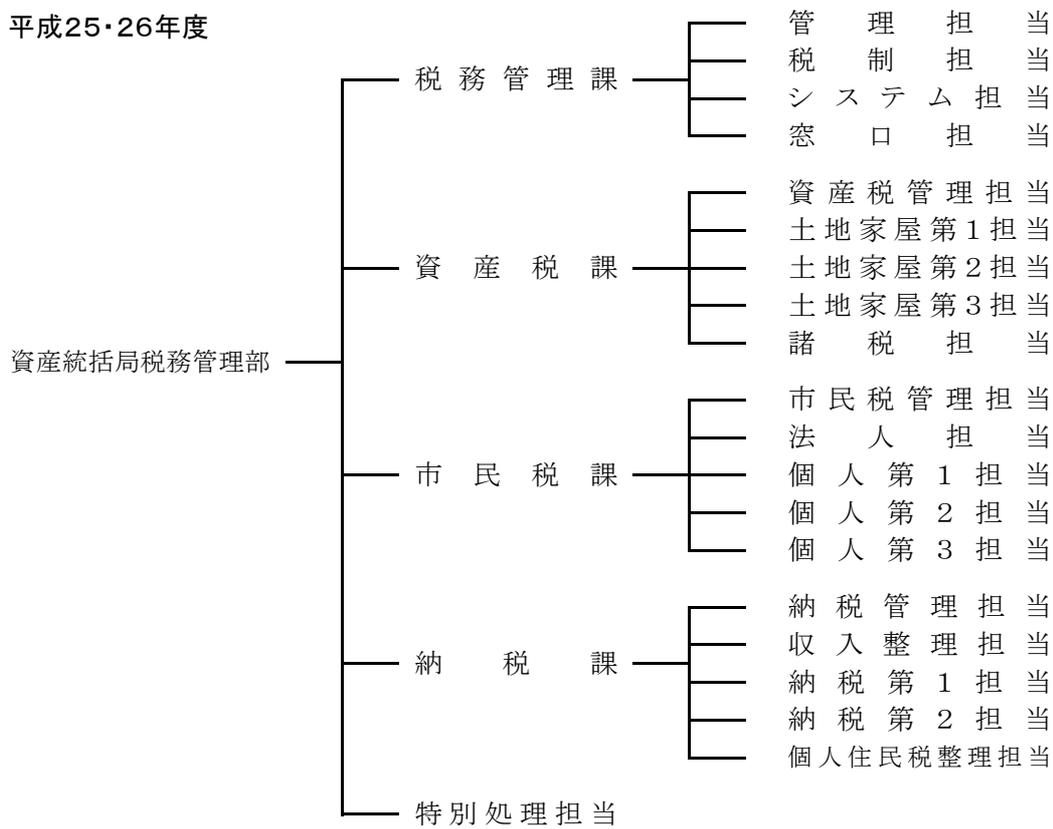
平成23年度



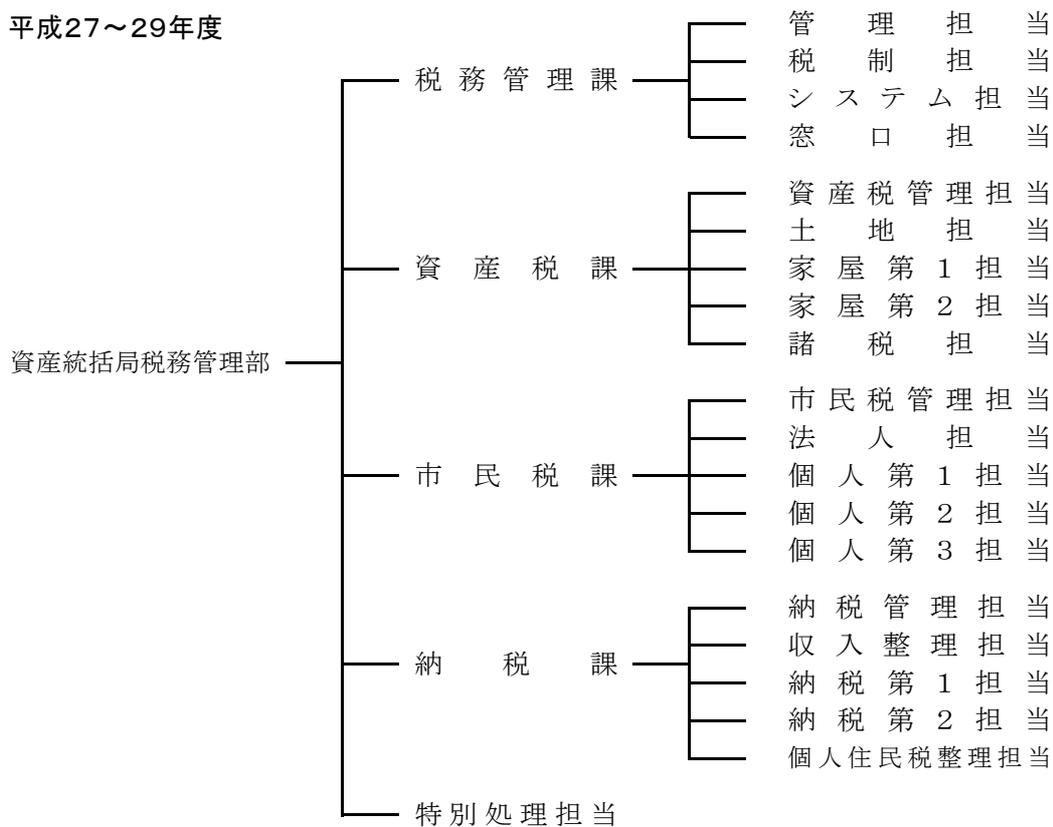
平成24年度



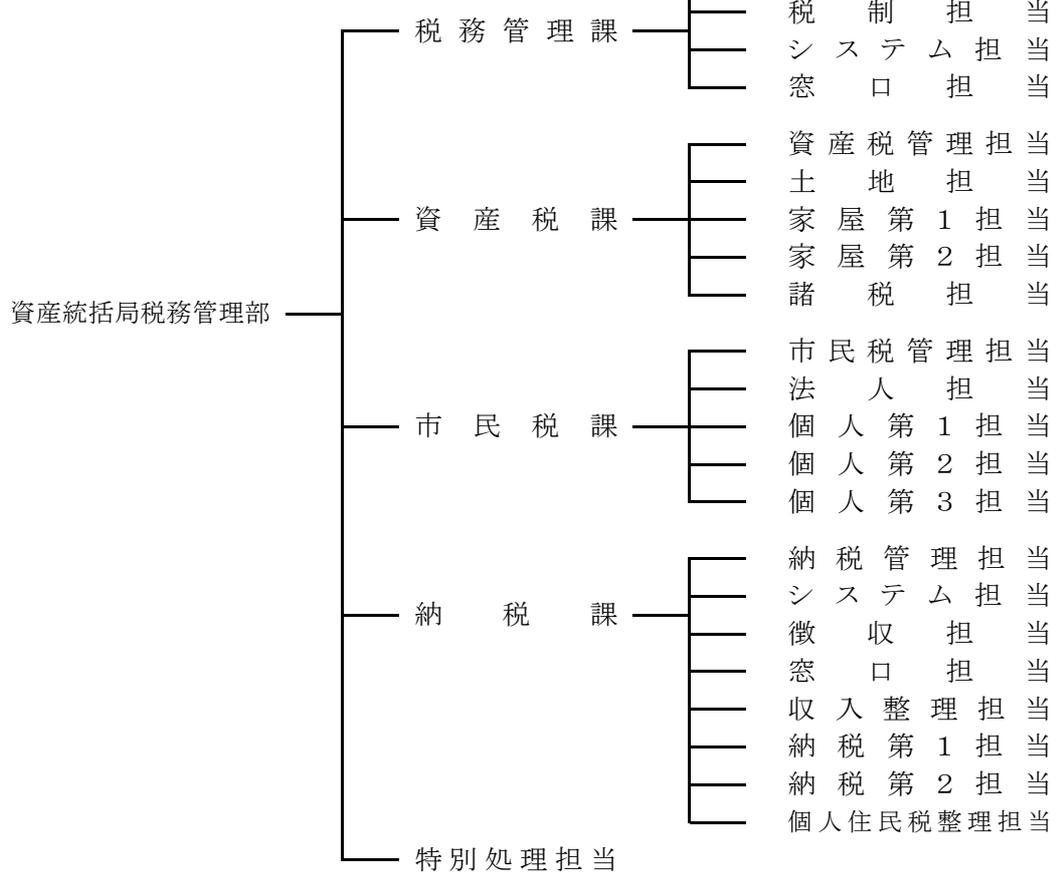
平成25・26年度



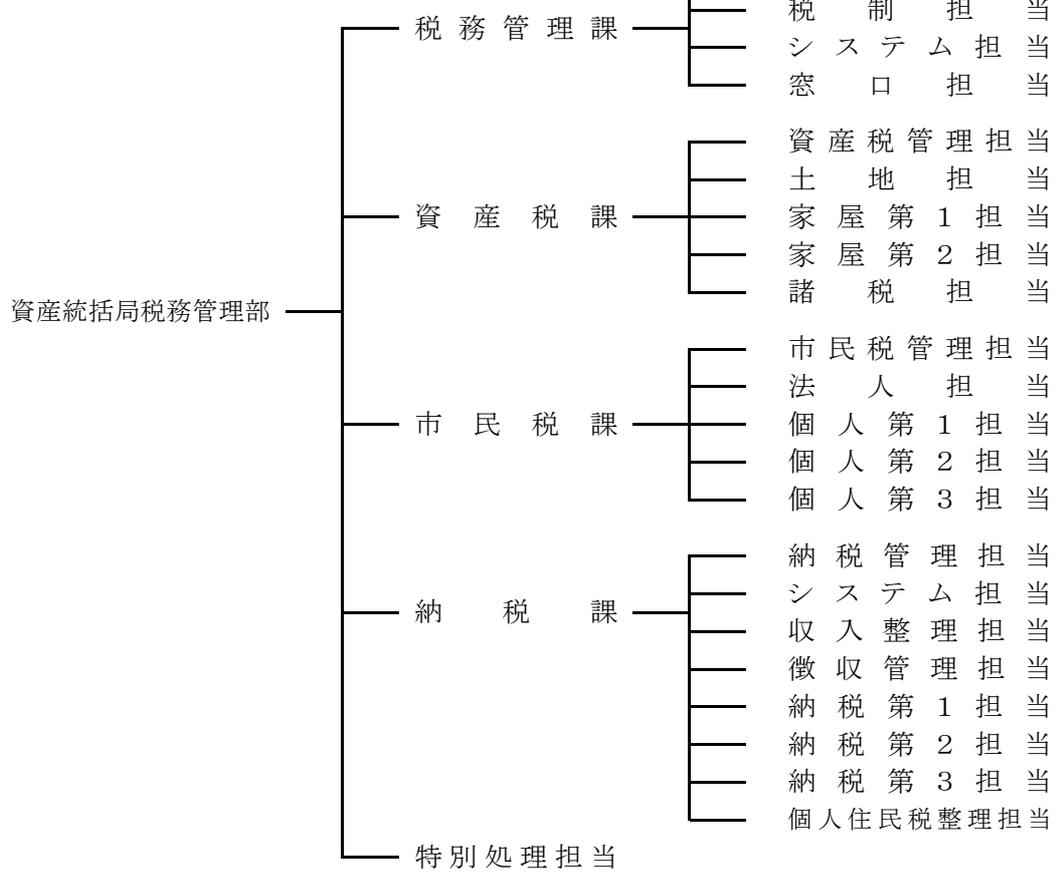
平成27～29年度



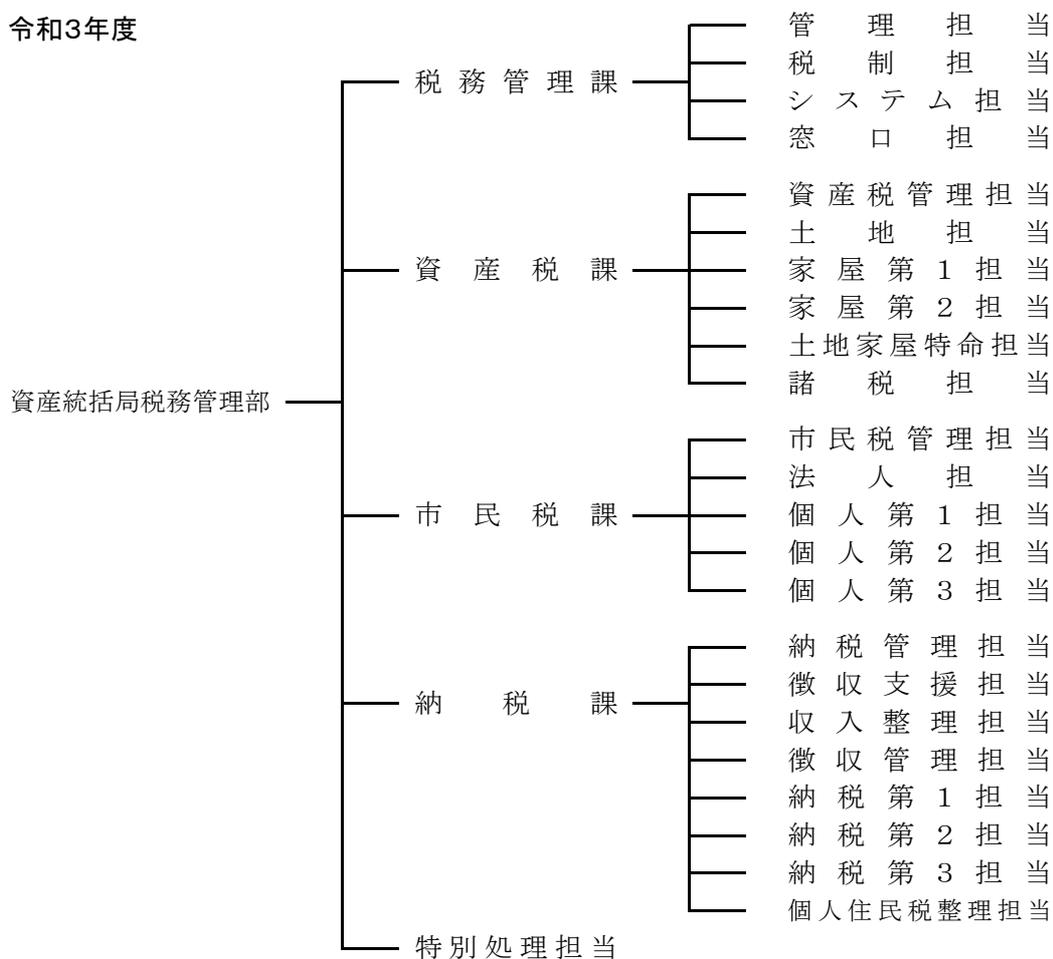
平成30年度



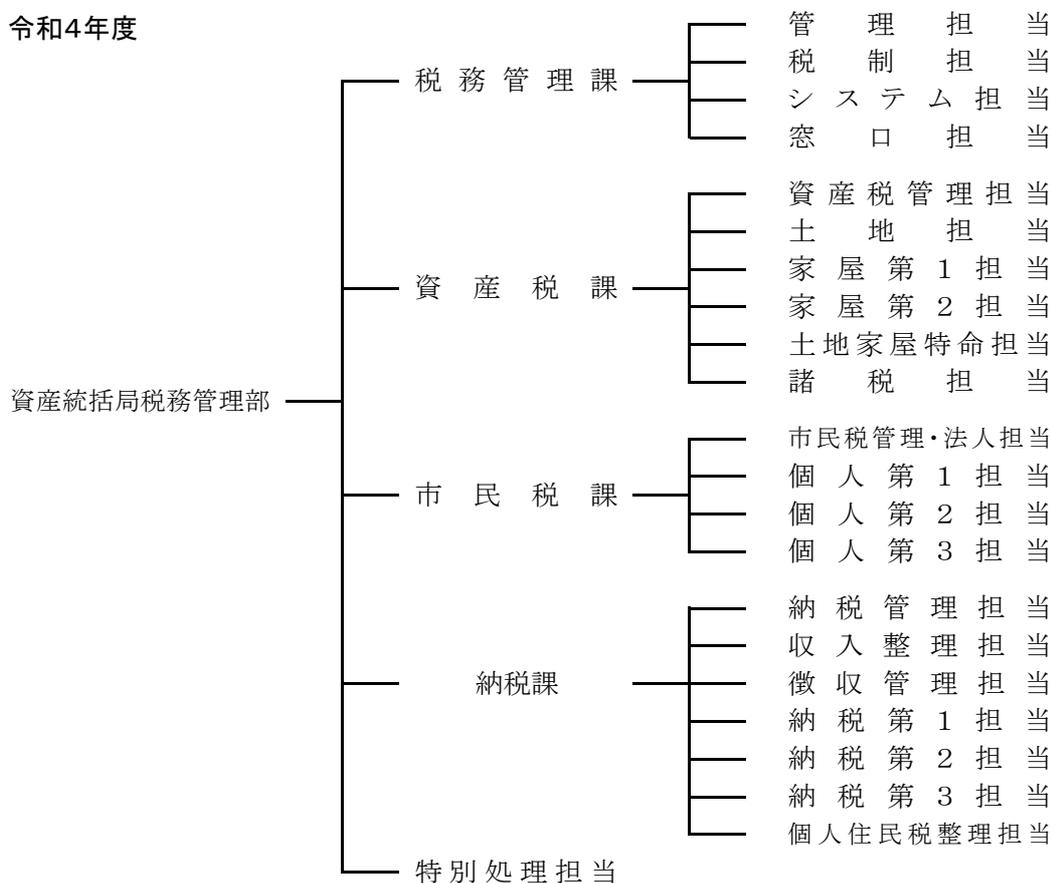
令和元・2年度



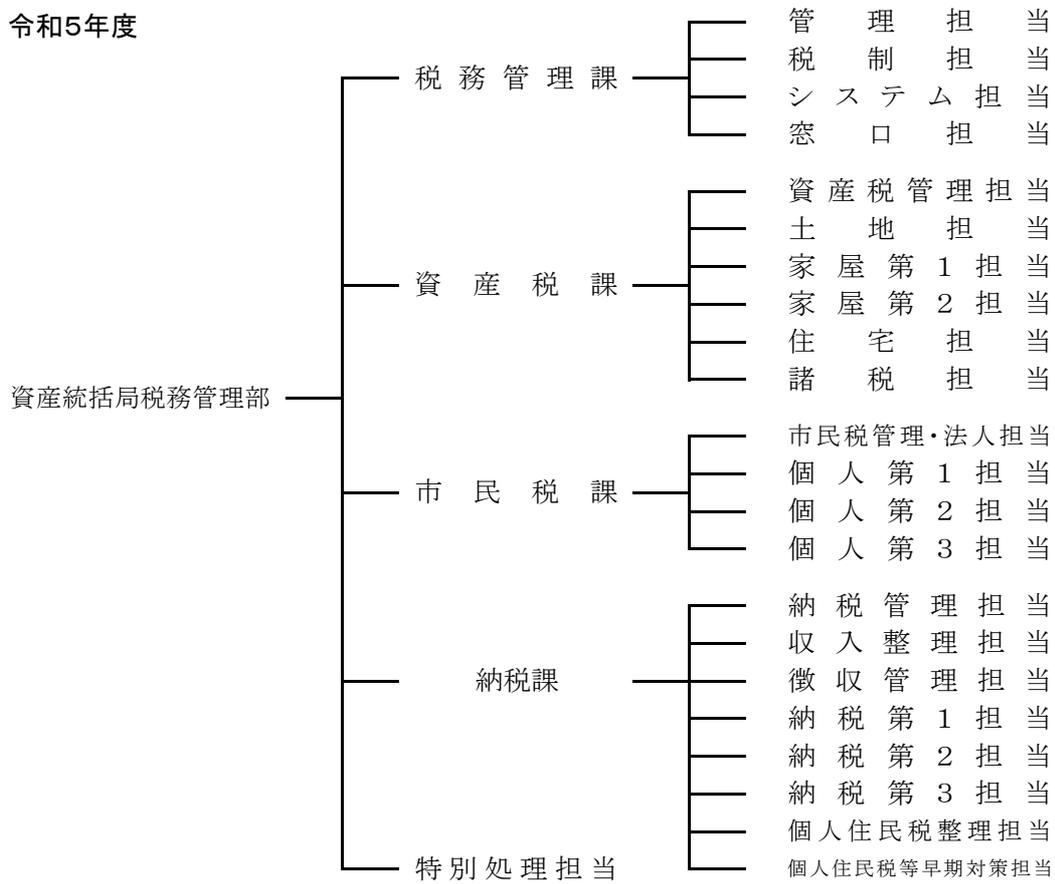
令和3年度



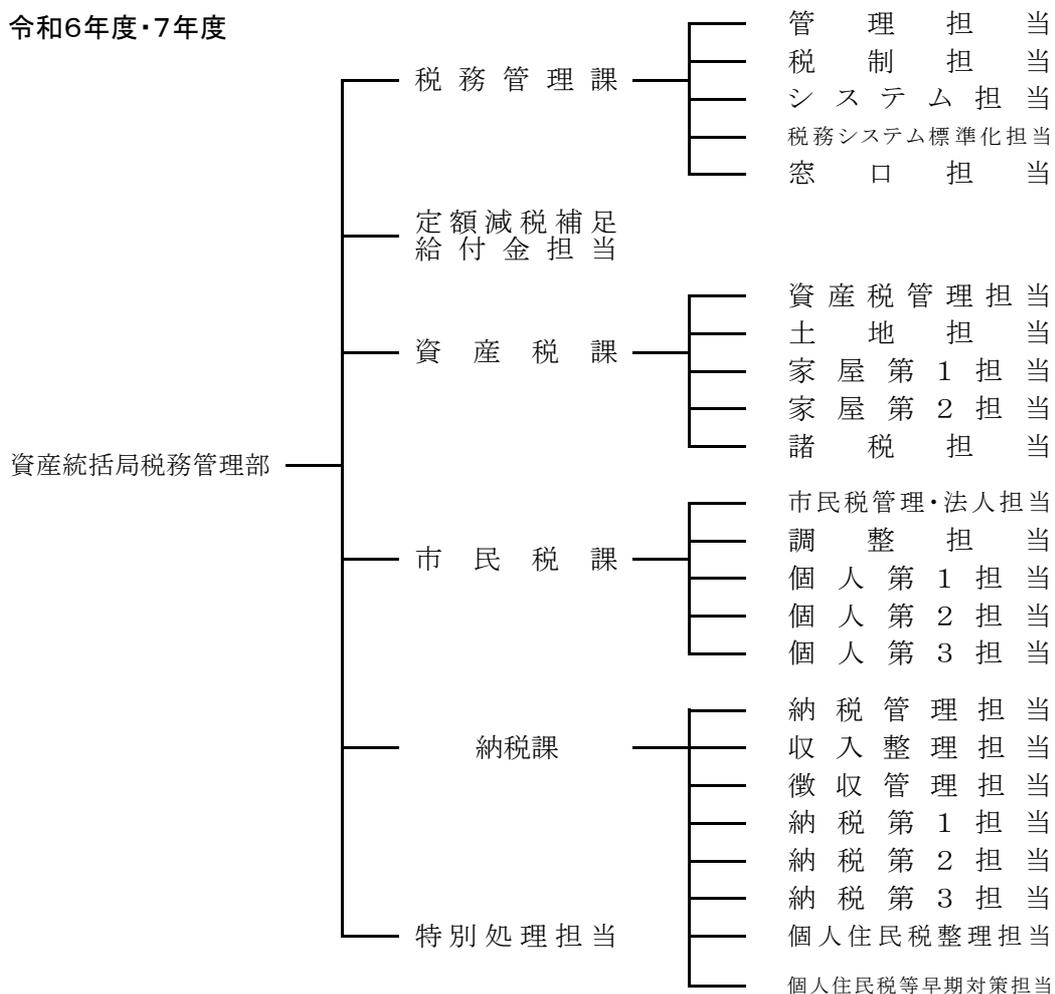
令和4年度



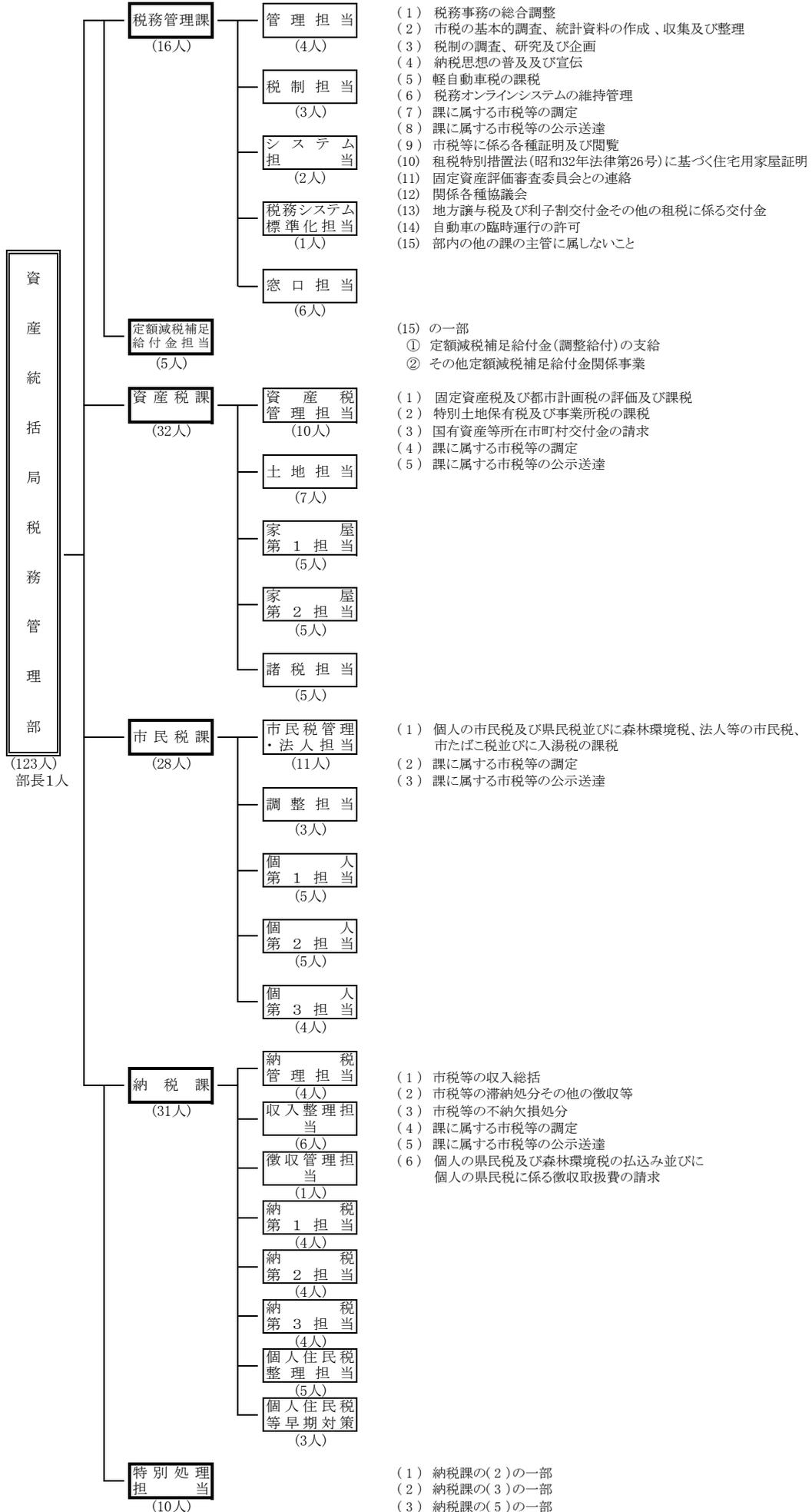
令和5年度



令和6年度・7年度



(2) 税務機構及び事務分掌(令和7年4月1日現在)



(注) ①管理担当、資産税管理担当、市民税管理・法人担当、納税管理担当及び特別処理担当の人数には、担当課長を含む。

(3) 税務管理部(税務部・税務室)職員の課(担当)・係別人員内訳の推移

(単位:人)

課名	係名	令和3年度	課名	係名	令和4年度	課名	係名	令和5年度	課名	係名	令和6年度	課名	係名	令和7年度
税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	5	税務管理課	管理担当	5	税務管理課	管理担当	5	税務管理課	管理担当	5
	税制担当	2		税制担当	2		税制担当	3		税制担当	3		税制担当	3
	システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2
	窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6		税務システム標準化担当	1		税務システム標準化担当	1
	計	16		計	15		計	16		計	17		計	17
給付金担当			給付金担当			給付金担当			給付金担当			給付金担当		
	計	0		計	0		計	0		計	4		計	5
資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	6	資産税課	資産税管理担当	9	資産税課	資産税管理担当	10
	土地担当	7		土地担当	9		土地担当	9		土地担当	7		土地担当	7
	家屋第1担当	5		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5
	家屋第2担当	6		家屋第2担当	4		家屋第2担当	5		家屋第2担当	5		家屋第2担当	5
	土地家屋特命担当	1		土地家屋特命担当	1		土地家屋特命担当	1		諸税担当	5		諸税担当	5
	諸税担当	5		諸税担当	4		諸税担当	5						
	計	31		計	30		計	31		計	31		計	32
市民税課	市民税管理担当	5	市民税課	市民税管理・法人担当	10	市民税課	市民税管理・法人担当	9	市民税課	市民税管理・法人担当	9	市民税課	市民税管理・法人担当	11
	法人担当	5		個人第1担当	6		個人第1担当	6		調整担当	3		調整担当	3
	個人第1担当	7		個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第1担当	5		個人第1担当	5
	個人第2担当	6		個人第3担当	6		個人第3担当	5		個人第2担当	5		個人第2担当	5
	個人第3担当	6						個人第3担当		6	個人第3担当		4	
	計	29		計	28		計	26		計	28		計	28
納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	4
	徴収支援担当	1		収入整理担当	5		収入整理担当	6		収入整理担当	6		収入整理担当	6
	収入整理担当	5		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1
	徴収管理担当	1		納税第1担当	4		納税第1担当	4		納税第1担当	4		納税第1担当	4
	納税第1担当	4		納税第2担当	5		納税第2担当	4		納税第2担当	4		納税第2担当	4
	納税第2担当	5		納税第3担当	5		納税第3担当	4		納税第3担当	4		納税第3担当	4
	納税第3担当	4		個人住民税整理担当	6		個人住民税整理担当	4		個人住民税整理担当	5		個人住民税整理担当	5
	個人住民税整理担当	6					個人住民税等早期対策担当	4		個人住民税等早期対策担当	4		個人住民税等早期対策担当	3
	計	31		計	31		計	32		計	33		計	31
特別処理担当		10	特別処理担当		9	特別処理担当		9	特別処理担当		10	特別処理担当		10
	計	10		計	9		計	9		計	10		計	10
合計		117	合計		113	合計		114	合計		123	合計		123

(注) ①各年度4月1日現在の人員。

②税務管理課管理担当の人数には、税務管理部長を含む。

③令和2年度、令和6年度の納税管理担当の人数には、東京都派遣1人を含む。

XIV 参

考



XIV 参 考

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その1)

区 分	令 和 2 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	22,308,600	100.2%	23,093,300	98.7%	22,456,957	98.2%
市 町 村 民 税	10,049,700	98.0%	10,515,710	95.8%	10,239,274	95.5%
個 人	8,374,000	101.8%	8,656,360	101.0%	8,426,681	101.2%
均 等 割	224,400	101.1%	234,141	100.8%	227,556	101.1%
所 得 割	8,149,600	101.9%	8,422,219	101.0%	8,199,125	101.2%
法 人	1,675,700	82.3%	1,859,350	77.1%	1,812,593	75.7%
均 等 割	436,200	103.0%	449,038	99.3%	436,147	97.9%
税 割	1,239,500	76.9%	1,410,312	72.0%	1,376,446	70.6%
固 定 資 産 税	9,356,000	102.1%	9,682,266	101.7%	9,380,072	101.0%
純固定資産税	9,269,500	102.2%	9,595,754	101.7%	9,293,560	101.0%
土 地	3,496,700	100.7%	3,580,588	100.4%	3,479,313	99.8%
家 屋	4,027,500	103.3%	4,176,833	102.7%	4,040,303	102.1%
償 却 資 産	1,745,300	102.6%	1,838,333	102.2%	1,773,944	101.0%
交 付 金	86,500	99.2%	86,512	99.2%	86,512	99.2%
軽 自 動 車 税	287,300	106.4%	299,308	105.2%	285,425	106.0%
市 町 村 た ば こ 税	878,600	100.5%	817,067	95.7%	817,068	95.7%
特 別 土 地 保 有 税	200	100.0%	2,390	89.8%	82	42.7%
入 湯 税	23,000	102.7%	12,919	55.9%	12,357	54.9%
事 業 所 税	388,400	102.5%	391,731	101.1%	384,463	99.4%
都 市 計 画 税	1,343,100	102.3%	1,363,131	101.5%	1,329,627	100.9%
そ の 他	-17,700	109.3%	8,778	78.0%	8,589	76.9%

(単位:百万円)

令和3年度						区分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	
21,110,800	94.6%	22,985,140	99.5%	22,522,117	100.3%	総計
9,097,400	90.5%	10,511,913	100.0%	10,287,931	100.5%	市町村民税
8,022,500	95.8%	8,538,538	98.6%	8,331,539	98.9%	個人
221,200	98.6%	233,667	99.8%	227,601	100.0%	均等割
7,801,300	95.7%	8,304,871	98.6%	8,103,938	98.8%	所得割
1,074,900	64.1%	1,973,375	106.1%	1,956,392	107.9%	法人
427,300	98.0%	457,166	101.8%	450,424	103.3%	均等割
647,600	52.2%	1,516,209	107.5%	1,505,968	109.4%	税割
9,150,600	97.8%	9,522,556	98.4%	9,322,079	99.4%	固定資産税
9,062,800	97.8%	9,434,958	98.3%	9,234,481	99.4%	純固定資産税
3,485,200	99.7%	3,581,244	100.0%	3,512,037	100.9%	土地
3,920,100	97.3%	4,029,930	96.5%	3,937,814	97.5%	家屋
1,657,500	95.0%	1,823,784	99.2%	1,784,630	100.6%	償却資産
87,800	101.5%	87,598	101.3%	87,598	101.3%	交付金
289,100	100.6%	307,580	102.8%	294,323	103.1%	軽自動車税
872,100	99.3%	871,136	106.6%	871,125	106.6%	市町村たばこ税
100	50.0%	1,417	59.3%	90	109.8%	特別土地保有税
13,900	60.4%	14,598	113.0%	14,109	114.2%	入湯税
389,900	100.4%	398,903	101.8%	397,283	103.3%	事業所税
1,322,800	98.5%	1,347,421	98.8%	1,325,708	99.7%	都市計画税
-25,100	141.8%	9,616	109.5%	9,469	110.2%	その他

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その2)

区 分	令 和 4 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	22,318,100	100.0%	23,756,983	102.9%	23,316,999	103.8%
市 町 村 民 税	9,875,300	98.3%	10,838,127	103.1%	10,616,186	103.7%
個 人	8,289,000	99.0%	8,749,743	101.1%	8,544,343	101.4%
均 等 割	224,900	100.2%	233,711	99.8%	227,873	100.1%
所 得 割	8,064,100	99.0%	8,516,032	101.1%	8,316,470	101.4%
法 人	1,586,300	94.7%	2,088,384	112.3%	2,071,843	114.3%
均 等 割	453,600	104.0%	466,600	103.9%	460,108	105.5%
税 割	1,132,700	91.4%	1,621,784	115.0%	1,611,735	117.1%
固 定 資 産 税	9,508,700	101.6%	9,849,081	101.7%	9,665,969	103.0%
純固定資産税	9,419,800	101.6%	9,760,113	101.7%	9,577,001	103.0%
土 地	3,552,400	101.6%	3,620,543	101.1%	3,559,965	102.3%
家 屋	4,089,500	101.5%	4,244,496	101.6%	4,157,761	102.9%
償 却 資 産	1,777,900	101.9%	1,895,074	103.1%	1,859,275	104.8%
交 付 金	88,900	102.8%	88,968	102.8%	88,968	102.8%
軽 自 動 車 税	311,800	108.5%	322,981	107.9%	310,411	108.8%
市 町 村 た ば こ 税	881,900	100.4%	921,012	112.7%	921,002	112.7%
特 別 土 地 保 有 税	100	50.0%	1,294	54.1%	74	90.2%
入 湯 税	15,800	68.7%	19,758	152.9%	19,438	157.3%
事 業 所 税	391,300	100.7%	398,750	101.8%	397,579	103.4%
都 市 計 画 税	1,357,000	101.0%	1,393,472	102.2%	1,373,957	103.3%
そ の 他	-23,800	134.5%	12,508	142.5%	12,383	144.2%

※計画額の「その他」には東日本大震災による減免等を含む。

(単位:百万円)

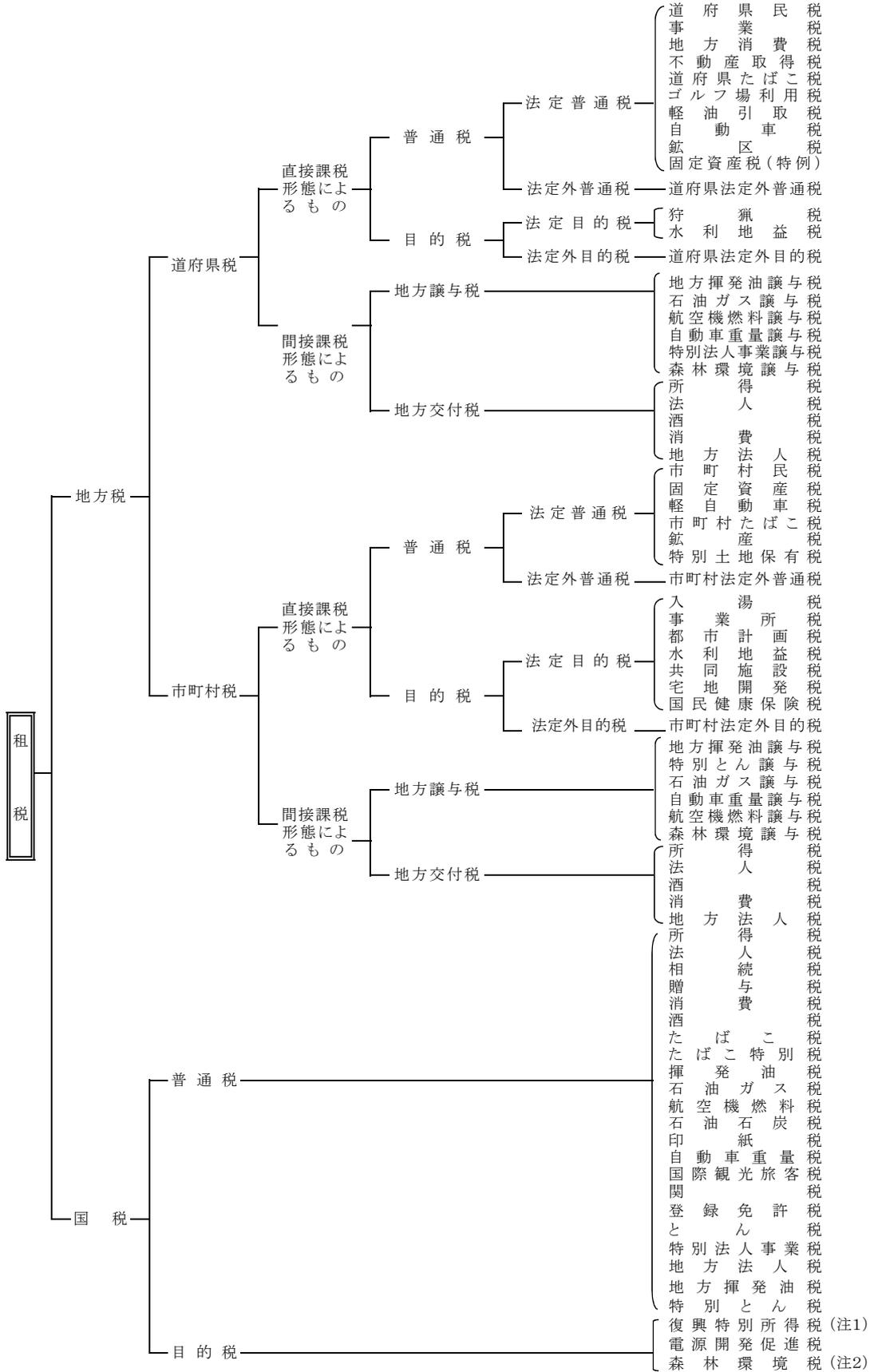
令和5年度						令和6年度		区分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	計画額	前年比	
22,906,100	102.6%	24,138,965	101.6%	23,714,431	101.7%	22,811,100	99.6%	総計
10,141,900	102.7%	10,939,809	100.9%	10,720,387	101.0%	9,825,900	96.9%	市町村民税
8,488,300	102.4%	8,895,632	101.7%	8,691,998	101.7%	8,131,300	95.8%	個人
226,100	100.5%	234,604	100.4%	228,924	100.5%	199,900	88.4%	均等割
8,262,200	102.5%	8,661,028	101.7%	8,463,074	101.8%	7,931,400	96.0%	所得割
1,653,600	104.2%	2,044,177	97.9%	2,028,389	97.9%	1,694,600	102.5%	法人
457,100	100.8%	459,742	98.5%	453,376	98.5%	455,300	99.6%	均等割
1,196,500	105.6%	1,584,435	97.7%	1,575,013	97.7%	1,239,300	103.6%	税割
9,758,100	102.6%	10,068,314	102.2%	9,896,031	102.4%	9,894,500	101.4%	固定資産税
9,669,600	102.7%	9,979,594	102.2%	9,807,311	102.4%	9,805,800	101.4%	純固定資産税
3,635,500	102.3%	3,703,623	102.3%	3,647,415	102.5%	3,777,000	103.9%	土地
4,207,000	102.9%	4,349,975	102.5%	4,268,002	102.7%	4,175,500	99.3%	家屋
1,827,100	102.8%	1,925,996	101.6%	1,891,894	101.8%	1,853,300	101.4%	償却資産
88,500	99.6%	88,720	99.7%	88,720	99.7%	88,700	100.2%	交付金
317,700	101.9%	329,162	101.9%	317,034	102.1%	330,800	104.1%	軽自動車税
900,800	102.1%	927,479	100.7%	927,469	100.7%	914,300	101.5%	市町村たばこ税
0	0.0%	1,219	94.2%	18	24.3%	0	0.0%	特別土地保有税
21,200	134.2%	22,191	112.3%	21,914	112.7%	21,300	100.5%	入湯税
396,100	101.2%	405,179	101.6%	404,318	101.7%	415,600	104.9%	事業所税
1,387,300	102.2%	1,428,425	102.5%	1,410,188	102.6%	1,421,800	102.5%	都市計画税
-17,000	71.4%	17,187	137.4%	17,074	137.9%	-13,100	77.1%	その他

(2) 全国と尼崎市の市税収入率比較(決算)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	尼 崎
市 町 村 税	97.7%	96.8%	97.2%	96.7%	98.0%	97.5%	98.1%	97.8%	98.2%	98.0%	98.2%
市 町 村 民 税	97.6%	95.5%	97.4%	95.6%	97.9%	96.3%	97.9%	96.5%	98.0%	96.8%	97.1%
個人均等割	97.0%	94.5%	97.2%	95.0%	97.4%	95.7%	97.5%	95.9%	97.5%	96.2%	96.2%
個人所得割	97.2%	94.4%	97.4%	95.0%	97.6%	95.6%	97.7%	95.9%	97.7%	96.2%	96.4%
法人均等割	98.6%	99.2%	97.1%	98.4%	98.5%	99.3%	98.5%	99.5%	98.6%	99.4%	99.2%
法人税割	99.5%	99.3%	97.6%	98.3%	99.3%	99.2%	99.4%	99.4%	99.4%	99.5%	99.4%
固 定 資 産 税	97.5%	97.5%	96.9%	97.1%	97.9%	98.2%	98.1%	98.6%	98.3%	98.7%	99.0%
純固定資産税	97.5%	97.4%	96.9%	97.1%	97.9%	98.2%	98.1%	98.6%	98.3%	98.7%	99.0%
土 地	97.7%	97.0%	97.2%	97.0%	98.1%	97.9%	98.3%	98.3%	98.5%	98.5%	98.8%
家 屋	97.3%	97.0%	96.7%	97.0%	97.7%	97.9%	98.0%	98.4%	98.1%	98.5%	98.8%
償却資産	97.6%	99.8%	96.5%	97.5%	97.9%	99.9%	98.1%	99.9%	98.2%	99.9%	99.9%
交 付 金	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽自動車税	94.7%	90.8%	95.4%	95.3%	95.5%	92.1%	96.1%	92.5%	96.3%	93.3%	93.9%
市町村たばこ税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別土地保有税	7.2%	-	3.4%	-	6.4%	-	5.8%	-	1.5%	-	-
入 湯 税	97.4%	100.0%	95.6%	100.0%	96.7%	100.0%	98.4%	100.0%	98.8%	100.0%	100.0%
事 業 所 税	99.8%	100.0%	98.1%	99.2%	99.6%	100.0%	99.7%	99.5%	99.8%	99.6%	99.7%
都 市 計 画 税	98.1%	97.0%	97.5%	97.0%	98.4%	97.9%	98.6%	98.3%	98.7%	98.5%	98.8%

※ 「全国」数値は、「市町村税決算状況調」による速報値である。

(3) 租税体系(令和7年度)



(注1) 平成25年から令和19年までの各年分において課税 (注2) 令和6年度から課税

(4) 地方税制の変遷(市町村税関係)

税目		年度		28	29	30	令和元	令和2
		市町村	民					
市町村	個人					・県費負担教職員制度に係る給与負担事務の移譲に伴う政令指定都市所在都道府県から政令指定都市への税源移譲		
	法人						・法人税割に係る税率の引下げ(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)	
	その他							
固定資産税					・耐震改修・省エネ改修を行った既存住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合に係る固定資産税の減額措置の拡充			・事業用小規模太陽光発電設備に対する課税免除廃止
市町村	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,925円 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき3,355円 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円 ・10月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円 ・10月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき5,692円 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 ・10月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき6,122円 ・令和2年10月1日以降の軽量な葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法の乱直し <ul style="list-style-type: none"> 1本あたり0.7グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ0.7本に換算 1本あたり0.7グラム以上のもの ⇒重量比例課税 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪車に係る軽自動車税の税率の引上げ ・三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の経年車重課の導入 ・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の1年間延長(平成29年度分) 			<ul style="list-style-type: none"> ・10月1日以降に取得する三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割を導入(現行の軽自動車税は令和2年度分から種別割に改まる) ・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長(令和2年度・3年度分) ・森林環境譲与税の導入(森林環境税は令和6年度から導入) 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置(1%の軽減措置)の適用期限の6月延長(令和3年3月31日まで) 			

令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
			<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の定額減税 令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者の場合に限り、個人住民税の所得割の額から次の1と2の合計額を控除する。ただし、その合計額が所得割の額を超える場合は所得割の額を限度とする。 1 本人 1万円 2 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。) 1人につき1万円 (※)控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く。)については、令和7年度分個人住民税の所得割の額から1万円を控除する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき6,122円 10月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき6,552円 令和3年10月1日以降の軽量の葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直し 1本あたり1グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ1本に換算 1本あたり1グラム以上のもの ⇒重量比例課税 				
<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置(1%の軽減措置)の適用期限の9月延長(令和3年12月31日まで) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長等(令和4年度・5年度分) 		<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の3年間延長等(令和5年度～令和7年度分) 	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境税の導入 所得税の定額減税 	<ul style="list-style-type: none"> 二輪のもので総排気量125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下の原動機付自転車の軽自動車種別割の税率 年額2,000円

(5) 住民税及び所得税の諸控除一覧
ア 所得控除

年度	平成 21	22	23	24	25		
基礎	所得税	380,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
	住民税	330,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
配偶者 扶養 特定親族 特別	所得税	配偶者控除（一般） 380,000円 （70歳以上） 480,000円 扶養控除（一般） 380,000円 （16歳～22歳） 630,000円 （70歳以上） 480,000円 （同居老親等） 580,000円 同居特別障害者（上記の額に） 350,000円加算 配偶者特別控除 380,000円以内	同 左	配偶者控除（一般） 380,000円 （70歳以上） 480,000円 扶養控除（16歳～18歳） 380,000円 （19歳～22歳） 630,000円 （23歳～69歳） 380,000円 （70歳以上） 480,000円 （同居老親等） 580,000円 配偶者特別控除 380,000円以内	同 左	同 左	同 左
	住民税	配偶者控除（一般） 330,000円 （70歳以上） 380,000円 扶養控除（一般） 330,000円 （16歳～22歳） 450,000円 （70歳以上） 380,000円 （同居老親等） 450,000円 同居特別障害者（上記の額に） 230,000円加算 配偶者特別控除 330,000円以内	同 左	同 左	同 左	同 左	配偶者控除（一般） 330,000円 （70歳以上） 380,000円 扶養控除（16歳～18歳） 330,000円 （19歳～22歳） 450,000円 （23歳～69歳） 330,000円 （70歳以上） 380,000円 （同居老親等） 450,000円 配偶者特別控除 330,000円以内
障害者 寡婦 勤労学生 ひとり親	所得税	障害者・寡婦（夫）・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同 左	障害者・寡婦（夫）・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者（非同居） 400,000円 特別障害者（同居） 750,000円	同 左	同 左	
	住民税	障害者・寡婦（夫）・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	障害者・寡婦（夫）・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円 特別障害者（非同居） 300,000円 特別障害者（同居） 530,000円
所得 控 除	社会 保険料	所得 税・ 住民税 1年中に支払った金額の全額	同 左	同 左	同 左	同 左	
	小規模 企業共済 等掛金	所得 税・ 住民税 1年中に支払った小規模企業共済等掛金の全額	同 左	同 左	同 左	同 左	
生命 保険料等	所得税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額（昭和55年分から） 25,000円以下 支払額の全額 50,000円以下 支払額×1/2+12,500円 100,000円以下 支払額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=100,000円（限度）	同 左	同 左	○ 旧契約（平成23年12月31日以前の契約）に基づく控除額は、従前のとおり ○ 新契約（平成24年1月1日以後の契約）に基づく控除額 20,000円以下 支払額の全額 40,000円以下 支払額×1/2+10,000円 80,000円以下 支払額×1/4+20,000円 80,000円超 40,000円 ※ 介護医療保険及び個人年金保険についても同様 ○ 合計限度額等は、下図参照	同 左	
	住民税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額（昭和55年分から） 15,000円以下 支払額の全額 40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=70,000円（限度）	同 左	同 左	同 左	○ 旧契約（平成23年12月31日以前の契約）に基づく控除額は、従前のとおり ○ 新契約（平成24年1月1日以後の契約）に基づく控除額 12,000円以下 支払額の全額 32,000円以下 支払額×1/2+6,000円 56,000円以下 支払額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 ※ 介護医療保険及び個人年金保険についても同様 ○ 合計限度額等は、下図参照	
損害 保険料	所得税	廃止（一部経過措置あり ⇒地震保険料控除）	同 左	同 左	同 左	同 左	
	住民税	廃止（一部経過措置あり ⇒地震保険料控除）	同 左	同 左	同 左	同 左	
地震 保険料	所得税	① 地震保険契約 50,000円（限度） ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 15,000円（限度） ③ ①と②を併用 50,000円（限度）	同 左	同 左	同 左	同 左	
	住民税	① 地震保険契約 25,000円（限度） ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 10,000円（補償） ③ ①と②を併用 25,000円（限度）	同 左	同 左	同 左	同 左	
医療費	所得 税・ 住民税 「合計所得金額の5%超過額」と「10万円」のいずれか低い金額の超過額（限度額200万円）（所得税は昭和63年から）	同 左	同 左	同 左	同 左		
雑損	所得 税・ 住民税 「合計所得金額の10%超過額」と「災害関連支出額の5万円超過額」のうちいずれか多い方の金額	同 左	同 左	同 左	同 左		
寄附金	所得税 「支出寄附金額」と「所得の30%」のうちいずれか低い方の金額-5,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	「支出寄附金額」と「所得の40%」のうちいずれか低い方の金額-2,000円	

イ 税額控除

年 度	平成21～23	24・25	26・27	
税 額	所得税	利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の10 1,000万円を超える部分 100分の5 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の5 1,000万円を超える部分 100分の2.5 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の2.5 1,000万円を超える部分 100分の1.25	同 左	同 左
	県民税	利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.2 1,000万円を超える部分 100分の0.6 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.6 1,000万円を超える部分 100分の0.3 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.3 1,000万円を超える部分 100分の0.15	同 左	同 左
	市民税	利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.6 1,000万円を超える部分 100分の0.8 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.8 1,000万円を超える部分 100分の0.4 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.4 1,000万円を超える部分 100分の0.2	同 左	同 左
	寄附金額	県民税 市民税 -	① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率(所得税の 計算の際に適用された税率))(市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の10%が限度 ④ ②と③の合計額を所得割額から控除	① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の10%が限度 *×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ ④ ②と③の合計額を所得割額から控除
控 除	外国税額	外国の法令により所得税に相当する税を課せられたときは所得税額から、 当該所得税額のうち、この法律の施行地外にその源泉がある所得に対応 するものとして政令の定めるところにより計算した金額を限度として、 当該外国の法令により課せられた所得税に相当する税額を控除	同 左	同 左
	県民税 市民税	外国の法令により外国の所得税等(所得税、住民税所得割)を課せられたときは、 当該所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の外国税控除限度額を 超える額があるときは政令により計算した額を限度として政令の定めるところにより 当該超える金額を控除	同 左	同 左
調整	所得税と市民税・県民税所得割の税率の変更により行う税源移譲の実施に 伴う人的控除額の差に基づく負担増の減額措置として導入 (計算式) ① 個人住民税の課税所得金額(以下、調整控除対象課税所得金額という。) が200万円以下の者 イとロのいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%) イ 調整控除対象課税所得金額 ロ 人的控除額の差の合計額 ② 調整控除対象課税所得金額が200万円超の者 [(人的控除額の差の合計額)-(調整控除対象課税所得金額-200万円)] ×5%(市民税3%、県民税2%) *下線部分が5万円を下回る場合には、5万円	同 左	同 左	

※ 上記の税額控除のほかに所得税及び市・県民税において、住宅借入金等特別税額控除が設置されている
 参考：市・県民税における住宅借入金等特別税額控除
 対象者……平成11年～平成18年、又は、平成21年～令和3年12月に入居し、
 所得税の住宅借入金等特別控除の適用があり、かつ、所得税から控除しきれない額がある者
 控除額……次のうちいずれか低い方の額
 ・所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
 ・所得税の課税総所得金額等の額の100分の7に相当する額(最高13万6,500円)
 (平成26年3月31日までに入居した場合は100分の5(最高9万7,500円))

28・29	30～令和7
同 左	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
<p>① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額</p> <p>② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%)</p> <p>③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の20%が限度 *×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ</p> <p>④ ②と③の合計額を所得割額から控除</p>	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)

(6) 市税税率の変遷

区分		年度	22 ~ 24	25	26	27	28	29	30		
個人	均等割		3,000円	同 左	3,500円	同 左	同 左	同 左	同 左		
	所得割		6%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左		
	市 民 法 人	均等割	法人の資本等の金額区分	市町村の従業員数	税率(年額)						
			1	2~6に属する法人以外の法人	6万円						
			2	1千万円以下のもの	50人以下	6万円					
					50人 超	14万4千円					
			3	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	15万6千円					
					50人 超	18万円	同 左	同 左	同 左	同 左	
			4	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	19万2千円					
	50人 超	48万円									
5	10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	49万2千円								
		50人 超	210万円								
6	50億円を超えるもの	50人以下	49万2千円								
50人 超	360万円										
税 割		昭和56年8月1日以降、事業年度終了法人資本の金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は12.3%、その他の法人は14.7%	同 左	同 左	平成26年10月1日以降に開始する事業年度から、資本金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は9.7%、その他の法人は12.1%	同 左	同 左	同 左	同 左		
県民税・市民税と併課	均等割		1,800円(県民緑税の800円含む)	同 左	2,300円	同 左	同 左	同 左	同 左		
	所得割		4%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左		
固定資産税			100分の1.4	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左		
都市計画税			100分の0.3	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左		
軽自動車税			<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 1,000円 50ccを超え90cc以下 1,200円 90ccを超え125cc以下 1,600円 ・ミニカー 2,500円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪 2,400円 三輪 3,100円 ・四輪乗用 <ul style="list-style-type: none"> 営業用 5,500円 自家用 7,200円 ・四輪貨物用 <ul style="list-style-type: none"> 営業用 3,000円 自家用 4,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 1,600円 その他作業用 4,700円 ・二輪小型自動車 4,000円 	同 左	同 左	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪 3,900円 四輪乗用 <ul style="list-style-type: none"> 営業用 6,900円 自家用 10,800円 ・四輪貨物用 <ul style="list-style-type: none"> 営業用 3,800円 自家用 5,000円 (平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車は同左) ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 課税免除 上記以外 同 左 	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 50ccを超え90cc以下 2,000円 90ccを超え125cc以下 2,400円 ・ミニカー 3,700円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪の軽自動車 3,600円 三輪 同 左 4,600円 ※ ・四輪乗用 <ul style="list-style-type: none"> 営業用 同 左 8,200円 ※ 自家用 同 左 12,900円 ※ ・四輪貨物用 <ul style="list-style-type: none"> 営業用 同 左 4,500円 ※ 自家用 同 左 6,000円 ※ ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 同 左 その他作業用 5,900円 ・二輪の小型自動車 6,000円 	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ税			1,000本につき旧3級品以外…4,618円 旧3級品…2,190円 (平成22年10月1日から)	1,000本につき旧3級品以外…5,262円 旧3級品…2,495円 (平成25年4月1日から)	同 左	同 左	1,000本につき旧3級品以外…5,262円 旧3級品…2,925円 (平成28年4月1日から)	1,000本につき旧3級品以外…5,262円 旧3級品…3,355円 (平成29年4月1日から)	1,000本につき旧3級品以外…5,262円(※) 旧3級品…4,000円 (平成30年4月1日から) ※平成30年10月1日からは5,692円		
特別土地保有税			・保有…100分の1.4 ・取得…100分の3	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左		
入湯税			宿泊を伴う場合 1人1日(1泊2日)150円 その他の場合 1人1日75円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左		
事業所税			・資産割 1㎡ 600円 ・従業者割 100分の0.25	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左		

(7) 尼崎市の税制
税制一覧表

税目	課税客體	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日
	法人	・市内に事務所又は事業所を有する法人(※)[均等割・法人税割] ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人(※)で市内に事務所又は事業所を有しないもの[均等割] ・公益法人等で収益事業を行わないもの[均等割] ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの[法人税割] (※)法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。	
固定資産税	土地・家屋・償却資産	固定資産の所有者	1月1日
軽自動車税	・種別割 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 ・環境性能割 三輪以上の軽自動車	・種別割 軽自動車の所有者 ・環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得者	・種別割 4月1日
市たばこ税	たばこの販売	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	
特別土地保有税 (平成15年度以降課税の停止)	土地の保有又はその取得	所有者又は取得者	保有 1月1日 取得 1月1日 7月1日
入湯税	入湯行為	入湯客	
事業所税	事業所等において法人又は個人の行う事業	事業を行う者	
都市計画税	土地、家屋	土地、家屋の所有者	1月1日

課税標準及び税率	申告期限	納期																															
・均等割 3,000円 ・所得割 6%	市・県民税申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日	・普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～9月1日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～2月2日 ・給与からの特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 翌月10日 (特例)6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 ・公的年金からの特別徴収 公的年金の支払月の翌月10日																															
・均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 下記2～6に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 1千万円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 50億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> </tbody> </table> ・法人税割 8.4%(※) ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額年400万円以下の法人 6%	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)	1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円	2 1千万円以下のもの	50人以下	60,000円	50人超	144,000円	3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円	50人超	180,000円	4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円	50人超	480,000円	5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円	50人超	2,100,000円	6 50億円を超えるもの	50人以下	492,000円	50人超	3,600,000円	法人税の申告期限	申告期限と同じ
法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)																															
1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円																															
2 1千万円以下のもの	50人以下	60,000円																															
	50人超	144,000円																															
3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円																															
	50人超	180,000円																															
4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円																															
	50人超	480,000円																															
5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円																															
	50人超	2,100,000円																															
6 50億円を超えるもの	50人以下	492,000円																															
	50人超	3,600,000円																															
課税標準の100分の1.4 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満 償却資産 150万円未満	償却資産 1月31日 住宅用地 1月31日	第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～3月2日																															
・種別割 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 50ccを超え90cc以下 2,000円 90ccを超え125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 125cc以下で最高出力が4.0kW以下 2,000円 軽自動車 二輪のもの 3,600円 ※ 三輪のもの 3,900円 (4,600円) 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,900円 (8,200円) 自家用 10,800円 (12,900円) 貨物用 営業用 3,800円 (4,500円) 自家用 5,000円 (6,000円) 小型特殊自動車 農耕用 課税免除 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 ※ 初回車両番号指定を受けた月から起算して13年を経過した軽自動車は概ね20%重課	・種別割 (1)取得申告 納税義務の発生後 15日以内 (2)廃車申告 納税義務が消滅した日から 15日以内 ・環境性能割 (1)車両番号の指定を受けるもの 車両番号指定の時 (2)上記(1)以外で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべきものの記入を受けるべき事由があった日から15日以内 (3)上記(1)(2)以外のもの 取得日から15日以内	・種別割 定期分 5月1日～6月2日 ・環境性能割 申告期限と同じ																															
・環境性能割 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td colspan="2" rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準80%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・令和4年度燃費基準5%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準75%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準70%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td colspan="2">100分の2</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td colspan="2">100分の2</td> </tr> </tbody> </table> ※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車	非課税		燃料電池自動車	プラグインハイブリッド車	天然ガス自動車	・令和12年度燃費基準80%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・令和4年度燃費基準5%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の1	100分の0.5	・令和12年度燃費基準75%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2	100分の1	・令和12年度燃費基準70%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2		上記以外	100分の2											
区分		税率																															
	自家用	営業用																															
電気自動車	非課税																																
燃料電池自動車																																	
プラグインハイブリッド車																																	
天然ガス自動車																																	
・令和12年度燃費基準80%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・令和4年度燃費基準5%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の1	100分の0.5																															
・令和12年度燃費基準75%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2	100分の1																															
・令和12年度燃費基準70%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2																																
上記以外	100分の2																																
売渡本数 1,000本あたり(旧3級品を含む) 6,552円	前月の販売分を毎月末日までに申告納付																																
保有については100分の1.4 取得については100分の3 法で特別の定めのあるものを除き取得価格 免税点 5,000㎡未満	保有については5月31日 取得については、1月1日前1年以内に取得の場合は、2月末日 7月1日前1年以内に取得の場合は、8月31日までにそれぞれ申告納付																																
入湯客1人1日 150円(宿泊を伴う場合) 〃 75円(上記以外の場合)	前月分について毎月15日までに申告納入																																
資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25/100 免税点 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下	法人 事業年度終了の日から2か月以内に申告納付 個人 翌年の3月15日までに申告納付																																
課税標準の100分の0.3 免税点 固定資産税が免税となるもの	固定資産税の納期と同一																																

(8) 譲与税・交付金要領(その1)

区 分	譲与を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要																																																																																																																												
自動車重量譲与税 (昭和46年12月創設)	市 町 村	一般財源	<p>自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車についてその重量に応じて課税する。 (税率：自動車検査証の有効期間が2年又は3年のものは1年に換算)</p> <p>1. 本則税率（自動車重量税法第7条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>税率(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>バス・トラック</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車検を受けないもの</td> <td>2 輪</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>7,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 特例税率（13、18年超の車両等を除く）（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,900</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 特例税率（13年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,300</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>4,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 特例税率（18年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>4,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 特例税率（軽自動車(車検を受けないもの)）（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td rowspan="2">車検を受けないもの</td> <td>2 輪</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>4,900</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>エコカー減税により、低公害車に対しては、別途軽減措置（免除、本則税率の25・50・75%軽減）が設けられている。 (租税特別措置法第90条の12)</p>	区 分	単 位	税率(円)	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500	バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500	小型二輪車	1両ごとに年	1,500	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	2,500	車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,000	その他	1両ごとに届出時	7,500	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,300	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100	小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,700	2,700	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,700	2,700	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,100	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100	小型二輪車	1両ごとに年	2,300	1,600	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	4,100	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,400	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	6,300	小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	軽自動車	車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,900	その他	1両ごとに届出時	9,900
		区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																											
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500																																																																																																																													
バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500																																																																																																																													
小型二輪車	1両ごとに年	1,500																																																																																																																													
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	2,500																																																																																																																												
	車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,000																																																																																																																											
		その他	1両ごとに届出時	7,500																																																																																																																											
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																													
		自家用	事業用																																																																																																																												
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																												
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																												
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,300																																																																																																																												
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100																																																																																																																												
小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500																																																																																																																												
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300																																																																																																																												
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																													
		自家用	事業用																																																																																																																												
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,700	2,700																																																																																																																												
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,700	2,700																																																																																																																												
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,100																																																																																																																												
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100																																																																																																																												
小型二輪車	1両ごとに年	2,300	1,600																																																																																																																												
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	4,100																																																																																																																												
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																													
		自家用	事業用																																																																																																																												
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																												
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																												
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,400																																																																																																																												
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	6,300																																																																																																																												
小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700																																																																																																																												
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400																																																																																																																												
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																													
		自家用	事業用																																																																																																																												
軽自動車	車検を受けないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,900																																																																																																																											
		その他	1両ごとに届出時	9,900																																																																																																																											
	平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化																																																																																																																														

譲 与 等 の 基 準	譲 与 等 の 時 期																									
<p>① 自動車重量税の収入額の下記割合を市町村及び都道府県に譲与する。</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>本則の割合</th> <th>当面の間の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度から令和3年度まで</td> <td>1,000分の348</td> <td>1,000分の422</td> </tr> <tr> <td>令和4年度から～令和15年度まで</td> <td>1,000分の357</td> <td>1,000分の431</td> </tr> <tr> <td>令和16年度</td> <td>1,000分の401</td> <td>1,000分の475</td> </tr> <tr> <td>令和17年度以降</td> <td>1,000分の416</td> <td>1,000分の490</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>422分の407</td> <td>422分の15</td> </tr> <tr> <td>431分の407</td> <td>431分の24</td> </tr> <tr> <td>475分の407</td> <td>475分の68</td> </tr> <tr> <td>490分の407</td> <td>490分の83</td> </tr> </tbody> </table>	期間	本則の割合	当面の間の割合	令和元年度から令和3年度まで	1,000分の348	1,000分の422	令和4年度から～令和15年度まで	1,000分の357	1,000分の431	令和16年度	1,000分の401	1,000分の475	令和17年度以降	1,000分の416	1,000分の490	市町村	都道府県	422分の407	422分の15	431分の407	431分の24	475分の407	475分の68	490分の407	490分の83	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>11月 5月～9月収入分</p>
期間	本則の割合	当面の間の割合																								
令和元年度から令和3年度まで	1,000分の348	1,000分の422																								
令和4年度から～令和15年度まで	1,000分の357	1,000分の431																								
令和16年度	1,000分の401	1,000分の475																								
令和17年度以降	1,000分の416	1,000分の490																								
市町村	都道府県																									
422分の407	422分の15																									
431分の407	431分の24																									
475分の407	475分の68																									
490分の407	490分の83																									
<p>② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p>ア $\text{譲与総額} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$</p> <p>イ $\text{譲与総額} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>	<p>3月 10月～1月収入分</p>																									

(8) 譲与税・交付金要領(その2)

区 分	譲与等を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要												
特別とん譲与税 〔昭和32年4月創設〕	開港所在市町村	一般財源	<p>とん税及び特別とん税は、外国貿易船の開港への入港に対して課税し、併せて徴収した額の20/36を特別とん税とする。 (特別とん税法第3条、とん税法第3条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>とん税</th> <th>特別とん税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>16円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>48円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>		とん税	特別とん税	開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円	開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円			
	とん税	特別とん税													
開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円													
開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円													
地方揮発油譲与税 〔昭和30年8月創設〕 平成21年度以降、地方道路譲与税から名称を変更	都道府県市町村	一般財源 平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化	<p>地方揮発油税は、揮発油税と共に、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。 (税率) 平成22年度税制改正により暫定税率は廃止するが、当分の間は、特例税率で暫定税率適用時の税率水準を維持 (租税特別措置法第88条の8)</p> <p>特例税率 (租税特別措置法第88条の8)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地方揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>48,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <p>本則税率 (地方揮発油税法第4条、揮発油税法第9条)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地方揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>24,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成20年4月の1か月のみ暫定税率失効</p> <p>※揮発油価格高騰時における地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止 (租税特別措置法第89条) 総務省が毎月公表するガソリン小売価格が連続3か月間1リットルにつき160円を上回ると、特例税率の適用が停止され、その後130円を3か月間下回ると再び特例税率が適用される。ただし、平成23年4月27日施行の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」第44条により、上乗せ税率停止措置を停止している。</p>	地方揮発油税	1キロリットル当たり	5,200円	揮発油税	1キロリットル当たり	48,600円	地方揮発油税	1キロリットル当たり	4,400円	揮発油税	1キロリットル当たり	24,300円
地方揮発油税	1キロリットル当たり	5,200円													
揮発油税	1キロリットル当たり	48,600円													
地方揮発油税	1キロリットル当たり	4,400円													
揮発油税	1キロリットル当たり	24,300円													
森林環境譲与税 〔平成31年4月創設〕	都道府県市町村	一般財源	<p>温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。</p> <p>市町村が個人住民税均等割と合わせて、令和6年度から年額1,000円を課税する。 ※令和元年度は、譲与税特別会計における借入金で対応。 ※令和2～6年度は地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用し、対応。</p>												
利子割交付金 〔昭和63年4月創設〕	市町村	一般財源	<p>都道府県民税利子割は、利子等の支払又はその取扱いをする者 (金融機関等) の営業所等で当該都道府県内に所在するものを通じて利子等の支払いを受ける者に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の6)</p>												
配当割交付金 〔平成16年1月創設〕	市町村	一般財源	<p>都道府県民税配当割は、特定配当等の支払をする者 (株式会社等) で当該都道府県内に所在するものを通じて特定配当等の支払を受ける個人に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の28)</p> <p>(参考) 平成25年12月31日まで軽減税率を適用 (地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>												

譲与等の基準	譲与等の時期																																																
<p>特別とん税の収入額に相当する額を開港に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するものに対して譲与する。</p>	<p>9月 3月～8月収入分</p> <p>3月 9月～2月収入分</p>																																																
<p>① 地方揮発油税の収入額の58/100（指定市等譲与総額）を指定市及び都道府県に42/100（市町村譲与総額）を市町村に譲与する。</p> <p>② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" data-bbox="255 577 1246 689"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ア</td> <td style="padding-right: 10px;">指定市等譲与総額</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="border-top: 1px solid black;">当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;">全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">イ</td> <td style="padding-right: 10px;">指定市等譲与総額</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="border-top: 1px solid black;">当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;">全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計</td> </tr> </table> <p>③ 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" data-bbox="255 741 1091 853"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ア</td> <td style="padding-right: 10px;">市町村譲与総額</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="border-top: 1px solid black;">当該市町村の市町村道の延長の合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;">全国の市町村道の延長の合計</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">イ</td> <td style="padding-right: 10px;">市町村譲与総額</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="padding-right: 10px;">×</td> <td style="border-top: 1px solid black;">当該市町村の市町村道の面積の合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;">全国の市町村道の面積の合計</td> </tr> </table> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>	ア	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計						全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計	イ	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計						全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計	ア	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の延長の合計						全国の市町村道の延長の合計	イ	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の面積の合計						全国の市町村道の面積の合計	<p>6月 3月～5月収入分</p> <p>11月 6月～10月収入分</p> <p>3月 11月～2月収入分</p>
ア	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計																																												
					全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計																																												
イ	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計																																												
					全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計																																												
ア	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の延長の合計																																												
					全国の市町村道の延長の合計																																												
イ	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の面積の合計																																												
					全国の市町村道の面積の合計																																												
<table border="0" data-bbox="295 987 1246 1256"> <tr> <td style="padding-right: 20px;"> <table border="1" data-bbox="295 987 638 1122"> <caption><譲与総額> (単位：億円)</caption> <tr><td>令和元年度</td><td>200</td></tr> <tr><td>令和2年度から令和3年度</td><td>400</td></tr> <tr><td>令和4年度から令和5年度</td><td>500</td></tr> <tr><td>令和6年度～</td><td>600</td></tr> </table> </td> <td> <table border="1" data-bbox="734 1010 1246 1144"> <caption><譲与割合></caption> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>80/100</td> <td>20/100</td> </tr> <tr> <td>令和2年度から令和3年度</td> <td>85/100</td> <td>15/100</td> </tr> <tr> <td>令和4年度から令和5年度</td> <td>88/100</td> <td>12/100</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td>90/100</td> <td>10/100</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;"> <table border="1" data-bbox="295 1144 718 1256"> <caption><譲与基準></caption> <tr> <td></td> <td>私有林人口林面積</td> <td>林業就業者数</td> <td>人口</td> </tr> <tr> <td>～令和5年度</td> <td>5.0/10</td> <td>2/10</td> <td>3.0/10</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td>5.5/10</td> <td>2/10</td> <td>2.5/10</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="1" data-bbox="295 987 638 1122"> <caption><譲与総額> (単位：億円)</caption> <tr><td>令和元年度</td><td>200</td></tr> <tr><td>令和2年度から令和3年度</td><td>400</td></tr> <tr><td>令和4年度から令和5年度</td><td>500</td></tr> <tr><td>令和6年度～</td><td>600</td></tr> </table>	令和元年度	200	令和2年度から令和3年度	400	令和4年度から令和5年度	500	令和6年度～	600	<table border="1" data-bbox="734 1010 1246 1144"> <caption><譲与割合></caption> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>80/100</td> <td>20/100</td> </tr> <tr> <td>令和2年度から令和3年度</td> <td>85/100</td> <td>15/100</td> </tr> <tr> <td>令和4年度から令和5年度</td> <td>88/100</td> <td>12/100</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td>90/100</td> <td>10/100</td> </tr> </table>		市町村	都道府県	令和元年度	80/100	20/100	令和2年度から令和3年度	85/100	15/100	令和4年度から令和5年度	88/100	12/100	令和6年度～	90/100	10/100	<table border="1" data-bbox="295 1144 718 1256"> <caption><譲与基準></caption> <tr> <td></td> <td>私有林人口林面積</td> <td>林業就業者数</td> <td>人口</td> </tr> <tr> <td>～令和5年度</td> <td>5.0/10</td> <td>2/10</td> <td>3.0/10</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td>5.5/10</td> <td>2/10</td> <td>2.5/10</td> </tr> </table>		私有林人口林面積	林業就業者数	人口	～令和5年度	5.0/10	2/10	3.0/10	令和6年度～	5.5/10	2/10	2.5/10		<p>9月</p> <p>3月</p>									
<table border="1" data-bbox="295 987 638 1122"> <caption><譲与総額> (単位：億円)</caption> <tr><td>令和元年度</td><td>200</td></tr> <tr><td>令和2年度から令和3年度</td><td>400</td></tr> <tr><td>令和4年度から令和5年度</td><td>500</td></tr> <tr><td>令和6年度～</td><td>600</td></tr> </table>	令和元年度	200	令和2年度から令和3年度	400	令和4年度から令和5年度	500	令和6年度～	600	<table border="1" data-bbox="734 1010 1246 1144"> <caption><譲与割合></caption> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>80/100</td> <td>20/100</td> </tr> <tr> <td>令和2年度から令和3年度</td> <td>85/100</td> <td>15/100</td> </tr> <tr> <td>令和4年度から令和5年度</td> <td>88/100</td> <td>12/100</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td>90/100</td> <td>10/100</td> </tr> </table>		市町村	都道府県	令和元年度	80/100	20/100	令和2年度から令和3年度	85/100	15/100	令和4年度から令和5年度	88/100	12/100	令和6年度～	90/100	10/100																									
令和元年度	200																																																
令和2年度から令和3年度	400																																																
令和4年度から令和5年度	500																																																
令和6年度～	600																																																
	市町村	都道府県																																															
令和元年度	80/100	20/100																																															
令和2年度から令和3年度	85/100	15/100																																															
令和4年度から令和5年度	88/100	12/100																																															
令和6年度～	90/100	10/100																																															
<table border="1" data-bbox="295 1144 718 1256"> <caption><譲与基準></caption> <tr> <td></td> <td>私有林人口林面積</td> <td>林業就業者数</td> <td>人口</td> </tr> <tr> <td>～令和5年度</td> <td>5.0/10</td> <td>2/10</td> <td>3.0/10</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td>5.5/10</td> <td>2/10</td> <td>2.5/10</td> </tr> </table>		私有林人口林面積	林業就業者数	人口	～令和5年度	5.0/10	2/10	3.0/10	令和6年度～	5.5/10	2/10	2.5/10																																					
	私有林人口林面積	林業就業者数	人口																																														
～令和5年度	5.0/10	2/10	3.0/10																																														
令和6年度～	5.5/10	2/10	2.5/10																																														
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3/5$ A：前年度3月から2月までの間に収入した利子割の額 B：前年度1月から12月までの間に申告等がなされた道府県民税法人税割に係る利子割額の控除還付金の合計額 C：Bのうち他の道府県が徴収した利子割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D：利子割額徴収事務取扱費〔$(A - B \pm C) \times 1\%$〕</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>8月 3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>																																																
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3/5$ A：前年度3月から2月までの間に収入した配当割の額 B：前年度3月から2月までの間に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した額 C：Bのうち他の道府県が徴収した配当割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D：配当割額徴収事務取扱費〔$(A - B \pm C) \times 1\%$〕</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>8月 3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>																																																

(8) 譲与税・交付金要領(その3)

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	本 税 の 概 要																																								
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 〔平成16年1月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>都道府県民税株式等譲渡所得割は、特定株式等譲渡所得金額の支払をする者（証券会社等）で当該都道府県内に所在するものを通じて一定の上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人に対して課税する。</p> <p>(税率) 5% (一律) (地方税法第71条の49)</p> <p>〈参考〉 平成25年12月31日まで軽減税率を適用(地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>																																								
法 人 事 業 税 交 付 金 〔令和元年10月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）に基づき、法人の行う事業に対して、その事業の事務所又は事業所の所在する道府県が課税する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人区分</th> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資本金1億円超の普通法人 (注)</td> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 1.2%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>資本割 0.5%</td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得割 1.0%</td> </tr> <tr> <td>資本金 1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等</td> <td>所得</td> <td>所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3% 年800万円を超える金額 7.0%</td> </tr> <tr> <td>特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)</td> <td>所得</td> <td>所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超える金額 4.9%</td> </tr> <tr> <td>電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 1.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円超の普通法人</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.75%</td> </tr> <tr> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 0.37%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>資本割 0.15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円以下の普通法人等</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.75%</td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得割 1.85%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.48%</td> </tr> <tr> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 0.77%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資本金等の額</td> <td>資本割 0.32%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 令和7年4月1日より、資本金が1億円以下の法人であっても、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人は対象に含まれます。</p>	法人区分	課税標準	税率	資本金1億円超の普通法人 (注)	付加価値額	付加価値割 1.2%	資本金等の額	資本割 0.5%	所得	所得割 1.0%	資本金 1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3% 年800万円を超える金額 7.0%	特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超える金額 4.9%	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人	収入金額	収入割 1.0%	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円超の普通法人	収入金額	収入割 0.75%	付加価値額	付加価値割 0.37%	資本金等の額	資本割 0.15%	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円以下の普通法人等	収入金額	収入割 0.75%	所得	所得割 1.85%	ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人	収入金額	収入割 0.48%	付加価値額	付加価値割 0.77%			資本金等の額	資本割 0.32%
法人区分	課税標準	税率																																									
資本金1億円超の普通法人 (注)	付加価値額	付加価値割 1.2%																																									
	資本金等の額	資本割 0.5%																																									
	所得	所得割 1.0%																																									
資本金 1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3% 年800万円を超える金額 7.0%																																									
特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超える金額 4.9%																																									
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人	収入金額	収入割 1.0%																																									
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円超の普通法人	収入金額	収入割 0.75%																																									
	付加価値額	付加価値割 0.37%																																									
	資本金等の額	資本割 0.15%																																									
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金 1億円以下の普通法人等	収入金額	収入割 0.75%																																									
	所得	所得割 1.85%																																									
ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人	収入金額	収入割 0.48%																																									
	付加価値額	付加価値割 0.77%																																									
		資本金等の額	資本割 0.32%																																								
地 方 消 費 税 交 付 金 〔平成9年4月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>地方分権の推進、地域福祉の充実等のための地方財源として、消費譲与税に代えて地方消費税が創設された。</p> <p>(課税標準) 国内取引(譲渡割)及び課税貨物の保税地域からの引取り(貨物割)に課される消費税額が課税標準となる。</p> <p>(納税義務者) 消費税の納税義務者</p> <p>(税率)</p> <p>100分の25 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1%) (平成26年3月31日まで)</p> <p>63分の17 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1.7%) (令和元年9月30日まで)</p> <p>78分の22 (地方税法第72条の83) (消費税率換算2.2%) (令和元年10月1日から)</p>																																								
環 境 性 能 割 交 付 金 〔令和元年10月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割が導入された。自動車の取得に対して、燃費基準値達成度等に応じて取得者に課税する。</p> <p>※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割については、税率1%を軽減されていた。</p> <p>(税率) 非課税～2%</p>																																								

譲 与 等 の 基 準	譲 与 等 の 時 期
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3 / 5$ A : 前年度3月から2月までの間に収入した株式等譲渡所得割の額 B : 前年度3月から2月までの間に過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金を歳出予算から支出した額 C : Bのうち他の都道府県が徴収した株式等譲渡所得割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D : 配当割額徴収事務取扱費 $[(A - B \pm C) \times 1\%]$</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>3月 3月～2月収入分</p>
<p>① 都道府県の法人事業税額に100分の7.7を乗じた額を交付総額とする。 ② 交付基準は従業者数とし、経過措置として、3年間は以下の通りとする。 令和2年度：法人税割額（令和元年度収入分も併せて令和2年度に交付） 令和3年度：2/3・・・法人税割額 1/3・・・従業者数 令和4年度：1/3・・・法人税割額 2/3・・・従業者数 令和5年度～：従業者数</p>	<p>8月 3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>
<p>各都道府県に納付された地方消費税は、各都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて清算され、清算後の1/2に相当する額を下記のとおり按分し、市町村に対し交付する。 (従来分) 1/2を人口で、他の1/2を従業者数で按分して交付する。 (引上げ分：社会保障財源化分) 全額を人口で按分して交付する。 ※引上げ分の地方消費税収（交付金を含む。）は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。 (交付割合) 令和元年10月1日～：従来分22分の10 / 引上げ分22分の12 ※経過措置あり 令和元年度 従来分17分の10 / 引上げ分17分の7 令和2年度 従来分21分の10 / 引上げ分21分の11</p>	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>9月 5月～7月収入分</p> <p>12月 8月～10月収入分</p> <p>3月 11月～1月収入分</p>
<p>① 都道府県は、自動車税環境性能割を次の交付割合に応じて市町村に交付する。 令和元年度から令和3年度まで：44.65/100（自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の47に相当する額） 令和4年度以降：40.85/100（自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の43に相当する額）</p> <p>(ア及びイの合計額)</p> <p>ア 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}$</p> <p>イ 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>② 指定市を包括する道府県は①の他、自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の35に相当する額のうち次のア及びイの合計額を指定市に交付する。</p> <p>ア 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}$</p> <p>イ 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}$</p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>	<p>8月 (3月収入-3月収入見込) + (4月～7月収入分)</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月+3月収入見込</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その4)

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	本 税 の 概 要
地方特例交付金 〔平成11年4月創設〕	都道府県市町村(特別区を含む。)	一般財源	<p>①住宅借入金等特別控除分 個人住民税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの《平成20年度創設》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【対象】a.平成20年度税制改正による平成11年から平成18年までの入居者を対象 b.平成21年度税制改正による平成21年から平成25年までの入居者を対象 c.平成27年度税制改正による平成31年6月30日までの入居者を対象 d.平成28年度税制改正による令和3年12月31日までの入居者を対象 e.令和3年度税制改正による令和4年12月31日までの入居者を対象 f.令和4年度税制改正による令和7年12月31日までの入居者を対象</p> </div> <p>②自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの環境性能割の時的限的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの</p> <p>③軽自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの環境性能割の時的限的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる軽自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの</p> <p>④個人住民税定額減税分 令和6年度及び令和7年度の個人住民税の定額減税に伴う地方公共団体に生じる個人住民税の減収額を補てんするもの</p>
新型コロナウイルス感染症補填特別交付金 〔令和3年度創設〕	都道府県市町村	一般財源	<p>新型コロナウイルスに係る緊急経済対策に伴う軽減措置(令和3年度に限る)により減収となった固定資産税・都市計画税の国費補填。 (地方税法附則第65条)</p> <p>「先端設備等導入計画」の認定を受けた後に取得した一定の新規取得設備を行った中小企業に対する、固定資産税の軽減措置額を国費補填。 (地方税法附則第15条第45項(旧法第64条))</p>
交通安全対策特別交付金 〔昭和43年7月創設〕	都道府県市町村	道路交通安全施設の費用に充てる。	<p>交通反則金は、道路交通法第128条第1項の規定により納付 (交付金：道路交通法附則第16条)</p>

県税徴収交付金要領

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	交 付 の 基 準	交 付 の 時 期
県税徴収交付金	市町村	一般財源	<p>県税徴収取扱費の算定</p> <p>① 納税義務者数×3,000円(地方税法施行令第8条の3)</p> <p>② 還付又は充当した過誤納金額のうち県民税相当分</p> <p>③ 加算した還付加算金額のうち県民税相当分</p> <p>④ 市町が交付した納期前納付の報奨金の金額のうち県民税相当分</p> <p>⑤ 還付又は充当した所得割額から控除できなかった配当割額又は株式譲渡所得割額の金額のうち県民税相当分</p> <p>⑥ 納税通知書及び特別徴収税額通知書等の数×60円</p> <p>⑦ 県に払い込まれた金額×7%</p>	<p>7月</p> <p>10月</p> <p>1月</p> <p>4月</p>

※⑥、⑦は平成18年度以前に賦課決定をした県民税に係るものに限る。

国有資産等所在市町村交付金要領

区 分	交付又は納付義務者	交 付 金 又 は 納 付 金 の 客 体
国有資産等所在市町村交付金	国又は地方公共団体	<p>国有資産等所在市町村交付金……国又は地方公共団体が所有する固定資産</p> <p>① 固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産</p> <p>② 空港の用に供する固定資産又は国が自衛隊の設置する飛行場若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項の規定に基づき日本政府若しくは日本国民が使用する飛行場において一般公衆の利用に供する目的で整備し、かつ、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産</p> <p>③ 国有林野の管理経営に関する法律第2条第1項の国有林野に係る土地</p> <p>④ 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産</p> <p>⑤ 水道法第3条第8項の水道施設若しくは工業用水道事業法第2条第6項の工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産</p> <p>⑥ 石油の備蓄の確保等に関する法律第29条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産(国有資産等所在市町村交付金法第2条)</p>

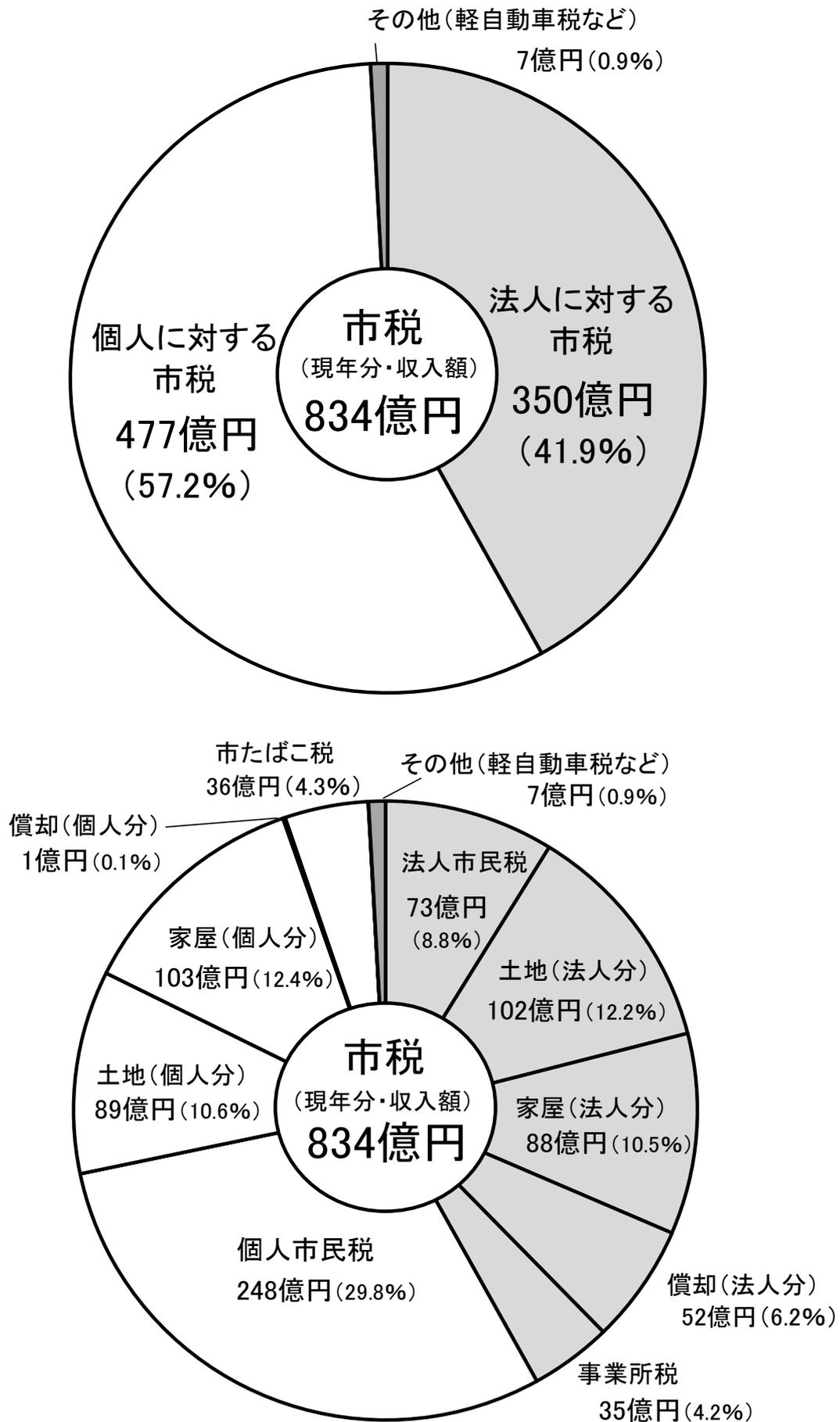
譲与等の基準	譲与等の時期
<p>①住宅借入金等特別控除分 当該年度の5月末現在における各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額を用いて総務省令で定めるところにより算定した額とする。</p> $\text{市町村交付総額} \times \frac{\text{当該市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額}}{\text{市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額総額}} = \text{当該市町村交付額}$	<p>4月</p> <p>9月</p>
<p>各市町村における当該年度の固定資産税・都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。</p>	<p>3月</p>
<p>① 道路交通法第 128条第1項の規定により納付される反則金に係る収入額等を都道府県及び市町村（指定都市と指定都市以外の市町村では交付基準が異なる）に交付する。</p> <p>② 市町村内における交通事故（人身事故に限る）の発生件数の過去2か年の平均値及び最近の国勢調査による人口集中地区人口並びに改良済道路の延長に応じて按分し、交付される。その算定割合は、2：1：1とされている。</p> <p>③ 一般国道又は都道府県道の管理を行う市には、②で算定した額に、当該市が管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長に応じて按分された交付金額が加算される。</p>	<p>9月</p> <p>2月～7月収入分</p> <p>3月</p> <p>8月～1月収入分</p>

算定標準等	算定時期	交付又は納付の時期
<p>○交付金額の算定（国有資産等所在市町村交付金法第3条） 交付金算定標準額（国有財産台帳等に記載されている固定資産の価格）に100分の1.4を乗じて得た額とする。</p> <p>○算定標準額の特例（国有資産等所在市町村交付金法第4条）</p> <p>(1) 地方税法第 349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地に相当する土地…1/6</p> <p>(2) 空港の用に供するもの…1/2</p> <p>(3) ダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産 (初年度～5年度まで…1/2) (6年度～10年度まで…3/4)</p>	<p>前年の 3月31日</p>	<p>6月30日</p>



XV 税データ分析

[図表6] 令和6年度市税決算額(現年分)の個人・法人別構成比



[図表7] 固定資産税(土地・家屋)個人・法人別課税標準額の推移

